

# ユーロトレンド

EURO TREND

NO.44 2000・12

- Report 1 ISO/TC207と環境監査管理制度の動向（欧州）/ 2  
Report 2 欧州通貨統合参加否決とその影響（デンマーク）/ 27  
Report 3 構造改革に向けた政府の取り組みと反響（ドイツ）/ 41  
Report 4 北欧のハイテク紙素材の利用が活発に（フィンランド）/ 49  
Report 5 通信機器メーカーが躍進する電機産業（欧州）/ 58  
クロノロジー / 66  
統計資料 主要経済指標 / 76



# ISO/TC207と環境監査管理制度の動向 (欧州)

ジュネーブ事務所

ISO (国際標準化機構、本部：ジュネーブ)における環境マネジメントに関する技術委員会 (TC207) では、96年のISO14001制定後、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなどについての規格策定作業が進められた。2000年6月にはストックホルムで第8回総会が開催され、各規格の開発はほぼ一段落し、新たな段階に入ったといえよう。

他方、欧州環境管理監査制度 (EMAS) は、93年に制定されたEUの理事会規則 (Council Regulation) を拠り所としているが、その6年間以上におよぶ実施経験を踏まえ、欧州域内に飛躍的に浸透しつつある。EMASは96年7月末で142事業所であったものが、2000年5月末では2,891事業所と20倍以上に拡大し、この1年間で約400事業所が新たに登録された。一方で、本制度はISO14000シリーズなどの制度、規格との整合性の確保を目的として、現在、改正のあり方が議論されている。

環境関連の管理規格の動向は、欧州域内外の貿易などを通じて、個別の企業活動に大きく影響するとともに、市場の動向にも影響を与えうる重要な論点である。本レポートでは、最近の環境管理関連規格および環境ラベルの動向について、ISO/TC207および欧州のEMASを中心に概説する。

目次	次
1. ISO/TC207における環境管理システム規格 制定の状況..... 3	2. EMAS (Eco-Management and Audit Scheme : 環境管理監査制度) の動向..... 9
(1) ISO14000シリーズとは	(1) EMASとは
(2) 第8回TC207総会の結果とISO14000シ リーズ規格の進捗状況	(2) EMAS規則改正動向
環境マネジメントシステム (SC1)	(3) EMASに基づく登録企業などの動向
環境監査 (SC2)	欧州各国におけるEMAS登録事業所数
環境ラベル (SC3)	欧州各国における業種別EMAS登録件数
環境パフォーマンス評価 (SC4)	日系企業のEMAS登録件数
ライフサイクルアセスメント (SC5)	ISO14001認証との比較
SC6 (用語と定義) の動向	(4) EMAS規則の改正
次の開催	改正の目的
(3) ISO14001の認証の現況	EMAS規則の主な改正点
	EMAS規則改正に伴う経過措置
	EMAS規則改正案の逐条別規定内容

## 1. ISO / TC207における環境管理システム規格制定の状況

### (1) ISO14000シリーズとは

国際標準化機構（ISO）では、環境管理分野における国際標準化を行うために、93年2月、環境マネジメントに関する技術委員会（TC207）を設置した。TC207は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントといった環境管理分野での国際規格の作成を目的としており、その一連の国際規格番号に14000～14100を用いることとしている。そのため、「ISO9000シリーズ」と同様に、そこで作成される国際規格は「ISO14000シリーズ」と総称されている。

図1に示すように、TC207には、6つの分科会（SC；Sub-Committee）がおかれており、96年秋に環境マネジメントシステム規格ISO14001，14004、環境監査規格ISO14010，14011，14012が制定され、また、その後の活動で環境ラベル、およびその基礎となるライフサイクルアセスメント（LCA）関連の規格が整備されつつある。99年5～6月に第7回総会がソウルにて開催され、これまで制定されてきた規格の見直しや統合が議論された。一方で新たな規格についても主なものの検討を終え、環境管理に関する第一段階の規格開発はほぼ一巡した。これを受け、本年の第8回総会では、新たなステップとして、ISO14001の改正作業の着手などが決議された。

### (2) 第8回TC207総会の結果とISO14000シリーズ規格の進捗状況

2000年6月11日から18日の8日間の日程で、ISO/TC207第8回総会がスウェーデンのストックホルムで開催された。環境問題への積極的な取り組みで名高い北欧、ストックホルムにおいて開催されたTC207の総会は、前回

のソウル総会の53カ国を上回る、57カ国の参加国、600名を超える参加者を得て過去最大となった。日本からも、TC207国内委員会副委員長の石谷久東大教授、吉澤正筑波大教授をはじめとして、官庁および産業界などから計25人の産学官のエキスパート、オブザーバーが参加した。

#### 【これまでの総会実績】

第1回	トロント（カナダ）	26カ国	200人
第2回	ゴールドコースト（オーストラリア）	28カ国	300人
第3回	オスロ（ノルウェー）	44カ国	500人
第4回	リオデジャネイロ（ブラジル）	45カ国	430人
第5回	京都	49カ国	482人
第6回	サンフランシスコ（米国）	51カ国	535人
第7回	ソウル（韓国）	55カ国	494人
第8回	ストックホルム（スウェーデン）	57カ国	600人

今回の総会においては、既に規格が発行されている環境マネジメントシステム（SC1）などについて見直しや規格統合の議論が進められ、改正作業の開始が決議された。環境パフォーマンス評価（SC4）関連では、環境レポートの規格化が議論され、スウェーデンから新作業項目提案を行う意志が表明された。

なお、TC207全体としての規格の策定状況は、表1のとおりである。

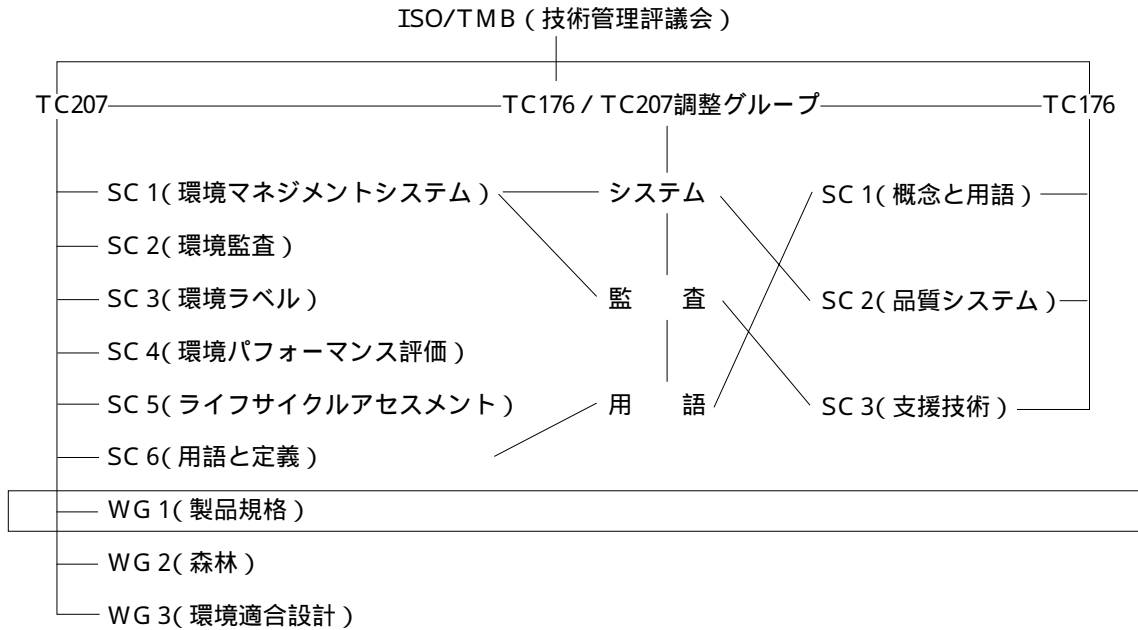
また、今次総会においては、サンフランシスコ総会、ソウル総会に引き続き、各分科会（SC）と並行して数多くのワーキンググループが開催されている。これは、97年の京都総会で京都ステートメントとして採択された戦略ポリシーステートメント（規格作成方針の明確化、ISO9000シリーズなど他の関連規格との整合性、関係者とのコミュニケーションの

強化、ISO14000シリーズの的確な運用、環境規制、国際貿易等との関係配慮など)で示された関係者に対する信頼性と透明性の確保に向け実施されたものである。

具体的には、「NGOコンタクトグループ」

「途上国コンタクトグループ」、「気候変動タスクフォース」、「14000サクセスフル環境事業のためのツールボックスワークショップ」等が開催され、それぞれ事例紹介など活発な活動が行われた。

図1 TC207 (環境管理) の審議体制



(TC207における各SC : Sub Committeeの概要)

SC 1 環境マネジメントシステム (EMS : Environmental Management System)

環境に関する組織の方針を定め、それを実行していくためのシステムにかかわる規格。具体的には、環境方針の設定、責任体制の整備、自己の環境影響把握、環境行動目標の設定、目標達成計画と実行マニュアルなどの設定からなる。

SC 2 環境監査 (EA : Environmental Audit)

環境監査の一般原則に関する規格のほか、監査を実施するための手順にかかわる基準、環境監査実施者の資格要件及び環境監査計画に関する規格からなる。

SC 3 環境ラベル (EL : Environmental Labeling)

消費者・利用者の選択という市場原理を利用し、類似の商品群から環境に配慮した商品に優先度を与えることを目的として、そのための基準を定めるもの。

SC 4 環境パフォーマンス評価 (EPE : Environmental Performance Evaluation)

組織の環境行動、実績を定性的・定量的パラメーターを使って評価する手法に関する規格。

SC 5 ライフサイクルアセスメント (LCA : Life Cycle Assessment)

製品の環境負荷を、原料調達段階から廃棄に至る各段階毎に分析し、製品の環境負荷改善を目的とする手法のための規格。

SC 6 用語及び定義 (T&D : Terms and Definition)

表1 ISO14000シリーズ規格の制定状況

分科会名	規格番号	規格名称	進捗状況
SC 1	IS 14001 IS 14004	環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き 環境マネジメントシステム - 原則、システムおよび支援技法の一般指針	96 .9 .1 発行 96 .9 .1 発行
SC 2	IS 14010 IS 14011 IS 14012 CD 19011 DIS 14015	環境監査の指針 - 一般指針 環境監査の指針 - 環境マネジメントシステムの監査手順 環境監査の指針 - 環境監査員のための資格基準 品質および環境監査の指針 サイトアセスメント	96 .10 .1 発行 96 .10 .1 発行 96 .10 .1 発行 00 .4 .15 ~ 8 .10投票 00 .4 .27 ~ 9 .27投票
SC 3	IS 14020 IS 14021  IS 14024 TR 14025	環境ラベルおよび宣言の一般原則 環境ラベルおよび宣言 - 自己宣言による環境主張 - 用語と定義 - シンボル、試験検証方法 環境ラベル - 第三者認証による原則と実施方法 環境ラベル - タイプ (環境情報表示)	00 .9 .28発行 99 .9 .15発行  99 .4 .1 発行 00 .3 .15発行
SC 4	IS 14031 TR 14032	環境パフォーマンス評価 環境パフォーマンス事例集	99 .11 .15発行 99 .11 .15発行
SC 5	IS 14040 IS 14041 TR 14049 IS 14042 IS 14043 CD 14048  NPTR14047	ライフサイクルアセスメント - 一般原則 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析；一般 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析；特定 ライフサイクルアセスメント - 影響評価 ライフサイクルアセスメント - 解釈 ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析；データフォーマット ライフサイクルアセスメント - 影響評価事例集	97 .6 .15発行 98 .10 .1 発行 00 .3 .15発行 00 .3 .1 発行 00 .3 .1 発行 00 3 6~6 6コメント  英国から提案、採択
SC 6	IS 14050 IS 14050 / DAM1	用語と定義 用語と定義 (追補)	98 .5 .1 発行 99 .12 30~00 .5 30投票
WG 1	ISOガイド64	製品規格の環境側面	97 .3 .5 発行
WG 2	TR 14061	森林管理	98 .12 .15発行
WG 3	NPTR 14062	環境適合設計 (DFE)	仏・韓から提案、採択

注) 規格番号の前の略号は以下のとおり。

IS ; International Standard , 発行済み国際規格

FDIS ; Final Draft of International Standard 2ヶ月間の最終投票 ( YES / NOのみ ) 中の国際規格案

DIS ; Draft of International Standard 5ヶ月間の投票 ( コメント提出可能 ) 中の国際規格案

CD ; Committee Draft , 分科会としての国際規格案

WD ; Working group Draft , 作業原案

NP ; New work item proposals , 承認された新規作業項目

よって、ISO規格の開発は、NP、WD、CD、DIS、FDIS、ISの6段階を経て進められる。

( D )TR ; Technical Report , 国際規格ではない技術報告書 ( 案 )

DAM ; Draft Amendment , 修正票案または追補案

環境マネジメントシステム ( SC 1 )  
環境マネジメントシステムに関する2つの規格、ISO14001 ( 環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き ) およびISO14004 ( 原則、システムおよび支援技法の一

般指針 ) については、96年9月1日に発行されている ( JIS制定は同年10月20日 ) 。

近年のSC 1 においては、同規格とISO 9001との整合性向上のため、9000シリーズの改訂プロセスにあわせて14001側の改訂につ

いて検討がなされてきた。2年前のサンフランシスコ総会の会合では、この改定作業を同総会から開始しようとの提案が事務局から提出されたが、米国、フランスなどから反対意見が出され、99年のソウル総会でも14001の改訂の是非については結論が先送りにされた。

その後、事務局による各国へのレビュープロセスを継続し、今回のストックホルム総会において、以下の条件付きで改訂作業に入ることを決議したものである（賛成36、反対0、保留1）。

- ・改訂作業はISO9000シリーズとの両立性と現存テキストの明確化という観点に限定し、新たな要求事項はないものとする。
- ・各国からの改訂要求事項は、ソウルで合意した基準に準拠して検討する。

早速、WG1において改訂作業にはいり、3つのタスクグループが設置され、各国コメントの検討に着手した。ISO14001改訂版の発行は、早ければ2003年秋、CD段階（分科会原案の作成）の検討が長期化すれば、2004年秋と予想される。

他方、既に99年のソウル総会にて作業開始の決議が行われた14004の改訂については、99年1月のワシントンでのWGで決定した6つの優先審議事項（局面、影響、重要性 汚染の防御 目的と目標 外部とのコミュニケーション 法的要求 継続的改良）に沿って、5つのドラフティンググループを設置し、具体的に改訂作業を行った。また、次回WGに向けてさらに2つのドラフティンググループと、全体の整合性を確認を行うグループの設置を決めた。ISO14004改訂版の発行は2003年秋の計画であったが、14001との整合性確保のため、ISO14001の改訂と同時期となる。

## 環境監査（SC2）

環境監査に関する3つの国際規格（ISO14010（環境監査の一般指針）、ISO14011

（環境マネジメントシステムの監査手順）ISO14012（環境監査員のための資格基準）については、環境マネジメントシステム規格に続いて、96年10月1日に発行されている（JISは同年10月2日制定）。

前回ソウル総会でサイトアセスメントに関するCD14015.1へのコメントを検討し、14015.2を策定したが、これは既にDIS段階（国際規格原案の作成）に進み、2001年の発行を目指すこととなっている。他方、SC2における現在の最大の懸案事項であるISO10011（品質システム監査）との統合については、前回ソウル総会で合同WGが統合規格であるWD19011を策定した。その後、99年9月にサンフランシスコ、2000年3月にはベルリンにて同WGが開催され、CD.2が作成されており、2001年第3四半期には発行の予定である。なお、CASCO（ISO適合性評価委員会；適合性評価に関し、ISO・ISEガイド等の作成を担当）が規格づくりまで行っているのは活動範囲の逸脱とする意見もあった。SC2は作業が一段落した状況にある。

## 環境ラベル（SC3）

SC3においては、環境ラベルおよび宣言に関する規格の制定を行ってきた。具体的に扱う規格は、以下の通りである。

- a. ISO14020「環境ラベルおよび宣言の一般原則」

ISO14020は、環境ラベルと宣言にかかわる一般原則を規定し、タイプI（第三者認証機関による環境ラベル）、タイプII（企業などが自ら行う環境宣言）およびタイプIII（特定の環境要素についての数量表示）の規格の基礎となる総則的規格である。ただし、これらの規格は、トイレトペーパー、洗濯機など個々の環境ラベル製品グループの要求事項を規定しようとするものではなく、環境ラベル制度自体が遵守すべき原則を規定している。

b. ISO14024「環境ラベルおよび宣言 - 環境ラベルタイプI - 一般原則と手続」

ISO14024は、タイプIつまり第三者認証の環境ラベル実施者に対するガイドラインを定めるものであり、制度の信頼性、透明性、アクセスの容易さなどを確保するとともに、製品グループの選択、クライテリアの設定および認証の手順に関する配慮すべき要件などを規定している。

タイプI、タイプIIの環境ラベル規格は既に発行されており、WG1とWG2は解散した。SC3の審議はタイプIIIに移行している。

c. ISO14025「環境ラベルタイプIII - 環境情報表示の一般原則」

タイプIIIの規格は、既に発行されたタイプI、IIと異なり、技術報告書(TR)14025という段階にある。タイプIIIの扱いについては、規格化の審議を進めようとする国と、ラベルの経験がない現状では規格作成は時機尚早であり、技術報告書(TR)を作成して経験をつむべきとする国(日本含む)との間で議論があり、結局、技術報告書(TR)として作業を開始することを決議した経緯がある。本SC開催前には、a ISO化、b TR撤回、c さらに3年間のTR据え置き、d 次回クアラルンプール総会まで棚上げという案が事務局より示されていた。そして審議の結果、「タイプIIIラベルに対する認識の水準を今後1年間で向上させること」を前提に、d が採用され、棚上げして1年後審議されることとなった。

また、タイプIIIを実施している国(カナダ、ノルウェー、スウェーデン、日本)および準備状況にある国(デンマーク、韓国、米国、ドイツ、英国)からの、それぞれの状況について報告を行うワークショップが99年に続き開催された。制度、実績に着目すれば、本分野ではスウェーデンと日本が抜きんできているといえよう。

環境パフォーマンス評価(SC4)

組織の環境行動、実績などの環境パフォーマンスに対し、定性的・定量的パラメータを用いて評価を行うための手法に関する規格がISO14031(環境パフォーマンス評価)である。同規格については、既にFDIS投票が行われ、当初予定通り99年11月に規格が発行された。さらに、99年5月に承認されたISO14031の実施例を集めたTR14032も同じく99年11月に発行された。これをもって、WG1(本文)、WG2(付属書)、WG3(TR14032)は前回会合で解散した。

今次会合においては、スウェーデン提案による環境報告書の規格化について議論が行われたが、本SCとしてはコンセンサスが得られず、スウェーデンは今後3ヶ月をかけて各国からの意見を集約し、これをもとにSCレベルではなく、TC207本体に規格化の提案を行うこととした。

環境報告書に関するラウンドテーブルが開催され、NGOの環境報告書に関する活動、企業の環境報告書のほか、ドイツ、インドネシア、ジャマイカ、米国、日本から各国の状況が報告された。

また、前回に引き続き各国の環境パフォーマンス評価の事例に関する報告のワークショップが開催され、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、日本や個別企業などからの発表があった。

ライフサイクルアセスメント(SC5)

ライフサイクルアセスメントに関する規格は、既にISO14040(ライフサイクルアセスメント - 一般原則)、ISO14041(ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析(一般))、ISO14049(ライフサイクルアセスメント - ISO14041の技術解説文書: インベントリ分析(特定)): 評価を除いた製品のライフサイクル分析)、ISO14042(ライフサイクルアセスメント - 影響評価)、ISO14043(ライフサイ

クアアセスメント - 解釈)については前回までに議論が終了し、2000年3月にはすべて発行が完了している(ISO14049のみTR)。

今次総会で議論されたのは、ISO14048(ライフサイクルアセスメント - インベントリ分析: データフォーマット)とISO14047(ライフサイクルアセスメント - 影響評価事例集)についてである。ISO14048については、規格とするかTRにとどめるかの議論が行なわれ、現在の作業を続けながら次回総会で結論を出すこととした。ISO14047については、2000年9月までに事例を提出し、2001年2月までにSC5内に配布、投票を行なう予定である。

## SC6(用語と定義)の動向

SC6においては、環境管理規格に関する用語と定義の規格の審議を行っている。追補のISO14050/DAM1が投票にかけられていたが、これとISO14050を統合し、最終的なFDISとして各国に配布するよう中央事務局に提出した。

用語、定義およびカテゴリーについては、アルファベット方式かコンセプト方式かで意見が分かれ、検討が行われてきたものの決着しないため、タスクグループを置いて検討の進め方の討議が行われた。この結果、次回クアラルンプールにおいて、SC6のあり方について、a.各SCの代表が出席しなければならない用語ワーキンググループを設置し、SC6は解散、b.各SCにタスクを委譲し、SC6は解散、c.コンセンサスが得られるまで議論を継続、d.このまま活動を継続、の4案について投票で決することとした。なお、SC6議長、事務局および米国はa案を支持しており、コンセンサスはえられているものと思われる。

## 次回の開催

次回第9回総会の開催についてはマレーシ

アのクアラルンプールにて2001年6月10日から行うこととなった。また、2002年の第10回総会については、コロンビア、カータジェナで開催されることとなった。

## (3) ISO14001の認証の現況

ISO事務局発表の最新時点(99年12月現在)の「ISO9000およびISO14000認証状況調査」によれば、ISO14000シリーズにおける世界の認証件数ランキングで、日本は97年、98年に引き続き世界一の3,015件に達し、98年より連続2位の英国(1,492件)を大きく引き離している。日本の世界シェアも2割を超えている。

ISO認証件数が次いで多いのはドイツで、以下スイス、オーストラリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フランスと欧州の環境問題に敏感な国々が続いている。

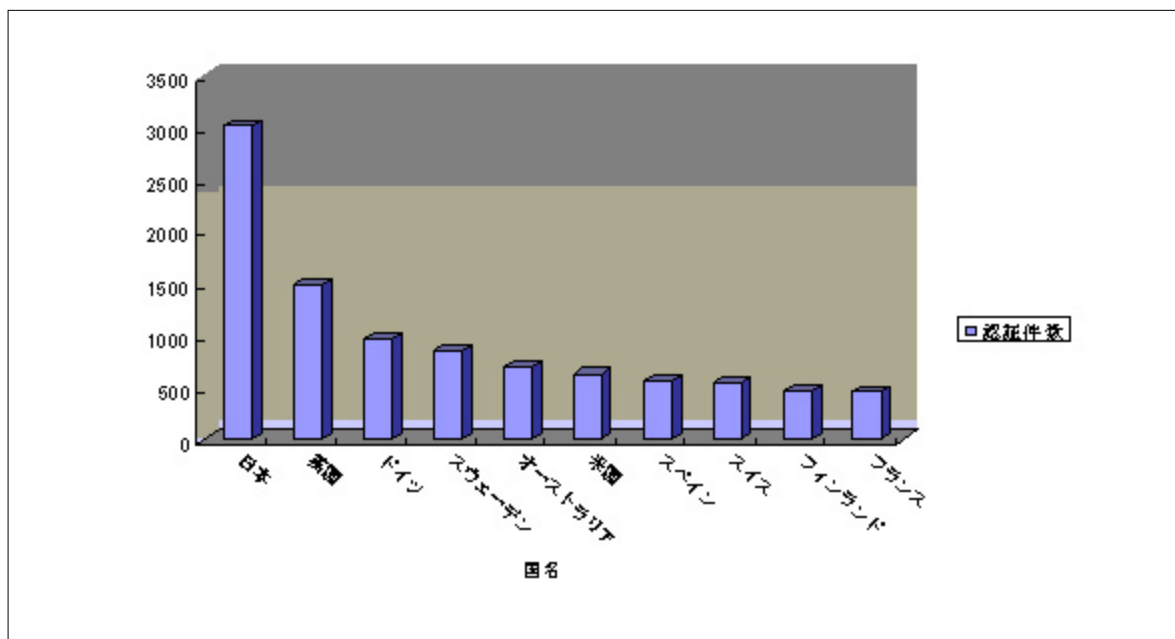
日本はこの一年間の認証件数の伸びも1,473件と、98年の829件を超えて増大し、英国の571件を抑えトップを維持している。英国に次いで増加したのは、スウェーデンの547件、スペイン409件、以下オーストラリア、米国と続いている。アジアでは中国が128件と倍以上に伸び、タイが103件と増加したのが目立つ程度で、日本、欧米諸国に比べるとその伸びはわずかであり、日本を除くアジアの世界シェアは9.5%にとどまっている。

世界全体では認証件数は98年の72カ国、7,887件からさらに12カ国も増加して84カ国、14,106件と一万件の大台を超えた。この1年間で約80%の急速な増加となっており、世界各国への浸透がうかがわれる。全体のうち5割以上が依然として欧州諸国となっているが、北米の比率も若干ながら増大した。

産業別では、電気機器および光学機器分野がもっとも多いが、全体に占めるシェアは98年の30%から低下し20%となっている。次いで化学・化学製品・繊維分野が10%、機械分野が6%と続いている。一方で、建設分野が



図2 ISO14000シリーズ認証 - 世界のトップ10



67%増加して全体の5%弱を占めるようになってい

ている。  
日本がISO14000シリーズの認証件数でここ数年間続いて世界一となっているのは、企業などの環境管理問題への取り組みの熱心さを示したものである。一方で欧州も環境管理に熱心であるが、特にドイツはEMASの取得を先行させており、後述の通りドイツのEMAS登録件数は2000年5月段階で既に2,060件に達している。このため、環境管理の認証についてはドイツの件数が世界一ともいえるが、日本との差はほとんどなくなっている。

## 2. EMAS(Eco- Management and Audit Scheme : 環境管理監査制度)の動向

### (1) EMASとは

EMAS (Eco- Management and Audit Scheme : 環境管理監査制度)とは、93年6月29日に開催された、EUの閣僚理事会 (the Council of Ministers) で採択されたEU規則に基づく環境監査制度のことである。この環境監査制度の根拠法令であるEMAS

規則 (Council Regulation (EEC) No 1836 / 93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in the industrial sector in a Community eco- management and audit scheme) は、CEマーキングなどの根拠となっている、EU指令 (Council Directive) とは異なり、EU規則として発布されているため、各加盟国内において、規則そのものが拘束力を持っており、EU域内および欧州経済領域 (EEA) 内において活動を行う企業に対して、整合性のとれた共通の環境監査制度を提供することが可能となっている。ただし、この制度への参加自体は任意であるため、各企業は、自ら参加するか否かを定めることができる。また、EMASの目的は、この制度に参加する各事業所が自らの環境パフォーマンスを評価し、これを改善させるとともに、一般社会に対して適切な情報を提供することを通じて、当該事業所の継続的な環境パフォーマンスの向上を促進することにあるといえる。EMAS規則自体は、21の条文と五つの附属書から構成されているが、ISO14001などの

他の管理システム規格とは異なり、附属書も適合が要求される規定の一部 (normative reference) となっている。

前述のとおり、この制度への参加は、EU域内およびEEAにおいて活動を行う企業に対して、開かれたものとなっているが、現在までのところ、EMAS規則第1～3条において、何らかの生産活動を行う事業場を運営する企業に対してのみ(ただし、EMAS規則第14条において製造業以外の、例えば流通業やサービス業への試行規定がある。)参加の機会が与えられている。

このEMAS制度への参加のためには、各企業は、具体的には、以下のような活動が求められる。

- a. 環境に関連するすべての法律への適合はもとより、環境パフォーマンスの継続的な向上に対するコミットメントをその内容とする「環境方針」を採択すること。
  - b. 事業場において、環境初期審査を実施すること。
  - c. 上記の「環境方針」および「環境初期審査」をもとに「環境計画」および「環境マネジメントシステム」を策定すること。
  - d. 環境監査を3年を超えない決められた周期で実施し、この監査の結果を基に新たな「環境目的」を設定すること。また、この目的を果たすために「環境計画」を改訂すること。
  - e. 環境初期審査並びにその後定期的に行われる環境監査の際には、「環境声明書」を策定し公表すること。なお、一般に公表される「環境声明書」並びに認定環境検証人による「環境声明書」の検証は、環境管理監査制度の根幹をなすものであり、同声明書には以下の項目を含む必要がある。
- ・事業所における業務内容
  - ・すべての重大な環境問題の評価
  - ・汚染物質の排出量、廃棄物の排出量、原材料・エネルギー・水の消費量並びに騒音に関する報告

- ・企業の「環境方針」、事業場の「環境計画」および「環境マネジメントシステム」の提示
  - ・次回の声明までの期限
  - ・認定環境検証人の氏名
- f. EMAS規則の要求事項に基づき認定された環境検証人から、その事業場がこの規則のすべての要求事項を満たしていることの検証を受けるとともに、「環境声明書」の内容が適正であることの検証を受けること。

EU加盟国が指定する管轄機関が、上記の検証を受けた「環境声明書」を受け付けた段階で、事業所がすべての適切な環境に関する法律への適合を含むEMAS規則の要求事項に合致することを示す登録 (EMAS登録) が行われる。

なお、EMAS登録が行われた事業場が所属する企業は、各企業が欧州環境管理監査制度に参加していることを示す声明およびロゴをEMAS規則の附属書IVに基づき、EMAS制度への参加の広報活動やEMAS制度への参加の促進のために用いてもよいが、当該企業の製品の宣伝のためや製品そのものまたは製品の包装に使用してはならないこととなっている。

## (2) EMAS規則改正動向

現行のEMAS規則の第20条に、EMAS規則の発効後5年以内に、欧州委員会 (European Commission) がそれまでの経験を基に同規則を見直すことが規定されており、これに基づき98年10月末に欧州委員会が採択したEMAS規則の改正案が提案され、同年12月22日付の欧州共同体官報 (Official Journal of the European Communities) にその内容が掲載されている。

当該規則案については、欧州委員会の提案に基づいて閣僚理事会が欧州議会と共同で決定を下す、共同決定手続と呼ばれる手続きに

より立法化が進められてきており、これまでのところ2000年7月に開催された欧州議会において、閣僚理事会が欧州議会の意見を採用入れた改正案（2000年2月28日に閣僚理事会で採択された「共同の立場（Common Position）」）についての検討（第2読会）が行われ、同改正案への修正提案が採択されたところである。

今後、欧州議会からの修正提案が閣僚理事会で採択されれば、同規則の改正が成立することとなるが、これが否決された場合には、閣僚理事会の代表またはその代理およびそれと同数の欧州議会の代表からなる調停委員会が構成され、共同原案の策定を行うこととなる。調停委員会において共同原案が採択されるためには、欧州議会側においては、多数決によって、また閣僚理事会側においては特定多数決によってこれが承認される必要がある。その後、閣僚理事会および欧州議会で共同原案の審議が行われ、両機関がそれを承認すれば、当該共同提案をもって同規則の改正が成立することとなるが、いずれか一方において承認されなかった場合には、同改正案は廃案となる（図3参照）。

なお、現在、欧州議会で検討が行われている改正案（2000年2月28日に閣僚理事会によって採択された「共同の立場」）によれば、このEMASに登録されるためには以下のような活動が求められている。

a. その活動、製品、およびサービスについて、附属書VIに含まれる事項（環境側面）について、附属書VIIに従って環境レビューを行い、その結果に鑑みて、附属書IXに記載されたすべての要求事項をカバーする環境マネジメントシステムを実施しなければならない。しかし、第9条の要求に従って認知された認定をうけた環境マネジメントシステムを有する組織は、附属書Vに定める環境側面の識別と評価のために必要な情報がこの環境マネジメントシステムにより

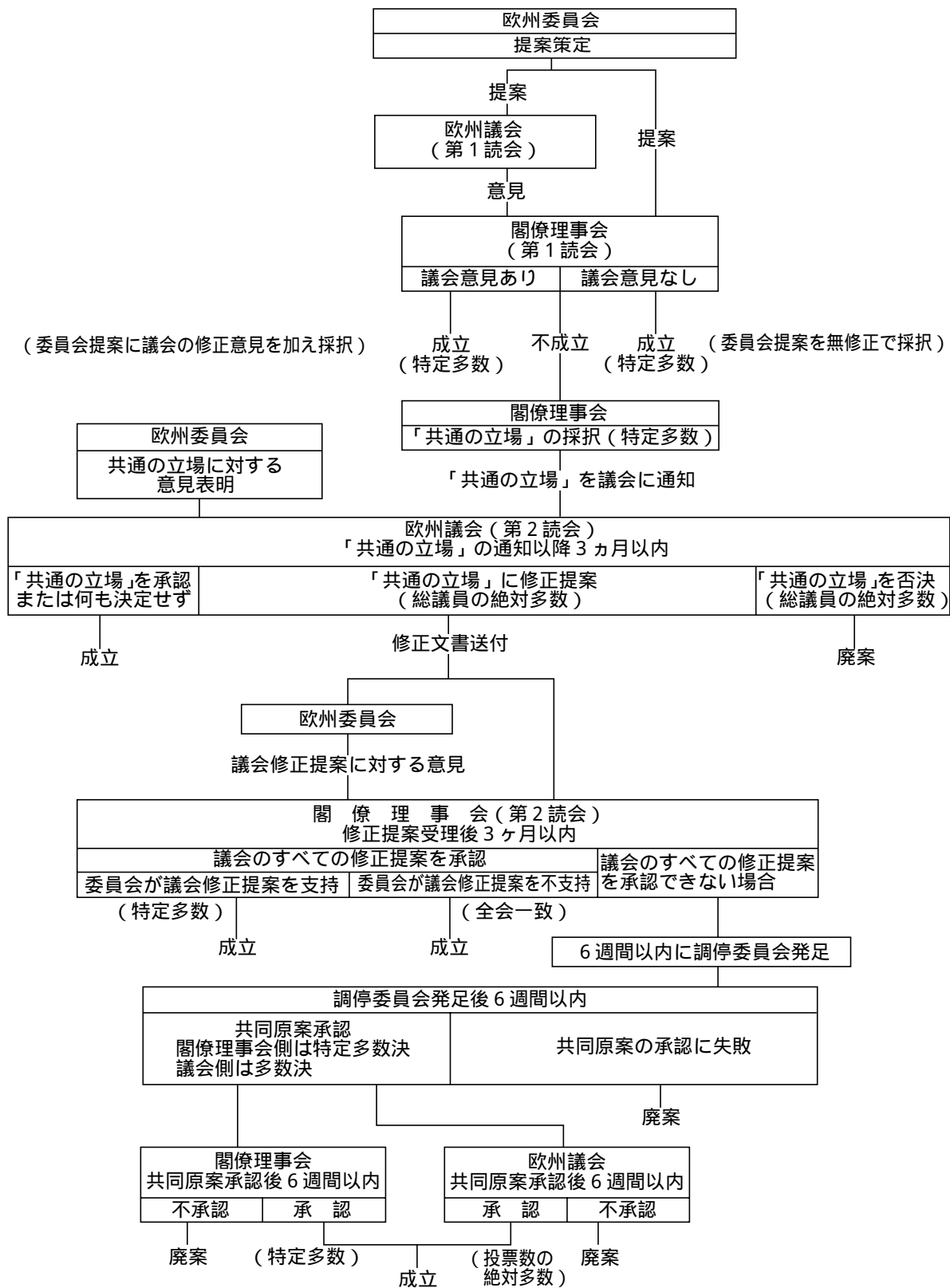
提供される場合において、EMASへの移行の際に環境レビューを行う必要はない。

- b. 附属書II（内部環境監査に関する要求事項）に定める要求事項に応じた環境監査を実施する、またはさせる。監査は、組織の環境パフォーマンスの評価を目的に計画されなければならない。
- c. 附属書III（環境声明書）の32項に従った環境声明書を策定する。声明書では、環境目的と環境目標に反するような、組織のパフォーマンスに特に注意を払わなければならない。
- d. 附属書IIIの要求事項を確かに満たしていることを確認するため、環境検証人から、適切とあれば環境レビュー、管理システム、監査手順、および環境声明書がこの規則の関連要求事項に合致していることの検証を受けるために検査を受けるとともに、環境声明書の正当性についての承認を受けなければならない。
- e. 有効と認められた環境声明書を、登録を求め組織が所在する加盟国の管轄機関に提出し、登録後にこれを公表しなければならない。

また、附属書III（環境声明書）の32項において、同声明書には以下の項目を含む必要があるとされている。

- ・組織における業務内容
- ・環境方針および環境マネジメントシステム
- ・すべての重大な環境影響を招く環境側面の詳細および説明
- ・重大な環境影響に関連する環境目的および環境目標の記述
- ・組織の環境目的に対する組織の環境パフォーマンスの要約
- ・環境パフォーマンスに関するその他のファクター
- ・認定環境検証人の氏名、認定番号、承認の確認の日付

図3 共同決定手続きの概要



(3) EMASに基づく登録企業などの動向

欧州各国におけるEMAS登録事業所数

2000年5月2日現在のEMAS登録事業所数および認定環境検証人数の一覧を表2に示す。同日現在、欧州でEMAS登録された事業所の総数は2,891事業所で、最も登録事業所の多い国が、ドイツで2,060事業所、次にオーストリアの221事業所、スウェーデンの156事業所、デンマークの137事業所、英国の73事業所がこれに続いている。約8ヵ月前の99年8月末のデータと比較してみると、当時登録されていた事業所は2,504事業所であったことから、この間に約15%増加したことになる。

また、認定環境検証人の総数は302人であった。このうち、最も認定環境検証人の数

が多いのが、ドイツで233人、これに続くのがオーストリアで17人、英国の10人、フランスの8人である。総認定環境検証人について99年9月初めのデータと比較してみると、当時307名であったことから、この8ヵ月で5名減少したことになる。

99年8月末までの約1年間のEMAS登録事業所数の伸びは約41%、同じく認定環境検証人の伸びは約10%であったことから、当該制度の普及の速度はかなり減速してきていることがわかる。ただし、この傾向が当該制度自体の普及によるものか、当該制度の改正をひかえ企業が制度への参加を見送っているためなのかは定かではなく、2001年初めには行われるとみられているEMAS規則改正の後の動向を見守る必要がある。

表2 欧州各国におけるEMAS登録事業所数および認定環境検証人一覧

欧州各国	EMAS登録事業所数 (2000年5月2日)	認定環境検証人の数 (2000年5月2日)
ドイツ	2,060	233
オーストリア	221	17
スウェーデン	156	6
デンマーク	137	4
英国	73	10
ノルウェー	59	4
スペイン	55	4
フランス	36	8
フィンランド	27	2
オランダ	25	4
イタリア	25	3
ベルギー	9	6
アイルランド	6	1
ギリシャ	1	0
ルクセンブルク	1	0
アイスランド	0	0
リヒテンシュタイン	0	0
ポルトガル	0	0
合計	2,891	302

次に、過去8ヶ月間の欧州各国における登録事業所数の推移をみると、登録事業所数第1位のドイツ以下第9位のフィンランドまで順位に変動はない。また、第10位以降についても、99年8月末に18事業所で11位であったイタリアが、今年は25事業所となりオランダとともに10位になった以外は変化がない。過去2年間にわたり一定して登録事業所数を増やしているのが、デンマーク、スペイン、イタリアの3カ国であり、いずれの国も毎年25%以上の伸びを示しているが、特にスペインは、98年7月から99年8月末までに41.6%、また、99年8月末から2000年5月にかけて48.6%増と大きく伸び続けており、第5位のノルウェーに4事業所の差に詰め寄っている。一方、98年7月から99年8月末にかけて11事業所から27事業所へと2倍以上に登録事業所数を伸ばしたフィンランドにおいては、99年8月末から2000年5月にかけては、まったくその数をのばしていない(図4参照)。

次に欧州各国における認定環境検証人の推

移をみると、認定環境検証人の最も多いドイツは別格として、第2位のオーストリア以外は大きく順位が入れ替わっている。このことは、99年8月末から2000年5月にかけて、オーストリア、フランス、ノルウェーの3カ国において認定環境検証人の数が減ったことによる。これらの3カ国のうちオーストリアについては、第3位の英国との間に大きな差があることから順位を落とさなかったが、フランスについては、3位から4位へ、また、ノルウェーについても5位から7位に後退している。認定環境検証人の増減した国の数をみると、99年8月末から2000年5月にかけて認定環境検証人の数が増えた国が3カ国、減った国が同じく3カ国となっているが、認定環境検証人の数が増加した国における増加人数がそれぞれ1人しかないのに対して、減少した国においてはオーストリアおよびフランスがそれぞれ3人減、ノルウェーが2人減となったことにより、欧州全体の認定環境検証人の総数が減少している(図5参照)。

図4 欧州各国におけるEMAS登録事務所の推移

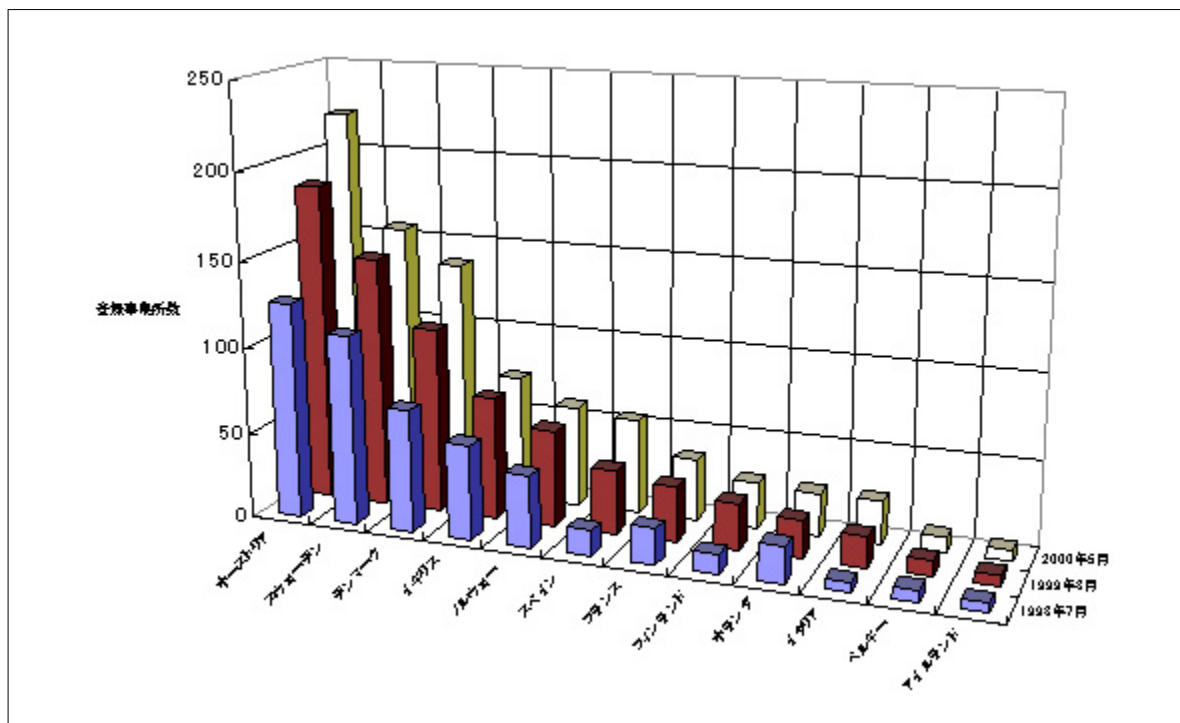
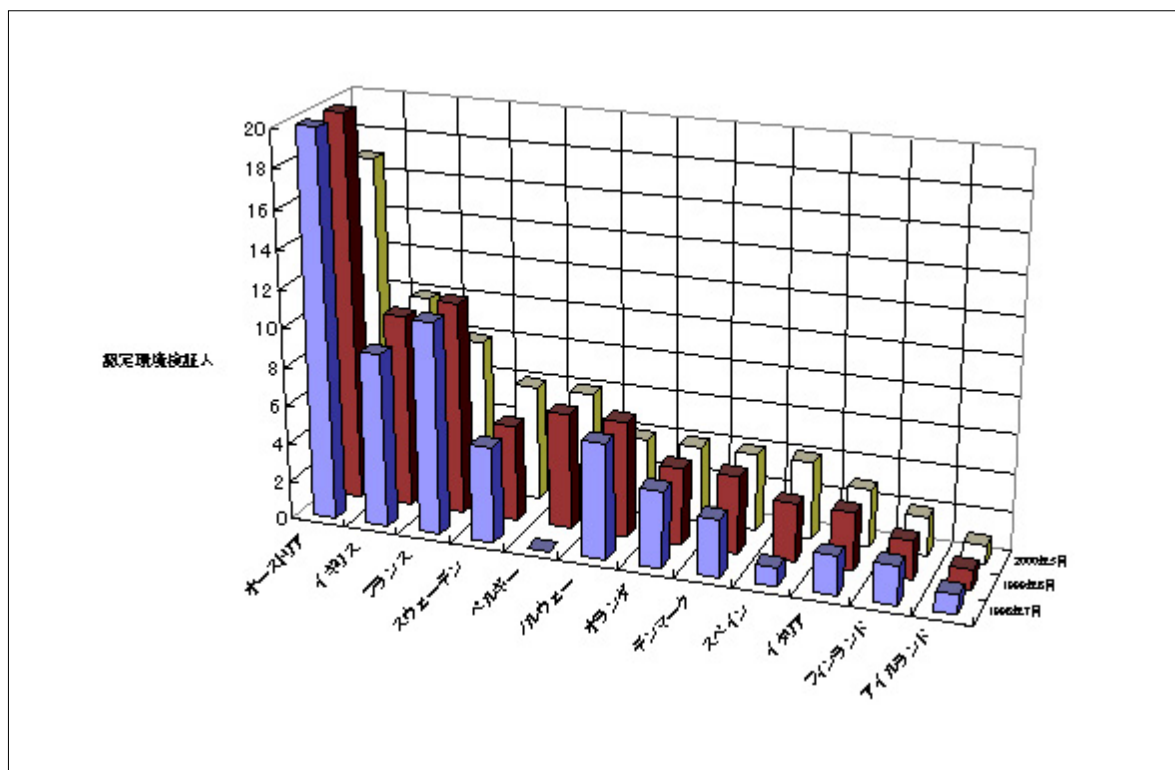


図5 欧州各国における認定環境検証人の推移



### 欧州各国における業種別EMAS登録件数

2000年5月2日までに欧州委員会に提出された業種別EMAS登録件数の一覧を表3に示す。具体的なEMAS参加企業の業種であるが、石炭や金属鉱石の採鉱から下水処理・塵処理まで幅広い業種に渡っている。登録件数の最も多い業種は、化学で346件、次に金属製品の335件、次いでリサイクル・廃棄物処理309件、以下、食品280件、機械230件、ゴム・プラスチックの224件と続いている。99年8月末のデータと比較してみると、首位の化学に変更はないが、99年に第2位であったリサイクル・廃棄物処理業種が第3位となり、第3位であった金属製品が第2位にそれぞれ順位を上げている。しかし、スウェーデンにおいて99年までリサイクル・廃棄物処理業種という分野で登録していた事業所が、2000年から新たに設けたリサイクルという分野で登録されており、この数34件をリサイク

ル・廃棄物処理業種に加えると同業種は第2位となり、第1位から第4位まで99年8月末と同じ順位となる。これらの業種のこの間の増加率を見てみると、伸び率が最も高かったのが、金属製品の25%（68件）増、次いで機械の21%（40件）増、リサイクル・廃棄物処理業種（スウェーデンのリサイクル業種を含む）の20%（57件）増の順となっている。99年8月末までの過去1年間の伸び率は第1位がリサイクル・廃棄物処理業種で61%増、第2位が金属製品で42%増であったことから、ここからも勢いが鈍化していることがわかる。なお、99年8月末から2000年5月までの全体の伸び率は17.3%となっている。

また、2000年の調査では、建設、陸上輸送およびパイプライン輸送、コンピュータ関連業務、研究開発、その他の業務、その他のサービス活動の5業種が新たにEMASに参加していることが判った。

表3 欧州各国における業種別E.M.A.S登録件数の現状(2000年5月2日)

業種	国名	オーストリア	ベルギー	デンマーク	ドイツ	フランス	フィンランド	ギリシャ	アイスランド	アイルランド	イタリア	ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スペイン	スウェーデン	英国	合計
10.石炭・褐炭の採炭		1																15	1
11.原油・天然ガス生産											3							15	18
13.金属鉱石の採鉱		1																3	1
14.その他の鉱業		5			17									7			9	3	25
15.食品		25		5	229			1		1	2			4		1	9	2	280
17.繊維		4		12	48		1	2		1		1		4		3	1	2	79
18.衣料		4		1	12			1		1							1		20
19.皮および革製品				1	6													7	7
20.木製品		9		4	56		9							2			19		99
21.製紙・パルプ		12		8	57		12	2					4	6		3	24	3	131
22.印刷出版・レコード		6		20	100		1	3					1			5	5	4	140
23.コーラス・石油精製製品原子燃料処理		1			13			1								2	2	2	21
24.化学		21	2	5	246	4		7		3	8	1	8	2		10	11	18	346
25.ゴム・プラスチック		14	1	15	163	1		5			1	1	2	5		8	6	4	224
26.窯業・土石		15	2	5	65		2	2			3		1	6		4		5	102
27.鉄鋼・非鉄		13		7	65		2						2	4		3	5	1	102
28.金属製品		30	1	11	268			2		1	1		2	7		7	7	4	335
29.機械		8		6	194			2			1		2	3		2	11	1	230
30.事務機器・コンピュータ		2			16			2					1	3		1	1	1	24
31.電気機器		4		7	100			1					2	3		10	6	1	133
32.テレビ・ラジオ・通信機器		11		1	44			7		3			2		4	2		5	72
33.精密機械		2		2	53								1			1	1	1	59
34.自動車および部品		7	2		155			1			2		2	2	3	8	3	4	186
35.他の輸送機器					16								1				3		20
36.その他の製造業		12		6	103								2	5		1	3	3	132
37.リサイクル		2			1												34		37
40.電気・ガス・水道		17		1	53	1					5						17		102
41.水の採集・浄化・供給					3														3
45.建設		1																	1
51.卸売り(車およびオートバイを除く)					10												9		19
60.地上輸送およびパイプラインの輸送					1														1
72.コンピュータ関連業務																	1		1
73.研究開発																	3		3
74.その他の業務																			1
93.その他のサービス分野					1														1
X.リサイクル・廃棄物処理		23	1	40	234	1		1			2		3					4	309
合計		250	9	157	2,329	32		39		7	28	0	29	59	0	55	190	80	3,268
事業所数		221	9	137	2,060	27		36		6	25	0	25	59	0	55	156	73	2,891
99年8月末の事業所数		185	9	108	1,785	27		32		6	18	0	22	56	0	37	146	71	2,504



### 日系企業のEMAS登録件数

2000年5月2日現在の日系企業の登録状況を見ると、企業名から判断するかぎりでは、99年8月末と大きく変化はないが、EMAS登録事業所数の最も多いドイツ国内で4件増え、13件となった。表4に具体的な、企業名、所在地、業種を示す。

### ISO14001認証との比較

前述のとおりEMASは欧州地域における環境監査制度であるのに対して、国際的には、国際標準化機構（ISO：International Or

ganization for Standardization）の策定した国際規格である、ISO14001（環境マネジメントシステム - 仕様および利用の手引き）に基づく認証制度が広く世界中で運用されてきている。

99年12月に、ISO事務局が行った調査によると、ISO14001に基づく認証総数14,106件のうち、46%にあたる6,439件が欧州各国で発行されており、国別にみると、EMAS登録で5位の英国がトップで1,492件、ついでドイツが962件、これにスウェーデンの851件が続いている（表5参照）。

表4 EMAS登録日系企業一覧

	企 業 名	所 在 地	業 種
	ドイツ（13社）		
1	Canon Giessen GmgH	Guissen	事務機器
2	Konica Business Machines Europe GmbH	Luneburg	事務機器
3	Matsushita Communication Deutschland GmbH	Neumunster	テレビ・ラジオ・録音機器
4	Matsushita Business Machine( Europe ) GmbH	Neumunster	事務機器・コンピュータ
5	Matsushita Elektronik Components( Europe ) GmbH	Luneburg	電球およびその他の電機部品
6	Mitsubishi Semiconductor Europe GmbH	Alsdorf	電気機器
7	SANYO Industries Deutscland GmbH	Nordlingen	テレビ・ラジオ・録音機器
8	Sony - Wega Produktions GmbH	Feilbach	機械・テレビ通信機
9	Toshiba Europe GmbH	Regensburg	事務機器・コンピュータ
10	Hoya Lens Deutschland GmbH	Muellheim	光学機器
11	Hoya Lens Deutschland GmbH	Monchengladbach	光学機器
12	Hoya Lens Deutchland GmbH	Hamburg	光学機器
13	Fujitsu Siemens Computers GmbH Enterprise	Paderbom	リサイクル・廃棄物処理
	スペイン（1社）		
14	SHARP Electronica Espana ,SA	Barcelona	テレビ・ラジオ・録音機器
	フランス（1社）		
15	CANON Bretagne SA	Liffre Cedex	事務機器・コンピュータ
	アイルランド（1社）		
16	Yamanouchi Ireland Co Ltd	Dublin	製薬・医療化学
	オランダ（1社）		
17	Omron Manufacturing of the Netherlands BV	Hertogenbosch	機械・電気機器・リサイクル

表5 欧州各国におけるEMAS登録（2000年5月）  
およびISO14001認証（99年12月）の比較

国名	EMAS 登録件数	ISO14001 認証件数
ドイツ	2,329	962
オーストリア	250	156
スウェーデン	190	851
デンマーク	157	430
英国	80	1,492
ノルウェー	59	133
スペイン	55	573
フランス	39	462
フィンランド	32	470
オランダ	29	403
イタリア	28	243
ベルギー	9	74
アイルランド	7	115
ポルトガル	0	28
ルクセンブルク	3	6
ギリシャ	1	20
アイスランド	0	2
リヒテンシュタイン	0	19
合計	3,268	6,439
参考) 日本	-	3,015
米国	-	636
スイス	-	543
韓国	-	309
中国/香港	-	222/51

同様に、EMAS登録の行われた業種とISO14001に基づく認証の行われた業種とを比べてみると、EMAS登録では、登録件数の多い順に、化学、リサイクル・廃棄物処理、金属製品となっているのに対して、ISO14001認証においては電気・光学機器、化学、機械、建築となっている。このことは、EMAS登録件数の最も多いドイツ（全体の約71%）において、業種別では化学分野で最も多くの登録が行われており、一方、ISO14001認証件数の最も多い日本（全体の約21%）において、電気・光学機器分野における認証が最も多いことによる。

## （4）EMAS規則の改正

### 改正の目的

（2）でも述べたとおり、EMAS規則は、93年7月13日の発効以来5年が経過したことから、第19条に基づき設置された委員会において、第20条の規定に基づき改正の議論が行われ、98年12月22日付の欧州共同体官報でその1次改正案が欧州委員会から公表されている。これによると、今回の改正の目的は、以下の5項目に集約できるといえる。

- ・地方自治体を含むすべての経済活動を行う組織をその対象とすべくEMASの適用範囲を拡大すること
- ・環境マネジメントの分野における国際規格（ISO14001）をEMAS規則によって要求される環境マネジメントシステムとして統合すること
- ・EMASに参加する組織がその参加をより効率的に広報することを可能にするため、目立ちやすく容易に判別できるEMASロゴを採択すること
- ・EMASの実施に関して従業員を参加させること
- ・EMAS登録を行った組織とその利害関係者および一般との間における環境パフォーマンスの伝達にかかわる透明性をより一層高めるために、環境声明書の役割をより強化すること

### EMAS規則の主な改正点

2000年2月にEUの閣僚理事会において採択された、EMAS規則改正案「共同の立場」における主な改正点の概要は次のとおりである（現行のEMAS規則とEMAS改正案「共同の立場」との対比表（参考）を参照）。

#### a. EMAS登録対象業種の拡大（第3条）

市場の動きをEMASスキームに対して最大限に利用するとともに、EMAS規則が重大な環境影響をより多く包含するため、同規

則による登録対象を直接または間接的に環境に影響を与えるすべての組織に開放することとしている。これは、現行EMAS規則の第14条の規定に基づくパイロットスキームとして、製造業以外の業種への適用が広範にわたり行われ、かつ、肯定的にこれが受け入れられるとともに、製造業以外の業種も環境に対して大きな影響を与える業種が少なくなく、また、これらの業種にも環境マネジメントシステムが適応可能であるなどの理由による。

具体的には、改正案の第3条においてEMASに参加しうる対象が、何らかの生産活動を行う「事業所」から基本的には、環境パフォーマンスの向上を決定したすべての「組織 (organisations)」へと広げられている。また、この「組織」の定義については、「法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能および管理体制を持つ、企業、会社、事業所、公官庁もしくは協会、またはその一部もしくはその結合体」と規定しており、実質的に独立の機能および管理体制を持つものであればどんな組織でもその対象とすることとなっている。ただし、参加の単位については、第14条の規定の手続きにより採択された理事会のガイダンスを考慮し、検証人がこれを決定するが、複数の国にまたがることはで

きないこととなっている。

また、今回の改正案では、EMAS登録について現行の事業所単位の登録から、組織への登録と変更されているため、組織全体が登録を受けたとの誤解を一般に与えないように、どの部分について登録が行われたかについて環境声明書中で明確にすることとしている。

b. EMAS要求事項へのISO14000の取り込み (附属書I)

EMASスキームへの参加を検討している者に対して、ISO14001の認証からEMAS登録への移行に当たっては、環境マネジメントシステムに関する重複はなく、これに関して新たな作業を行う必要がないとの明確なメッセージを伝えるため、EMASの環境マネジメントシステム要求のなかにISO14001の要求事項を含むこととした。具体的には、EMAS登録を行う組織が実施する環境マネジメントシステムについては、改正案の附属書Iにおいて「環境マネジメントシステムは、環境マネジメントシステムに関する欧州規格EN/ISO14001:1996の4章に基づき実施していなければならない」と記述されている(なお、CEN(欧州標準化機関)との間で同欧州規格の使用にかかる契約が締結されれば、

表6 EMASとISO14001との比較

	ISO14001	EMAS
適用範囲	組織 (organization)	組織 (organization)
継続的改善	暗示的	明示的
環境初期審査	規定なし	規定有り
環境に関する情報の公表	環境方針だけ	環境声明書 (環境方針、環境影響、環境パフォーマンス)
環境声明書の検証	規定なし	要求
監査の頻度	規定なし	規定あり
ロゴ	なし	あり

出所) European Partners for the Environment Report(1996 2), EMAS news by UK DOE( No 2 )を加工して利用。

同規格の当該部分（第4章）がそのまま記述されることを注として併せて記述してある）。

また、現行のEMAS規則と96年に制定された、ISO14001 - 1996との間の主要な相違点の1つである、EMAS規則に規定する環境レビューについては、環境管理監査制度に関する欧州規格または国際規格に基づく認証を取得している「組織」は、これを行う必要はないことが、改正案第3条1項に規定されている。この対象となる具体的な規格や審査を行う認証機関に対する認定の欧州委員会の認知については、第19条に基づく委員会に代わるものとして、EMAS規則改正案の第14条に基づき設置される委員会での検討を経てこれが行われることとなっている。

EMAS改正規則案とISO14001の主な相違点を表6に示しておく。

#### c．認定環境検証人の監督の強化( 附属書V )

現行のEMAS規則においては、認定環境検証人が認定条件を満足しているかを確認するとともに、同環境検証人による検証業務が適切に行われるかについての確認を、少なくとも36ヵ月に1回行うための規定を認定機関が整備することとしているが、今回の改正案ではこれを少なくとも24ヵ月に1回行うことを求めている。

#### d．直接および間接環境側面の区別( 附属書VI )

今回の改正案においては、直接環境側面と間接環境側面とが明確に区別されることとなっている。すなわち、間接環境側面については、当該組織が管理できないかまたは組織の手の届かないところで起こるものと定義されており、これには、ライフサイクルアセスメントのような、製品に付随する問題や資本投資、保険業務に関する問題が含まれている。改正案の附属書VIの6.3項には、環境側面について、「環境側面の場合、組織はそこから被る影響の度合い、およびそうした影響を縮

小するためにとるべき手段について考慮しなければならない」と規定されている。

#### e．従業員の参画( 第1条 )

EMASの実施およびその課程において従業員を参画させることはEMASの哲学であるが、今回の改正において初めて、EMAS規則のなかで具体的にEMASに参加する組織がその従業員をEMASに参画させるための要求事項が新たに追加されている。

#### f．ロゴの使用制限の緩和( 第8条および附属書III )

組織のEMASへの参加を奨励するとともに、EMASに参加する組織に対してEMASに参加していることを対外的により容易に知らせる手段として、わかりやすいロゴを採用した。

今回のEMAS規則改正案においても現行の規則と同様に、製品そのものや包装、その他の製品、活動およびサービスとの比較を行った宣伝文句と関連してこれを用いてはならないこととなっているものの、組織は、環境マネジメントシステムによってもたらされた情報について、環境検証人から、情報の内容が正確であり、誤解を招くおそれがないなどの承認を受けた場合、当該ロゴが使用できるほか、承認を受けた環境声明書やEMAS登録を行った組織のレターヘッドやこれらの組織によるEMASへの参加の宣伝材料の中でもロゴを用いることができることとなっている。

#### g．中小企業の参加の促進( 第11条 )

今回のEMAS規則改正案の中では、加盟国から中小企業に対してEMASへの参加の支援が義務づけられることとなった。

具体的には、加盟国に対して、EMASに関連する情報や既存の支援基金などへのアクセスを可能にするとともに、技術援助施策を

策定しまたは促進することを通じて、EMASへの参加を促進するとともに、特に中小企業の参加をより確かなものとするためのニーズを考慮しなければならないと規定されている。

また、欧州委員会に対しても、欧州共同体のその他の機関や国家レベルの権力機関とともに、調達政策の基準を設定する際にEMAS登録について考慮することができるかについて検討することとなっている。

h. 欧州におけるEMAS規則運用上の一貫性の確保（第4条および第5条）

各加盟国における認定機関が、環境検証人の認定の際に実際に適用する基準、条件および手順と、附属書Vに規定されている要求事項との間の不一致をさけるため、認定機関間のフォーラムの設置やEMASに参加する組織の登録の一時停止や登録の抹消を含むEMAS登録手続きの一貫性を確保するための会議を1年に1回開催することについて新たに規定する。

#### EMAS規則改正に伴う経過措置

現行のEMAS規則から改正EMAS規則への移行にかかわる、認定環境検証人、登録事業所などの取扱いについては、EMAS規則改正案の第17条において次のように規定されている。

現行のEMAS規則にもとづき認定を受けた環境検証人については、改正EMAS規則のもとでも引き続きその業務を行うことができるが、現行のEMAS規則のもとでEMAS登録を行った事業所については、次回の検証の際から新EMAS規則の要求事項が適用される。ただし、当該改正規則発効後、6ヵ月以内にこれを実施することとなっている事業所については、次回の検証を最高6ヵ月まで延長することができることとなっている。

また、各国における環境検証人の認定シス

テムおよび管轄機関については、改正規則発効後もその業務を引き続き行うことにつき、当該改正規則の発効後12ヵ月以内に完全に実施できる状態にあることを確実にしなければならないこととなっている。

#### EMAS規則改正案の逐条別規定内容

EMAS規則改正案の逐条別規定内容は次のとおりである。

#### 第1条：環境管理監査制度とその目的

マネジメントおよび組織の環境パフォーマンスの評価および向上を目的とする、組織による任意の参加を可能とするスキーム（以下、EMASという）の設立を規定。EMAS登録の単位は、組織とすることを規定するとともに、EMAS登録の対象分野を鉱工業から環境に影響を与えるすべての活動を対象とすることを規定。

また、EMASの目的については、以下の4項目を通じた組織の環境パフォーマンスの継続的な向上であることと規定。

- 1) 環境マネジメントシステムの設立および実施
- 2) この環境マネジメントシステムのパフォーマンスの体系的、客観的かつ定期的な評価
- 3) 一般および利害関係者への環境パフォーマンスの情報の提供
- 4) 従業員の参画

#### 第2条：定義

EMASで用いられる用語の定義について規定。主な用語とその定義は、以下のとおり。環境方針（Environmental Policy）：環境に関するすべての法規の要求事項の遵守を含めた組織の環境活動の目的と原則の全般、および環境パフォーマンスの継続的向上の公約を意味する。環境方針は、「環境目的」と「環境目標」を設置し、再検討す

るための枠組みを提供するものである。

環境パフォーマンス (Environmental Performance) : 組織の「環境側面」の管理の成果を意味する。

環境レビュー (Environmental Review) : 組織の活動に関連した環境問題、環境への影響、および環境パフォーマンスの最初の包括的な分析を意味する。

環境側面 (Environmental Aspect) : 環境と相互に作用する可能性のある組織の活動、製品、またはサービスの要素を意味する (附属書 VI)。重大な環境側面とは、環境に重大な影響を及ぼす、または及ぼす恐れのある環境側面のことである。

環境計画 (Environmental Program) : 「環境目的」と「環境目標」に到達するために取る、または検討する手段 (責任と方法) および「環境目的」と「環境目標」に到達すべき最終期限に関する詳細な記述を意味する。

環境目的 (Environmental Object) : 「環境方針」から生じる全体的な環境ゴールを意味し、組織が自ら達成するために設置するもので、可能であれば定量的に示されるもの。

環境目標 (Environmental target) : 組織またはその一部に適用される、パフォーマンスに係る詳細な要求事項のことであり、可能であれば定量的に示される。これは「環境目的」から生じるもので、「環境目的」を達成するために設置し満足させる必要がある。

環境マネジメントシステム (Environmental Management System) : 「環境方針」を策定、実施、達成、見直し、および維持するための「組織」の構造、計画立案活動、責任、実践、手続き、プロセス、およびリソースを含む総合マネジメントシステムの部分を意味する。

### 第3条：EMASへの参加

EMASへの登録手続きおよびその更新手続きについて規定。

### 第4条：認定システム

検証人や検証人の監督に関する要求事項について規定。環境検証人に関するすべての問題について、加盟国間で同等に扱われることを保証するための実際的な手法として、認定機関間のフォーラムの設置を規定。

### 第5条：管轄機関

EMAS登録にかかわる管轄機関の役割および加盟国間でのEMAS登録の一貫性を確保するための枠組みの中での管轄機関の役割について規定。

この目的を果たすための実際的な手法として年に1回管轄機関間の会議を開催することを規定。

### 第6条：組織の登録

登録の申し込みに対する管轄機関の対処方法並びにEMAS登録の拒否、一時停止、登録抹消について規定。

### 第7条：登録組織および環境検証人のリスト

加盟国から欧州委員会に対する組織の登録および環境検証人の認定状況に関する報告の周期等について規定。

### 第8条：ロゴ

一般大衆およびその他の利害関係者に対してEMASへの参加を知らせるためにEMAS登録組織によって用いられるロゴについて規定。

### 第9条：欧州規格および国際規格との関係

EMASが環境分野における欧州または国際規格の最新の開発状況を包含するとともに、これらの標準化機関による今後の規格

開発にも対処できるように規定。加えて組織がこの条項に基づき登録申請を行う際の条件について規定。

第10条：欧州共同体の中のその他の環境規制法との関係

EMAS規則自体が、他の欧州共同体の法律等における権利を毀損しないこと、他の環境規制法の実施の際におけるEMAS登録の活用について規定。

第11条：特に中小企業を対象とした組織の参画の促進

加盟国によって各企業に対してEMASへの参加が適切に奨励されるよう、特に中小企業に対して行われる支援等について規定。

第12条：情報

一般へのEMASに関する奨励の重要性を強調するとともに、これらに関する加盟国と欧州委員会の役割について規定。

第13条：違反

EMAS規則の規定の違反に対する加盟国の手続きについて規定。

第14条：委員会

欧州委員会のEMAS規則の管理に対する責任について規定。

第15条：修正

EMAS規則の次回改正時期について規定するとともに、次回改正の際には今回の改正EMAS規則の運用により得られた知見を考慮することを規定。

第16条：経費および料金

EMAS規則の適用にかかわる経費と料金について規定。

第17条：No1836 / 93 ( EEC ) 規則の撤回

93年に採択されたEMAS規則から改正EMAS規則への移行措置について規定。

第18条：施行

この規則の効力の発生時期について規定。

附属書 I

A：EN/ISO14001をEMASの環境マネジメントシステムの要求事項として使用することを規定。

B：EMAS実施組織がEMAS登録を行う際に、充足すべき付加的な要求事項について規定。

附属書 II：内部環境監査に関する要求事項

内部監査にかかわる一般要求事項、監査計画の立案、実施について規定。

附属書 III：環境声明書

EMASへの参加組織が公表すべき情報の目標とすることができるよう環境声明書に盛り込む情報についての最低要求事項、情報の公表等について規定。

附属書 IV：ロゴ

ロゴの特性について規定。

附属書 V：環境検証人の認定、監督および役割

新たな分野への拡大を考慮するとともに環境検証人の活動の信用を高めるため、環境検証人の認定にかかわる要求事項、認定範囲および環境検証人の監督について規定。

附属書 VI：環境側面

EMAS登録の対象が特に鉱工業分野から他の分野へ拡大されるのに伴い、組織を支援するため環境側面の明確化および評価に関する情報を提供。

## 附属書Ⅶ：環境レビュー

環境レビューの実施にかかわる条件、環境レビューがカバーすべきエリア等について規定。

## 附属書Ⅷ：登録情報（最小限の要求事項）

メンバー国間での比較を目的に整合性のとれた情報を収集するため、EMAS登録の際に組織から提供されるべき情報を標準化。  
(橋本正洋、角野慎治、モランド)

## 参考

現行のEMAS規則（N° 1836/93 of June 1993）とEMAS改正案「共同の立場」（Common Position( EC )N° 21/2000）との比較表

現行のEMAS規則	EMAS改正案「共同の立場」
N° 1836/93 of June 1993	Common Position( EC )N° 21/2000 2000年2月28日に開催された閣僚理事会において採択
Contents	Contents
Art .1 - The eco - management and audit scheme and its objectives	Art .1 - The eco - management and audit scheme and its objectives
Art .2 - Definitions	Art .2 - Definitions
Art .3 - Participation in the scheme	Art .3 - Participation in EMAS
Art .4 - Auditing and validation	Art .4 - Accreditation system
Art .5 - Environmental statement	Art .5 - Competent bodies
Art .6 - Accreditation and supervision of environmental verifiers	Art .6 - Registration of organisations
Art .7 - List of accredited environmental verifiers	Art .7 - List of registered organisations and environmental verifiers
Art .8 - Registration of sites	Art .8 - Logo
Art .9 - Publication of the list of registered sites	Art .9 - Relationship with European and international standards
Art .10 - Statement of participation	Art .10 - Relationship with other environmental legislation in the Community
Art .11 - Costs and fee	Art .11 - Promotion of organisations participation ,in particular of small and medium - sized enterprises
Art .12 - Relationship with national ,European and international standards	Art .12 - Information
Art .13 - Promotion of companies 'participation ,in particular of small and medium - sized enterprises	Art .13 - Infringements
Art .14 - Inclusion of other sectors	Art .14 - Committee
Art .15 - Information	Art .15 - Revision
Art .16 - Infringements	Art .16 - Costs and fees



Art .17 - Annexes	Art .17 - Repeal of Regulation( EEC )N ° 1836/93
Art .18 - Competent bodies	Art .18 - Entry into force
Art .19 - Committee	
Art .20 - Revision	
Art .21 - Entry into force	
Annex I Requirements concerning environmental policies ,programmes and management systems A .Environmental policies ,objectives and programmes B .Environmental management systems C .Issues to be covered D .Good management practices	Annex I Environmental Management System Requirements 1 .Legal compliance 2 .Performance 3 .External communications and relations 4 .Employee involvement
Annex II Requirements concerning environmental auditing A .Objectives B .Scope C .Organisation and resources D .Planning and preparation for a site audit E .Audit activities F .Reporting audit findings and conclusions G: Audit follow - up H .Audit frequency	Annex II Requirements concerning internal environmental auditing 2 1 General requirements 2 2 Objectives 2 3 Scope 2 4 Organisation and resources 2 5 Planning and preparation for an audit 2 6 Audit activities 2 7 Reporting audit findings and conclusions 2 8 Audit follow - up 2 9 Audit frequency
Annex III Requirements concerning the accreditation of environmental verifiers and the function of the verifier A . Requirements for the accreditation of environmental verifiers B .The function of verifiers C .Statement of participation	Annex III Environmental Statement 3 1 Introduction 3 2 Environmental statement 3 3 Criteria for environmental performance reporting 3 4 Maintenance of publicly available information 3 5 Publication of information 3 6 Public availability 3 7 Local accountability
Annex IV Statement of participation	Annex IV Logo
Annex V Information to be provided to the competent bodies at the time of application for registration or submission of a subsequent validated environmental statement	Annex V Accreditation ,supervision and function of the environmental verifiers 5 1 General  5 2 Requirements for the accreditation of environmental verifiers 5 2 1 The following competence constitutes the minimum requirements with which an environmental verifier ,individual or organisation ,shall comply  5 2 2 Scope of accreditation 5 2 3 Additional requirements for the accreditation of individual environmental verifiers performing verifications on their own

	<p>5 3 Supervision of environmental verifiers</p> <p>5 3 1 Supervision of environmental verifiers carried out by the accreditation body which granted their accreditation</p> <p>5 3 2 Supervision of environmental verifiers performing verification activities in a Member State other than that where their accreditation was granted</p> <p>5 4 The function of environmental verifiers</p> <p>5 4 1 The function of environmental verifier is to check ,without prejudice to the enforcement powers of Member States in respect of regulatory requirements</p> <p>5 4 2 At the time of the first verification ,the environment verifier shall ,in particular ,check that the following requirements are met by the organisation</p> <p>5 4 3 Legal compliance</p> <p>5 4 4 Organisations definition</p> <p>5 5 Conditions for the environmental verifier to perform his/her activities</p> <p>5 5 1 ,5 5 2 ,5 5 3 ( ... )</p> <p>5 5 4 The environmental verifier shall prepare a report for the organisation s management</p> <p>5 6 Verification frequency</p>
	<p><u>Annex VI</u> Environmental aspects</p> <p>6 1 General</p> <p>6 2 Direct environmental aspects</p> <p>6 3 Indirect environmental aspects</p> <p>6 4 Significance</p>
	<p><u>Annex VII</u> Environmental review</p> <p>7 1 General</p> <p>7 2 Requirements</p>
	<p><u>Annex VIII</u> Registration Information ,Minimum requirements</p>

# 欧州通貨統合参加否決とその影響 (デンマーク)

コペンハーゲン事務所

デンマークでは、2000年9月28日に、欧州通貨統合参加にかかわる国民投票が実施されたが、結果は否決となった。本レポートは、否決となった背景、否決による国内政治・経済やほかのEU諸国への影響などについて、国民投票後1ヵ月程度の状況を踏まえてまとめたものである。

## 1. デンマークの政党と通貨統合参加の賛否

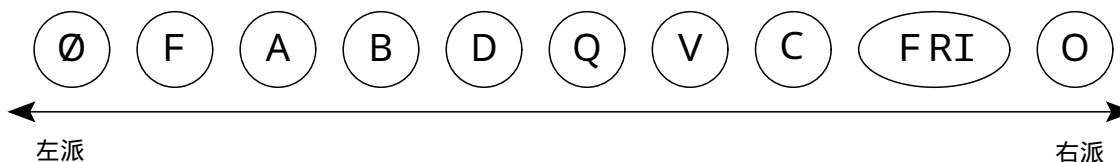
デンマークの国会には現在10政党が代表を

送っている。98年3月の総選挙の結果、各政党の議席数は次の通りとなっている。

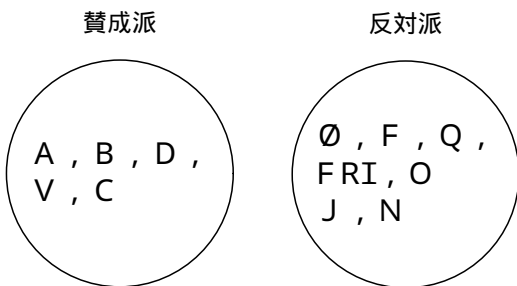
また、これら政党の右派・左派の内訳をみると次のようになっている。

記号	政 党 名	議 席 数
A*	社会民主党 (Socialdemokratiet)	63
B*	社会自由党 (Radikale Venstre)	7
C	保守党 (Det Konservative Folkeparti)	16
D	中道民主党 (Centrum - Demokraterne)	8
F	社会人民党 (Socialistisk Folkeparti)	13
O	デンマーク国民党 (Dansk Folkeparti)	13
Q	キリスト教人民党 (Kristeligt Folkeparti)	4
V	自由党 (Venstre)	42
FRI	自由2000党 (Frihed 2000)	4
∅	赤色同盟 (Enhedslisten)	5

\* 与党



EU関連の国民投票の際には、デンマーク国会には全く出馬などをしていないが欧州議会には議席を持つEU反対団体である6月運動（Juni Bevægelsen、J）とEU反対人民運動（Folkebevægelsen mod EU、N）がEU反対キャンペーンを行う。これらの反対団体を含め、今回の通貨統合参加に関する国民投票では、賛成派・反対派は次の通りに分けられた。



このように賛否両陣営に分かれて、国民投票実施時期が発表された2000年3月9日から投票当日である9月28日まで、各政党により白熱したキャンペーンが行われた。

## 2. 国民投票が行われた背景

今回の通貨統合参加に関する国民投票は、72年のEU加盟にかかわる国民投票を含め、6度目のEU関連の国民投票となった。これはデンマーク憲法の20条に、「国家主権の一部を国際機関などへ移譲する場合は、デンマーク国会で6分の5を超える賛成で可決されるか、国会を通常の過半数で可決した後、国民投票で承認を得なければならない」と定められているからである。伝統的に少数連立政権であることにも起因して、毎回、EUの統合において国家主権の移譲が起こる場合は、国会で6分の5を超える賛成を得ることができないため、国民投票が行われる。

今回も2000年5月2日にニルス・ヘルヴェ・ペダーセン外相（社会自由党）により、通貨統合への参加に関する法律（法律番号L

288）が提出され、9月6日に賛成88名、反対26名で通常の多数決で可決され、国民投票の結果を待つかたちとなった。

## 3. 国民投票の結果

メディアによる賛成・反対キャンペーンの詳細な報道、賛否両陣営の接戦状況は、国民の間に非常に高い関心をもたせることとなった。投票率は、EUに関する国民投票の中では、初回72年のEU加盟にかかわる国民投票（投票率90.1%）に次ぐ87.6%を記録した。

結果は、賛成46.8%、反対53.2%（内務省発表）となり、直前の意識調査で賛成・反対が拮抗していたにもかかわらず、予想外の大差で反対派の勝利となった。

デンマーク国営放送（Danmarks Radio）ベアリンスケ・チズヌ紙（Berlingske Tidende）が、ギャロップ社（Gallup）と共同で行った出口調査に基づく結果によれば、男女別では事前の意識調査結果が示した通り、女性の反対が男性に比べ多いことがわかった（表1参照）。

年齢別にみると年金受給者を中心した高齢者層での反対が意識調査では大きかったが、実際の投票では高齢者層（60歳以上）では、賛成・反対が均衡していたのに対し、若年層（18～34歳）・中年層（35～59歳）で反対が賛成を上回る結果となった（表2参照）。

また政党別で見れば、どの政党も半数以上の支持者から、政党の方針通りの投票を行うことに成功したものの、通貨統合参加賛成派政党の支持者で反対に投票した割合が、反対派政党支持者で賛成に投票した割合を上回るかたちとなった（表3参照）。

地理的にみると、ほとんどの場所で反対派優位となり、デンマーク国内で16存在するアムト（日本の県にあたる地方行政）で賛成多数となったのは2カ所のみとなった。

#### 4. キャンペーンの内容

今回のキャンペーンの内容は、賛成派が主に通貨統合参加による経済的な利益を中心としたのに対し、反対派はEU統合問題全体に関し疑問を投げかけるかたちのものであった。キャンペーンの内容を賛成・反対の各陣営ごとにみると以下のとおりであった。

##### (1) 賛成派

デンマークは通貨統合に参加することによって、自国の経済への政治的影響力をEU内の経済政策に反映させることで増すことができる。

参加による経済的利益により、より高度な社会福祉・保障を保証することができる。投機家から、デンマーク経済を守ることができる。

通貨統合参加は、デンマークの企業に非常に有利である。参加により、企業は為替手数料・為替リスクヘッジなどのコストを軽減できると同時に、ユーロ圏の企業と同じ条件で競争することができる。これはデンマークの雇用はもちろん、経済全体に好影響を与え、国民一人一人の利益となる。

通貨統合参加により、金利が低下し、企業およびローンを持つ個人に利益となる。

国民一人一人は、ユーロ諸国へ旅行の際に両替の必要がなくなると共に、商品価格の比較が非常に簡単になる。

通貨統合参加は、EU内における重要な決定において、賛成であろうが反対であろうが、影響力を得ることを意味する。欧州における経済政策の決定に参加し、責任を負うべきである。

通貨統合参加否決は、デンマークのEU内での影響力を低下させ、そのためにデンマークはEU内での二流国との位置付けを受ける。

通貨統合参加は、現在デンマークが参加し

ているEUの為替相場メカニズム2 (ERM2) の延長であり、通貨統合参加により統合の利点をすべて享受できる。通貨統合参加否決は、デンマークがEU内で非常に活発に活動を行っている、EUの東方拡大の進行を遅らせる。

##### (2) 反対派

通貨統合参加により、デンマークの社会福祉制度を見直さなければならなくなる。現在の社会福祉制度は、個人が税金を支払うことにより個人の負担できる範囲での負担を行い、すべての国民が同レベルの福祉を享受することができるという連帯精神に基づくものである。しかし、通貨統合への参加はほかのユーロ諸国で用いられている各個人の収入に応じた福祉しか受けることができない保険システムの導入を意味するもので、これは福祉レベルの低下また社会における不平等を招く。またデンマークの年金制度も、存続が危ぶまれるであろう。

不参加により、デンマーク経済・通貨政策の自己決定権が増す。

クローネの廃止は、デンマークの自由と国家主権の喪失を意味する。

ユーロ導入後から継続的に続いている対ドルのユーロ安は、市場が通貨統合に信頼を置いていないことを示すものである。

通貨統合は安定した統合ではなく、統合が失敗する可能性も非常に大きいため、参加の前に統合の進展を見守る必要がある。

通貨統合は民主的なシステムでない。

通貨統合は急速な政治的統合を導き、これは「欧州合衆国」の誕生を意味する。

デンマークの不参加により、自国の状況にあったかたちで統合に参加できるEUに転換する第一歩となる。

デンマークの不参加により、近い将来EUに加盟する中・東欧諸国に、EUと通貨統合への参加、もしくはEUのみへの参加と

いう選択を可能にすれば、加盟希望国の加盟時期が早まるであろう。

## 5. 通貨統合参加否決となった要因

国民投票が行われた後に、否決となった要因の分析が行われている。週刊誌マンデー・モーニング（Mandag Morgen）は、今回のキャンペーンと国民の投票傾向に関して、民間調査機関であるACニールセンAIM（AC Nielsen AIM A/S）とオルボー大学政治学部ヨン・ゴール・アナセン教授と共同で、国民投票が行われる直前の9月22～25日に689人に対して電話調査を行った。

この調査の結果について、まず一番に注目される点は、人々が今回の通貨統合参加に関する国民投票を、EU全体の進展に対して判断する国民投票として考えていることである。調査に参加した人々の50%がEUのこれからの進展に対して判断したのに対し、39%のみが通貨統合のみを考えて判断している。賛成派についてみると、EU全体と答えたのは50%、通貨統合のみと答えたのは47%と、通貨統合のみから判断した人の割合が全体に比べると大きい。一方、反対派では、EU全体と答えたのは58%、通貨統合のみと答えたのは38%と、反対派側ではEU全体のこれからの進展に対して判断していることになる（表4参照）。

また、前回98年のアムステルダム条約批准にかかわる国民投票から、意見を変えた投票者に関して、何が原因で意見を変えたかについても調査している。今回のキャンペーンでは、2000年2月のEUのオーストリアへの外交制裁、継続するユーロ安、反対派の通貨統合は国民年金のシステムを崩壊させるというキャンペーンに対し首相が行った国民年金存続保証、通貨統合参加否決の際のクローネ通貨危機などの説明が、国民の賛成・反対意見の変更に影響を与えたと報道されていた。

特に、オーストリアへの外交制裁に関して

は、反対派を増加させたとの報道を多く行っていた。地元経済紙ビュアセン（Borsen）が対オーストリアの外交制裁直後に行った調査でも、10%がこの制裁により意見を変えたとされていたが、国民投票直前のこの調査によれば、この制裁が原因で意見を変えたのは、33%と非常に低い数字を示している。これをEU賛成派で、オーストリア制裁に反対する自由党・保守党議員でも、7%程度でしかない。これに対しアナセン教授は、「国民は制裁について覚えているものの、投票への影響は長く続かない」とコメントしている。

意見変更の要因として挙げられるのは、継続するユーロ安（58%）、否決後のクローネ危機（78%）であるが、この要因が国民の意識を大きく変化させたとは考えがたい。

ほかに注目する点としては、今回のキャンペーンの内容に対して、信頼が非常に低いこともあげられる。上記4であげたキャンペーン内容において、信頼をおいた者の割合が、信頼を置かなかった者の割合を超えた項目は全くみられなかった。最も信頼が置かれた項目は、デンマークが通貨統合に参加しない場合のクローネ危機に関するものであるが、この項目にしても、調査に参加した38%が信頼を置いた一方で、48%が信頼を置いていない。

このような状況に関して、オーフス大学ヘンリック・コア・ニールセン博士（選挙研究家）とアナセン教授は、以下のように分析する。

今回のキャンペーンの内容を項目別に分析すると、各個人自身の利益に結びつくもの（A）、国家主義的なもの（B）、EUの将来とEUにおけるデンマークの立場に関するもの（C）に分類することが可能であり、今回のキャンペーンでは、賛成派は（A）、（B）に、反対派は（B）、（C）に重点を置いたものとなった（表5参照）。（A）の各個人の利益に結びつくものに関しては、利益に直接関係する人々の票を賛成派も反対派も集めるこ

とが可能であった。それとは別に、現代の選挙においては、国民一人一人の感情的な部分にアピールすることが重要なカギとなっている。今回のキャンペーンでは、賛成派・反対派ともに、この感情的なアピールが国家主義的なものとなっていた。しかし前出の調査結果（表4）から分かるように、国民はEU全体の進行から賛成・反対を決定している。国民はデンマークのEUに対するビジョンやデンマークのEU内でのイニシアチブについてのアピールを望んでいた。しかし賛成派からは（C）に関するアピールがほとんど行われなかったため、国民へのアピールが十分行えず、賛成派の今回のキャンペーンは失敗に終わったといえる。また、反対派も（C）に関するキャンペーンが（B）に関するキャンペーンの影に隠れてしまったため、国民投票で否決の結果を得ることはできたものの、キャンペーンに対する国民の信頼は低く、キャンペーンは実際のところ失敗であったと考える。ほかに行われた意識調査では、デンマーク人は国家主権・文化の喪失を恐れているわけではなく、デンマーク人が非常に誇りを持っている分権化の進んだ民主主義の喪失を恐れているという結果もでてくる。よって今回の国家主義的な観点からデンマークを守るというキャンペーンでは、EUの統合進化によって、多くの決定がEUレベルで行われると国民は考え、分権化の進んだ民主主義の喪失の観点から、反対票を投じる結果となったのではないかと分析がなされている。

## 6. デンマーク国内への参加否決の影響

### （1）政治面

国会の80%を占める政党が賛成を推薦していたにもかかわらず、通貨統合参加否決による政治面への影響は、非常に小さい。

### 国会内での勢力関係

マンデー・モーニング誌が新聞各紙の政党支持率にかかわる意識調査を独自に分析した10月調査の結果は、与党であり通貨統合参加を推薦した社会民主党（A）が1.5ポイント減、社会自由党（B）が0.2ポイント減である。他方、極右で通貨統合参加反対のデンマーク国民党（O）が0.3ポイント増、ほかのEU反対政党（F、Q）も0.3ポイント増となっている。ただしマンデー・モーニング誌の分析によれば、この減少・増加は国民投票の結果ではなく、国内の外国人問題の再燃によるものであると結論付けている。同時に、反対派全体の勢力は、99年12月の31.9%から減少を続けており、10月調査における反対派全体での0.5ポイント増は、ほとんどデンマークの国会の勢力図に影響を与えないとしている。この国会勢力への非常に小さな影響は、デンマークでは通常のパターンである。デンマーク国民は一般的にEU問題を単独のものと考えており、支持政党を選ぶ際には国内の政治課題に比重をおいて選択するからである（表6参照）。

このような状況から、国民投票前には、国民投票後6ヵ月以内に行われると噂されていた総選挙も、任期満了となる2002年3月までは行われないと地元各紙は推測している。

### EU政策

EU政策に関してもほとんど影響がみられない。国民投票直後は、反対政党が2000年12月のニース会議でのデンマークの交渉担当者変更、社会・労働市場分野での多数決制導入への拒否権発動を要求していた。しかし与党は、賛成政党・反対政党を一同に集め会議を行ったのみで終わった。この結果、ニース会議に関しては交渉担当者を変更せず、交渉が行われている。また2001年から政府はEU白書の作成に取りかかる予定であるが、内容は将来のEUの統合・協力がどのようなものであるべ

きかで、デンマークのEU政策に関する討論の土台となるものである。自由党が特に望んでいるEU権限分野カタログ（さまざまな政策分野を、EUが権限を持つべき分野と各国政府が権限を持つべき分野を区別したもの）も扱われる。EU内でこの分野が話し合われるのは、2004年以降と予定されており、その時点までにデンマークでは討論をじっくり行い、準備を完了し、この分野でのイニシアチブを取るの狙いである。

現在懸念されていることは、この白書が発表されるまで、EU政策に関する討論が全く行われなくなる可能性があることである。マーストリヒト条約を否決した92年にもEU白書が作られたが、その時はすべての政治家がその白書が発表された92年10月まではEUに関する討論を避け、EUに関する討論が全く行われない空白の期間（4ヵ月）が生じたからである。

## 間接民主制に関する問題

今回の国民投票で明らかになったのは、国民の間ではEUに対する不信感が非常に強く、通貨統合参加が否決となった一方で、国会議員の80%は通貨統合参加に賛成しており、国会議員の行うEU政策が国民の望むものとなっていない現状である。

コペンハーゲン大学政治学部ラース・ビレ助教授は、「今回の国民投票の結果は、民主主義の観点から見ると、非常に難しい課題である。まず、「6月運動」と「EU反対人民運動」は、デンマーク国会に議員を送っておらず、キャンペーンを行ったのみで、否決後のデンマーク国内のEU政策には参加できないし、行わない。また反対政党も国会の中では非常に少数派で、EU政策を反対派の政党

で作成することは不可能だからである」と結果判明直後のテレビインタビューで発言した。

この問題に関して与党社会自由党ローネ・デュブケア欧州議会議員が中心となって、通常、政党として国会選挙に出馬するために必要な署名収集<sup>1)</sup>なしで、次期総選挙に出馬できるよう運動しているが、ほとんどの政党が、ほかの政党同様に署名活動を行うべきとの見解を示している。またEU反対2団体に関しての調査によれば、同2団体のほとんどの会員は既存の政党の党员であること、運営資金のほとんどはEUからの援助金でまかなわれていること、多くの地域で活動はEUに関する国民投票前のみ行われていることから、国会総選挙に出馬しても全く成功はしないであろうという結果が出ている。

政府は国民と議員との間にあるEUに対する意識の違いについて、国民との対話を深めて違いをなくしていくとの発言を何度も首相中心に行っているが、この対話が上述のEU白書の発表後に行われるのか、それとも近い将来行われるのかは明確になっていない。

## 国民投票

通貨統合参加に関する国民投票を再度行うかに関しては、この先5年間程度は行われないと、首相・外相などがインタビューで回答している。また大蔵省、中央銀行、ユニバンクなどにインタビューしたが、そろって「5年以内の国民投票は政治的自殺行為であるため、考えられない」との回答を受けた。また通貨統合参加の国民投票の次に実施されると予測されていた軍事協力に関しても、国民投票実施は未定である。外相は地元紙に、「軍事協力はもちろんほかの留保条項の国民投票は、無期限に延期された」とコメントしている。

1) デンマークの選挙法によれば、政党が国会選挙に出馬する際には、前回の総選挙での総投票数（グリーンランド・フェロー諸島は除く）を議席数175で割った数の署名が必要とされている。通常は1万9,000～2万の署名が必要となる。



## (2) 経済面

参加否決の経済面への影響は、現在までのところ非常に小さい。国民投票実施前には、市場に大きなショックを与えた92年のマーストリヒト条約批准否決時よりも小さなものの、市場にショックを与えると多くの経済アナリストが分析していた。そのようなショックを防ぐため、蔵相、経済相、中央銀行総裁は参加否決直後から、「デンマークはこれからもEUの為替相場メカニズム2 (ERM 2) による固定為替相場制を維持する。市場の状況によっては、中央銀行は市場介入や利上げによるクローネ防衛、政府は経済引き締め策などでERM 2維持する」と発表、市場に対し、デンマークの為替相場メカニズム維持をアピールした。投票翌日の9月29日午前9時には既に、中銀が「公定歩合は据え置き、レポ金利のみ0.5%引き上げる」と発表した。29日の金融市場は非常に安定し、一時クローネ高になる場面もあり、ドイツ・デンマーク国債の金利差も前日と変わらないレベルで取り引きされた。

それ以降も金融市場での大きな動きはあまりなく、欧州中銀 (ECB) が行った10月5日の公定歩合・レポ金利の引き上げ時に、デンマーク中銀は公定歩合を0.25ポイント引き上げたものの、レポ金利を据え置いたため、国民投票後の金利引き上げによって広がった金利差は、通常レベルへ戻り始めたことを示した。

11月2日には、中銀が10月期の外貨準備高を発表した。2000年初めから低下し続けていた外貨準備高は、通貨統合参加否決にもかかわらず、9月末より187億クローネ増の1,268億クローネとなった。内訳は168億クローネが、クローネ高となったため、為替相場メカニズム2で定められた中心値から+/-2.25%内に調整するために、クローネを売り外貨を購入したものの、19億クローネは、国外の投資家がデンマーク国債を購入したことに伴う

ものである。デンマーク大手銀行ユースクバンク (Jysk Bank) のエコノミストであるクラウス・カイサー氏は、「外貨準備高の増加は、国民投票後もデンマークが為替相場メカニズム2に参加することに、市場が信頼を置いていることを示している。9月末時点の外貨準備高では、為替相場メカニズム2の維持が難しいとされていたが、10月末の増加により維持は問題ないであろう」と地元ユランズ・ポステン紙 (Jyllands - Posten) にコメントしている。また住宅金融銀行の経済研究所であるニュークレジット・マーケット (Nykredit Market) のジョン・マドソン・チーフエコノミストは、「非常に近い将来中央銀行は、レポ金利を引き下げるであろう。デンマークとドイツの長期国債の金利差は、国民投票以後正常化し0.35ポイント程度に落ち着いているが、これから年末にかけては、短期国債 (2年・5年物) の金利差も、現在の0.42ポイント程度から、長期国債の金利差と同じレベルの0.35ポイントへと向かい正常化するであろう」と地元経済紙ビューアセン (Borsen) にコメントしている。

デンマーク経済全体への影響も今のところあまりみられない。政府や大手銀行は国民投票前に2000~2002年の経済見直しを行ったが、これは国民投票で通貨統合参加が実現することを前提としていた。現在まで通貨統合参加否決という結果を踏まえた経済見直しは、発表されていない。しかし、デンマーク第2位の銀行であるユニバンク (Unibank) の経済アナリストであるアナ・ブカート女史とエス・アスムセン氏にインタビューしたところ、「もし国民投票の結果のみを我々の使う経済モデルに当てはめれば、マイナスの影響がある。しかし2000年第2四半期の民間企業の機械投資が活発であったこと、予想を上回るユーロ安により輸出が活発であったこともあり、経済見通しの上方修正を行わなければならない」とのコメントを受けた。同様の見通

しをデンマーク最大のダンスケ・バンク（Danske Bank）も行っている。

ユーロに対しても、デンマークの国民投票の否決は大きな影響を与えなかった。国民投票翌日の9月29日も、ロンドン市場は前日と同じレベルの1ユーロ=0.883ドルで取引引きを終えた。その後ユーロ安は継続しているが、地元紙ビュアセン紙は、米国経済に比べユーロ諸国の経済が弱いこと、原油価格の上昇などが原因となっていると分析している。また、ユーロ諸国での構造改革が進み、ユーロ諸国の企業の競争力が増さなければ投資家のユーロへの信頼は回復しないであろうと予測している。

通貨統合参加否決の影響が非常に小さかった要因として、まず国民投票直前の意識調査で反対派が優勢であり、市場がこれを織り込み済みであったことがあげられる。それに加え、現在、デンマーク経済のファンダメンタルズが非常に良い状態にあることもある。現在、経常収支は黒字、失業率は過去25年間で最低、輸出も好調な伸びをみせ、行き過ぎた個人・公共消費もみられない。しかし、多くの経済アナリストの分析によれば、この状況もユーロ安が続くという前提に基づいており、ユーロ高となれば状況は一転する可能性が高い。ダンスケ・バンクのバーチル・フロム・チーフアナリストによれば、「米国経済が悪化すれば、ユーロ高が到来し、それによりデンマーク製品の国際競争力は失われる。また、米国での経済減速がほかの輸出市場にも影響し、デンマークの輸出は急速に減速するであろう。また為替相場メカニズム2のために、上昇するユーロに伴い、デンマーク・クローネも上昇する必要がある、そのために金利の上昇も見込まれる」と推測している。問題となるのは、ユーロ高がいつ起こるかであるが、多くの銀行の見通しによれば2001年後半には1ユーロ=1ドルになるとしている。

また投資の面では、長期的には打撃を受け

るとみられている。デンマーク統計局（Danmarks Statistik）が行った調査によれば、通貨統合参加が否決されたため、デンマーク企業の将来に対する見方が多少楽観的でなくなったものの、あまり大きな問題とはみていないとの結果が出ている。しかし、ビュアセン紙が行ったインタビュー調査によれば、既に多くの企業が、生産ラインの国外への移転や近い将来に予定されていた投資を見送るなどを予定している。またダンスケ・バンクとユニ・バンクは、将来、外国企業がユーロ諸国の代わりにデンマークを投資先として選ぶには、現在よりも多くの面で強力な利点が必要となるため、将来の外国企業の投資誘致が難しくなることを指摘している。またデンマーク企業の株式も、通貨統合に参加した場合はユーロ株式のポートフォリオの一部となり、世界の多くの投資家がデンマークの株式を購入することになったが、否決となったためこれまで通りデンマークに特別に興味を持つ投資家のみが株式の購入を行うこととなる。

## 7. EU内での影響

### (1) EU内でのデンマークの影響力

今回の通貨統合参加の否決決定は、デンマークのEU内での影響力低下につながるという声が多い。デンマーク外交研究所（Dansk Udenrigspolitisk Institut, DUPI）のリュッケ・フリース上級研究員は、「今回の不参加決定により、EU内に通貨統合参加国であるAメンバーと参加しないBメンバーという2グループが誕生するであろう。デンマークはBメンバーと格付けされ、EUの核であるフランス・ドイツ中心のAメンバーは統合スピードアップを図り、デンマークやほかのBメンバーの影響力は低下するであろう」と分析する。また、ビュアセン紙のライフ・フェレスン編集長にインタビューしたところ、「EUの中には、既にスピードの

異なる統合が存在している。通貨統合・司法協力・軍事協力のいずれにも参加していないデンマークとスウェーデン、通貨統合・司法協力には参加していないが軍事協力には参加している英国、司法・軍事協力には参加していないが通貨統合に参加しているフィンランド、またすべての分野の統合に参加し、より一層の進化を望むEC設立時からのメンバーなどに分けられる。この流れは強くなり、すべて分野の統合を行わない国々の影響力は低下していくであろう」と答えた(図1参照)。

他方、コペンハーゲン大学政治学部マーチン・マークセン研究員は、「ユーロ圏外にデンマークがあろうとも、これからもEUの中で影響力を持ち続けることができる。方法としては、EUの中でもトップレベルの国内システムを築くことでデンマークモデルが目標とされるような状態を作ること、カリスマ性を持った政治家をEUに送り影響力を持つこと、EU議長国の立場などを利用してEUへの提案をタイミング良く行うこと、EUの中で何か問題が起きた場合に調停役としてデンマークが信頼を得られるようにすることなどがあげられる。デンマーク外交研究所は、EUのAメンバー・Bメンバーを通貨統合参加の有無で決定しているが、真実のAメンバーはどれだけEU内でイニシアチブを取るのが問題であり、これは各国の努力にかかっていると考える」とコメントしている。また10月終わりにデンマークを訪問したフランスのピエール・モスコヴィシ欧州問題担当相も、「通貨統合参加を否決したために、自国をEUの二流国と考えないで欲しい。望めばいくらかでもEUの一流国として、EUに参加ができる可能性はある」と訪問中にメディアに語っている。

## (2) EUの東方拡大への影響

デンマークは、EUの東方拡大に賛成し、これを推し進めてきたEU諸国の一国である。

デンマークの通貨統合参加否決が現在加盟交渉を行っている中・東欧諸国のEU加盟にどのように影響を与えるかに関しては、意見が分かれている。

スウェーデンの大手銀行であるSEBのクラス・エックルンド・チーフエコノミストは、「デンマークとスウェーデンはEUの東方拡大を現在最優先している。その両国が通貨統合に参加していないために、12月にニースで行われる首脳会議において影響力を振ることができず、東方拡大が遅れる可能性が高い」としている。ピュアセン紙フェレスン編集長は、「デンマーク、スウェーデンが通貨統合未参加のために、打撃を受けるのはバルト3国であろう。バルト3国のEU加盟は従来北欧諸国のみが後押しをするものであり、そのうちの2カ国が通貨統合未参加となり、そのために加盟交渉の進展に遅れが出る可能性が高い。しかし、ほかの中・東欧諸国の加盟交渉には大きな影響はない見込みである。なぜならそれらの諸国は、ドイツ・フランスなどの支援を受けることが可能だからである」と分析する。

他方、ダンスケ・バンクは、「デンマークの通貨統合不参加の決定は、スピードの異なるEU統合を支持する国々(主に通貨統合参加国)の影響力を強めることとなり、EUの統合はこの先、各国の状況に合わせた統合スピードで行われていくであろう。現在EU加盟交渉を行っている国々は、EU加盟の条件としてすべてのEUの統合に参加することを義務付けられているため、EU加盟に向けた政治・経済基準達成はもちろん、通貨統合参加に向けた経済基準達成に向けた取り組みを行っている。しかし、スピードの異なる統合により、加盟交渉国は通貨統合参加を見合わせる選択をすることができる可能性もあり、それによりEU加盟時期が早まる可能性がある。ただし、現在2003年からの加盟を目標としている国々があるが、EU内の準備の遅れ

のため2005～2006年に加盟が実現するであろう」と分析している。

## 8．他国への影響

### (1) スウェーデン

スウェーデンのヨラン・パーション首相は、「デンマークの結果は、スウェーデンにおけるユーロ討議にこれから数週間影響を与えるだろう。しかし、スウェーデンの通貨統合参加は、スウェーデン自身の問題であるので、実際の影響は少ないであろう」との発表をデンマーク国民投票の結果発表直後に行った。しかし、ダンスケ・バンクの行った分析によれば、デンマークの不参加決定はスウェーデンの通貨統合参加に大きく影響を与えている。スウェーデン国民の間のEUに対する不信感、基本的にデンマークよりも高い。90年代のリセッション時に、スウェーデン政府はEU加盟が必要と判断し、加盟への経済基準を満たすために、スウェーデン人の誇りとしていた社会福祉モデルを大きく転換させることとなった。これにより、スウェーデン国民はEUに沿った政策転換は、社会システムのレベル低下をもたらすという考えを持っている。そのような状況で、近隣国で、文化も似ているデンマークでの否決は、スウェーデン人にEUの方針はスカンジナビア文化に沿わないものという心理的影響を与えるため、スウェーデン政府は国民を通貨統合参加がスウェーデンにとって有益なものと説得することが非常に難しくなったといえる。

スウェーデン憲法は「スウェーデンにおける通貨発行は中央銀行のみが行える」と定めており、そのため通貨統合参加には国民投票の前に憲法改正が必要となる。スウェーデンの憲法改正は、国会で2回採択されなければならない。また、その2回の採択は、1回が総選挙前の国会、2回目が総選挙後の国会で行わなければならない。次回の総選挙は2002年に予定されており、憲法改正をそれに間に

合わせるには、1度目の採択を2001年中に行わなければならない。その後総選挙後に、2度目の採択を行い、2003年には通貨統合に参加する下準備が完了する。それ以降でスウェーデン国民の間に、通貨統合参加への気運が高まった時点で国民投票が行われるであろうが、デンマークの国民投票の結果が影響をもたらすために、スウェーデンの国民投票は2004年以降とダンスケ・バンクは分析する。憲法改正が行われない場合は、2007年以前には国民投票は行われない。銀行の中には、2005年まで国民投票が行われないという分析をしているところもある。

ビュアセン紙のフェレスン編集長にインタビューしたが、「確かにスウェーデンにおける通貨統合参加に向けてのキャンペーンは難しくなっただろうが、スウェーデンは参加を果たすであろう。これはスウェーデン国民とデンマーク国民との間に違いがあるためである。デンマーク人が小国であるデンマークはEU内で影響力を発揮できないと考えるのに対し、スウェーデン人は同じ小国であっても影響力を与えることができるという自信を持っているからである。」と語った。

### (2) 英国

英国のブレア首相も、「デンマークの決定はデンマークの決定であり、英国の決定とは関係がない」と発言しているが、夏以降、英国で行われた意識調査では、通貨統合参加反対派の優勢が進んでいる。ブレア首相は「通貨統合参加が英国の利益となれば、国民投票を行う」と発表している。他方、ダンスケ・バンクの分析によれば通貨統合参加の賛成派が優勢となるまでは行われないとしている。またデンマークの結果は、通貨統合参加に反対する保守党のキャンペーンにも用いられるため、国民投票が近く実施されることはないと思われる。

(3) ノルウェー

最近ノルウェーではEU加盟に関する国民投票を再度実施するかについての討論が活発になってきている。ダンスケ・バンクの分析では、これから5年の間に国民投票が再び行われると見込んでいる。しかし、デンマークの結果は、EU加盟反対派を有利にするものであり、それによりノルウェーのEU加盟は難しくなると結論付けている。

一方で、デンマーク外交研究所のクリスチャン・マリウス・ストウリュケン研究員は、「EUのより深まる統合に反対のノルウェーにとって、通貨統合に参加せず自国のペースでEUとの共通政策を行っていくBメンバーの誕生により、ノルウェーのBメンバーとし

での加盟の可能性もありえる」とし、デンマークの通貨統合参加否決や統合スピードの異なるEUの誕生により、ノルウェーの加盟の可能性が高くなったという意見もある。

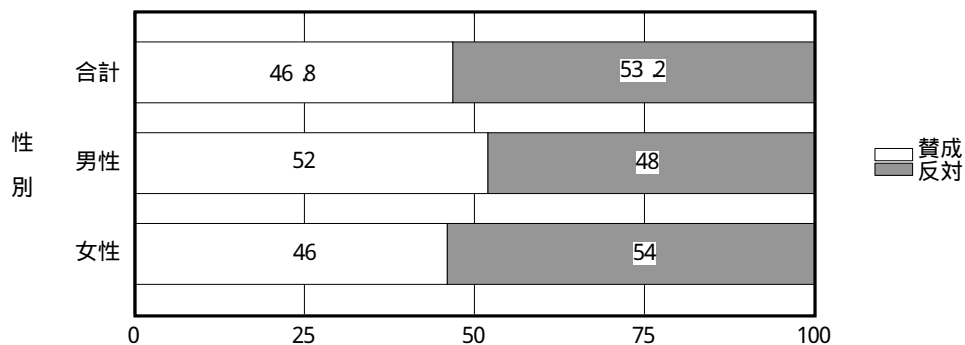
9. 終わりに

以上、デンマークの通貨統合参加否決後1ヵ月の状況をまとめてみたが、現在までのところ、その影響がどの程度なのかを明確に分析することは難しい。しかし、デンマークは長期的には政治的・経済的にも影響を受けていくとみられており、これからデンマーク政府がどのような対応を取っていくかが非常に注目される。

(猪木祥司)

表1 国民投票：男女別の差

(単位：%)



(出所) 表2、3、4ともギャラップ社調査(デンマーク国営放送、ベアリンスケ・チズヌ紙)

表2 国民投票：年齢層別の差

(単位：%)

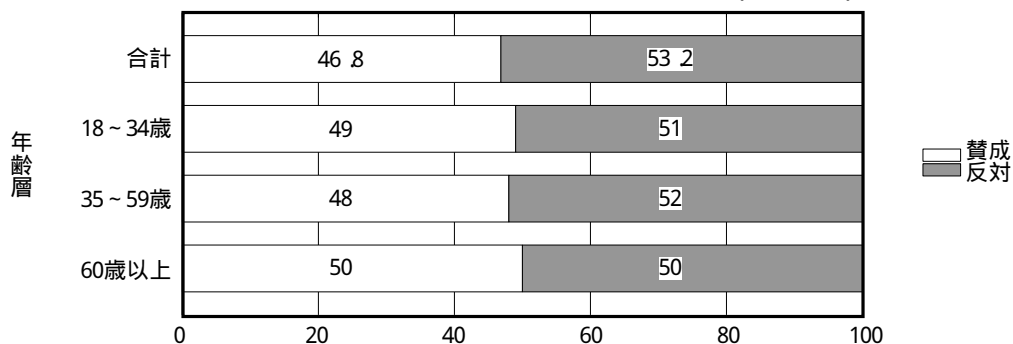


表3 国民投票：支持政党による差

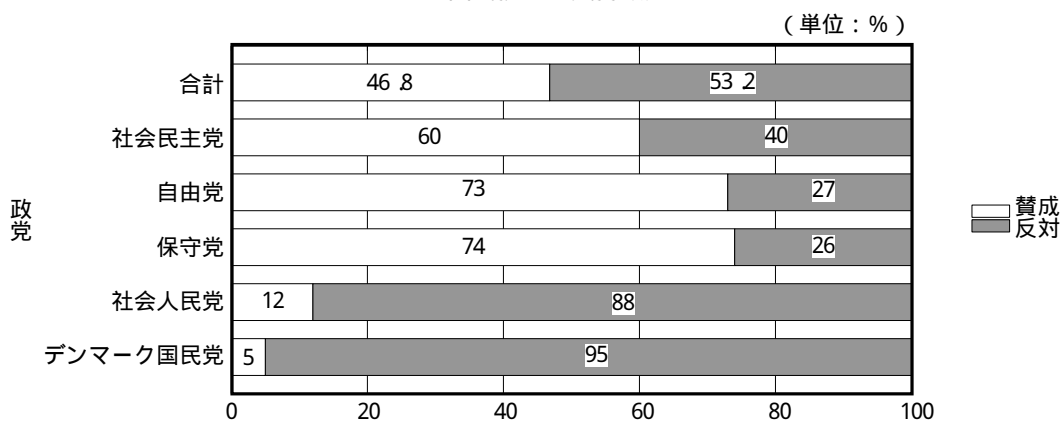


表4 通貨統合参加にかかわる国民投票で重視する点

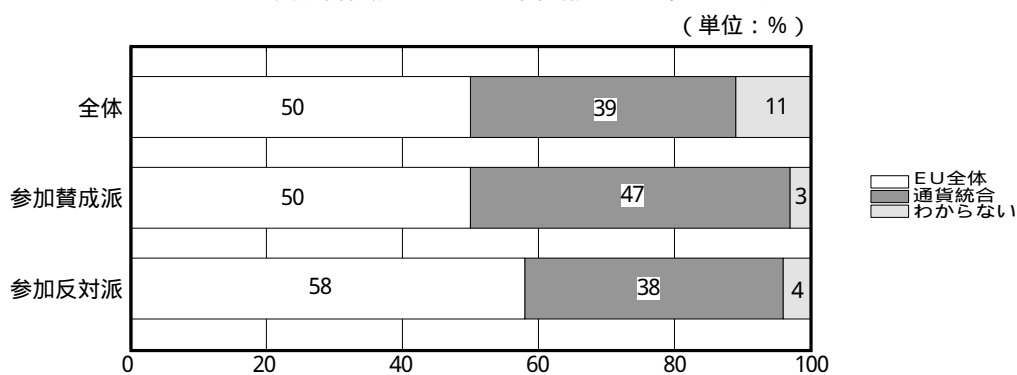


表5 キャンペーン内容の種類別分類

A：各個人自身の利益に結びつくもの  
 B：国家主義的なもの  
 C：EUの将来とEUにおけるデンマークの立場に関するもの

	内 容	A	B	C
賛 成 派				
1	デンマークは通貨統合に参加することによって、自国の経済への政治的影響力をEU内の経済政策に反映させることで増すことができる。			
2	参加による経済的利益により、より高度な社会福祉・保障を保証することができる。			
3	投機家から、デンマーク経済を守ることができる。			
4	通貨統合参加は、デンマークの企業に非常に有利である。参加により、企業は為替手数料・為替リスクヘッジなどのコストを軽減できると同時に、ユーロ圏の企業と同じ条件で競争することができる。これはデンマークの雇用はもちろん、経済全体に好影響を与え、国民一人一人の利益となる。			
5	通貨統合参加により、金利が低下し、企業およびローンを持つ個人に利益となる。			
6	国民一人一人は、ユーロ諸国へ旅行の際に両替の必要がなくなると共に、商品価格の比較が非常に簡単になる。			
7	通貨統合参加は、EU内における重要な決定において、賛成であろうが反対であろうが、影響力を得ることを意味する。欧州における経済政策の決定に参加し、責任を負うべきである。			
8	通貨統合参加否決は、デンマークのEU内での影響力を低下させ、そのためにデンマークはEU内での二流国との位置付けを受ける。			
9	通貨統合参加は、現在デンマークが参加しているEUの為替相場メカニズム(ERM 2)の延長であり、通貨統合参加により統合の利点をすべて享受できる			
10	通貨統合参加否決は、デンマークがEU内で非常に活発に活動を行っている、EUの東方拡大の進行を遅らせる。			
反 対 派				
1	通貨統合参加により、デンマークの社会福祉制度を見直さなければならなくなる。現在の社会福祉制度は、個人が税金を支払うことにより個人の負担できる範囲での負担を行い、すべての国民が同レベルの福祉を享受することができるという連帯精神に基づくものである。しかし、通貨統合への参加はほかのユーロ諸国で用いられている各個人の収入に応じた福祉しか受けることができない保険システムの導入を意味するもので、これは福祉レベルの低下また社会における不平等を招く。またデンマークの年金制度も、存続が危ぶまれるであろう。			
2	不参加により、経済・通貨政策への自己決定権が増す。			
3	クローネの廃止は、デンマークの自由と国家主権の喪失を意味する。			
4	ユーロ導入後から継続的に続いている対ドルのユーロ安は、市場が通貨統合に信頼を置いていないことを示すものである。			
5	通貨統合は安定した統合ではなく、統合が失敗する可能性も非常に大きいため、参加の前に統合の進展を見守る必要がある。			
6	通貨統合は民主的なシステムでない。			
7	通貨統合は急速な政治的統合を導き、これは「欧州合衆国」の誕生を意味する。			
8	デンマークの不参加により、自国の状況にあったかたちで統合に参加できるEUに転換する第一歩となる。			
9	デンマークの不参加により、近い将来EUに加盟する中・東欧諸国に、EUと通貨統合への参加、もしくはEUのみへの参加という選択を可能にすれば、加盟希望国の加盟時期が早まるであろう。			

(出所) 表6ともマンデー・モーニング誌

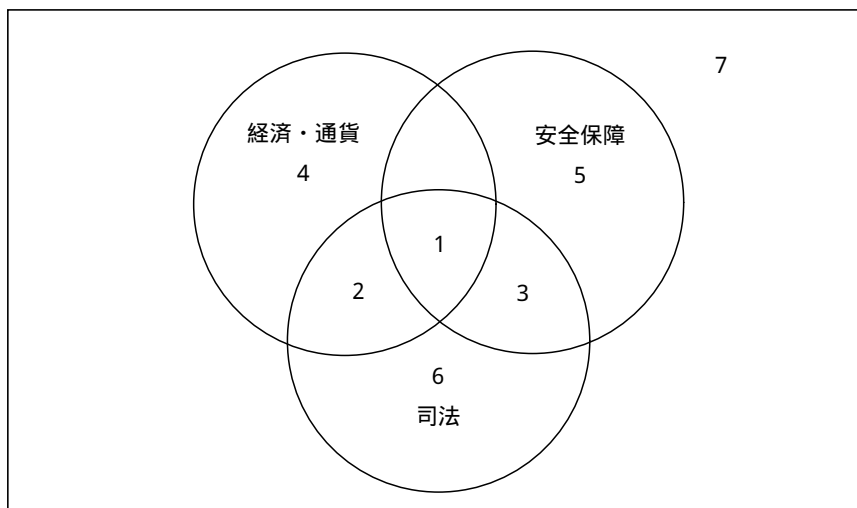
表6 デンマークの政党と議席数

記号	政党名	支持率 (2000年8月)	支持率 (2000年9月)	支持率 (2000年10月)	増減 (10月と9月)	議席数試算 (2000年10月)	議席数 <sup>2</sup> (98年)
A*	社会民主党 (Socialdemokratiet)	27.6	28.0	26.5	1.5	47	63
B*	社会自由党 (Radikale Venstre)	4.1	4.4	4.2	0.2	8	7
C	保守党 (Det Konservative Folkeparti)	8.8	9.4	9.6	+0.2	17	16
D	中道民主党 (Centrum - Demokraterne)	3.1	2.7	2.9	+0.2	5	8
F	社会人民党 (Socialistisk Folkeparti)	10.5	10.0	10.3	+0.3	18	13
O	デンマーク国民党 (Dansk Folkeparti)	9.2	11.0	11.3	+0.3	20	13
Q	キリスト教人民党 (Kristeligt Folkeparti)	2.2	2.1	2.4	+0.3	4	4
V	自由党 (Venstre)	30.6	28.0	28.8	+0.8	51	42
FRI	自由2000党 (Frihed 2000)	1.2	1.1	0.8	0.3	-	4
Ø	赤色同盟 (Enhedslisten)	2.6	3.1	3.0	0.1	5	5

(注) \* : 与党  
 1 : 2000年10月の意識調査での支持率を基に算出した議席数  
 2 : 98年3月の総選挙での議席数  
 支持率は毎月地元各紙で行われている意識調査の結果を基に、週刊誌マンデー・モーニング (Mandag Morgen) 独自の比重を用いて算出したもの。

図1 ビュアセン紙フェレスン編集長「異なる統合スピードを持つEU」

1. すべての統合に加盟する国々  
(1957年に加盟した、ドイツ・フランス・ベネルクス・イタリア)
2. 安全保障にのみ参加しない国々 (フィンランド)
3. 通貨統合のみに参加しない国々
4. 通貨統合のみに参加する国
5. 安全保障協力のみに参加する国 (英国)
6. 司法協力のみに参加する国
7. この3分野に全く参加しない国 (デンマーク・スウェーデン)





# 構造改革に向けた政府の取り組みと反響 (ドイツ)

デュッセルドルフ事務所

ドイツではここ数年来、他の先進諸国と比較して高い賃金水準や社会保障費が、企業にとって重荷となってきた。このため、周辺諸国へ本社や生産拠点を移転した、あるいは移転を検討している、という企業も多い。1960年代には完全雇用を誇った雇用状況も悪化し、ここ数年は失業率10%台、失業者数400万人前後で推移してきた。また、連邦政府の財政は統一後の東部ドイツ(旧東ドイツ)復興費用などにより、厳しい状況が続く。国内ではこうした状況下で、「構造改革」の必要性が叫ばれていた。

シュレーダー政権下で「構造改革」は徐々に進展を見せている。税制改革法案は2000年7月、連邦参議院を通過、成立した。法人税率は2001年に一律25%に引き下げられ、所得税率も2004年まで段階的に引き下げられる。また、企業のキャピタルゲイン課税は2002年から廃止される。これによって企業間の株式持ち合いの解消が進み、国内産業の再編につながる予想される。アイヒェル蔵相は2006年の財政均衡を目指し、緊縮財政を進めている。

本レポートでは、シュレーダー政権が構造改革にどのように対処してきたかを、税制改革法案成立にいたるまで、時系列的に検証する。同時に、98年秋までの16年間、与党を務めたキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)の見解を、経済界や労組の動向などとともに解説する。

## 1. シュレーダー政権発足前まで (1993~1998.9)

戦後、「奇跡の経済」を演出したとされるドイツの社会的市場経済モデルは、労働者の経営参加など、労使の協調をその柱としていた。しかし90年代に入って、その制度疲労ともいべきものが目立つようになった。つまり、重い税や社会保障などの負担などに加えて、病欠などにより労働時間は世界でも最短

となり、その結果労働コストは世界一高いと言われるようになった。また、労働市場の硬直性や、統一に伴う公共部門の比重の増大なども顕著となり、これらを敬遠して生産拠点を近隣諸国に移転したり、あるいはそれを検討する企業も目立ってきた。

93年ころから、こうした動きがドイツの産業立地拠点としての魅力を失わせているとの認識が政府や経済界を中心に高まり、ドイツ産業界の空洞化を防ぎ、技術開発を促進する

政策についての議論が高まってきた。

コール政権（キリスト教民主同盟：CDU）は93年7月、「立地安定法」を成立させ、法人税率を減免した（留保利益：50% 45%、配当利益：36% 30%）。また同年9月には「ドイツ産業立地保全に関する報告書」を閣議決定した。この報告書は、財政赤字削減と公的部門のスリム化、雇用の創出、社会保障費の抑制、規制緩和や民営化などを主な骨子としている。

しかし、その後の動きは順調とは言い難かった。96年1月に決定された、総合景気対策である「雇用と投資のためのアクションプログラム」を受けて同年9月に成立した「雇用と成長のためのプログラム法」は、病欠手当の削減、解雇制限法の緩和、年金受給開始年齢の引き上げ、健康保険制度改革、社会保障料の支払い対象者の拡大などの社会保障制度改革が盛り込まれていたが、10月の病欠手当削減法施行の際には大規模な抗議行動が起きたため、実施は棚上げされたかたちとなった。また、97年に作成された所得・法人減税法案は、6月に連邦議会を通過したものの、当時野党であった社会民主党（SPD）が過半数を占めた連邦参議院で否決され廃案となった。政府・与党側は98年にも再審議を試みたが、同年9月に総選挙を控えていたこともあってSPDにより再び拒否された。このようにコール政権末期は、いわゆる構造改革が停滞した。

さらに、東部ドイツへの資金移転や、高齢化の進展などによる社会保障費の増加は財政を悪化させ、連邦政府の決意とは裏腹に財政赤字は膨らむ一方となった。99年予算での赤字額は820億マルク、累積赤字は1兆5,000億マルクにもおよんだ。82年の3,500億マルク、ドイツが統一した90年の7,000億マルクと比較しても、その増加ぶりは著しい。

## 2. シュレーダー政権初期 (1998.10~1999.2)

「改革」を訴えたシュレーダー氏率いるSPDは98年9月、総選挙でCDUに勝利した。SPDは緑の党と連立を組み、同年10月、シュレーダー連立政権が発足した。「改革」を実行するシュレーダー首相の手腕によせた国民の期待は大きかった。

(1) 税制改革～1999・2000・2002年減税法案～  
連立を構成する社会民主党と緑の党は98年11月、3段階で税制改革を実施する「1999・2000・2002年減税法案」を閣議決定した。2001年までの減税規模は150億マルクにのぼる。

所得税について、98年1万3,000マルクだった課税最低限は2000年に1万3,500マルク、2002年に1万4,000マルクへと引き上げられる。所得税率は2002年まで段階的に引き下げられる（最低税率：1998年25.9% 2002年19.9%、最高税率：1998年53% 2002年48.5%）。法人税について、留保利益に対する課税率は99年に45%から40%に引き下げられる。一方、配当利益への課税は30%のまま据え置かれる。第1、2子に支給される児童手当は、98年の220マルクから99年には250マルク、2002年からは260マルクに引き上げられる（月/1人当たり）。

同減税法案については、所得・法人減税ともに引き下げが小幅なものに留まった一方、各種優遇措置が廃止されることなどから、経済界を中心に強い反対意見がでた。特に、各種助成措置が撤廃される中小企業から異論が続出した。

(2) 政策～左派寄りが目立つ～

シュレーダー政権の政策については当初、当時SPD党首で蔵相のラフォンテーヌ氏がSPD左派の重鎮であったことから、労働者よ

りのものが目立った。中小企業助成については前政権より5,000万マルク多い22億マルクを計上した。また雇用対策として、若年層の教育費20億マルクや長期失業者対策として企業に払う22億5,000万マルクを含む424億マルクを計上するなど、左派色をにじませた内容となった。さらに、98年12月の連邦議会で可決された病欠時賃金の全額支給の復活や、解雇制限緩和の撤廃などもその好例といえよう。

### 3. ラフォンテーヌ辞任、緊縮財政目指すアイヒェル蔵相(1999.3~1999.7)

99年3月、ラフォンテーヌ蔵相は突如辞任を表明、SPDの党首も辞任した。シュレーダー首相との政争に破れたのが原因といわれる。後任としてアイヒェル蔵相(SPD)が起用された。同相はその現実的な経済政策もさることながら、財政均衡論者としても知られる。同相は、財政出動を繰り返したコール時代の政策を厳しく批判、「今や連邦政府支出の約4分の1は、国債の償還に充てられている」とその危機的状況を訴えた。

#### (1) 「将来計画2000 (Zukunftprogramm 2000)」～財政均衡と企業の負担軽減～

政府は99年6月、「将来計画2000」を閣議決定した。同計画は財政均衡を目指す蔵相の姿勢を如実に示している。同計画では、法人税減税や社会保険料負担の軽減などを通じて企業負担の軽減しドイツ企業の国際競争力を強化すると同時に、財政赤字の削減を図る。また、環境税を強化して歳入面を強化し、同税収を年金掛け金に充当することで企業負担を軽減する。環境税は同時に資源の有効利用を促進することから、新たな技術開発と雇用を促進する。連邦政府は同計画によって、企業競争力強化、財政均衡、雇用拡大という「一石三鳥」の効果が期待できるとした。同計画は99年8月、草案として具体化された(5.(1)参照)。

#### (2) 「ドイツ現代化政策」～21世紀初頭までの方向性を示す～

政府は99年7月、「ドイツ現代化政策」を発表した。これは、経済成長、雇用の確保や新規雇用の増加を最終目標とし、21世紀初頭までの数年間に、財政改革、税制改革を軌道に乗せると同時に、所得控除や法人税制の見直し、99年4月に導入された環境税の改正、年金、失業保険、健康保険の見直しも視野にいた「50年に及ぶドイツ連邦共和国史上最大の改革(シュレーダー首相)」とされる。

歳出削減の具体的目標としては、2000年予算の歳出を300億マルク削減することを挙げた。この場合、2000年の新規借入れ額が500億マルク減額されることとなり、2002年には400億マルク、2003年には300億マルクにまで削減され、遅くとも2006年には新規借入れをゼロにする。一方、歳出削減方法については「将来計画2000」を再確認した内容となっている。例えば、年金の支払額の増額率を向こう2年間、インフレ率のみに準拠することとしている。他方、国民生活に密接に関係する社会保障費や、欧州統合やグローバル化が一層進展する次世代に不可欠な教育、技術開発費などについては増額するなど、柔軟に対応するとしている。

### 4. 緊縮財政法案の成立

(1999.8~1999.12)

#### (1) 緊縮財政法案、閣議決定

政府は99年8月、緊縮財政法案を閣議決定した。同案は6月に発表された「未来計画2000」、7月に発表された「ドイツ現代化政策」に基づくものである。年金給付額や失業手当の引き上げ幅を抑制し歳出を抑えると同時に、環境税の強化を盛り込んだ。

主な内容は、環境税の2003年までの段階的引き上げ、年金給付額の引き上げをインフレ率のみに準拠(同案は2000年のインフレ率を0.7%、2001年を1.6%と予測)、低所

得者層への住宅補助削減、失業救済金（Arbeitslosenhilfe）の制限強化などで、2000年の歳出を300億マルク削減するとしている。

財政支出は大幅に制限する。年金の増加率は従来の方針通り、2000年、2001年はインフレ率のみに連動させることを正式に盛り込んだ。ただし、2002年以降については、所得の伸び率に一致させるとしている。また、2000年1月から年金の掛金が19.5%から19.1%に減額される分は、環境税で補充する。

労働市場関連では、若年層の雇用促進ため、2000年に20億マルクを投入する一方、2000年は雇用状況の好転が予想されることから、同年の失業手当総額は99年の280億マルクを大幅に下回る222億マルクになるとしている。失業手当の2001年と2002年の増加率は年金と同様、インフレ率のみに連動させる。

また、州と折半していた住宅補助金は2000年1月から削減されるほか、東部ドイツ経済の構造改革のための財政補助も制限される。ただし、財政補助は2001年以降に再開される。

一方で、財政措置を拡充する分野もある。第1子、第2子への児童手当は2000年に、250マルクから270マルクに引き上げられる（月・1人当たり）。また、16歳以下の児童の児童扶養控除額も2000年から、3,024マルクとなる。身体障害者については年令制限を設けない。研究・教育分野では、研究機関への援助額を増やすと同時に、教育分野での情報教育を促し情報技術の発展を図る。また今後成長が期待されるバイオ分野での企業の育成にも力を入れるとしている。

### 各界の反応

野党CDU・CSUは緊縮財政法案について、福祉の切り捨てであるとして激しく批判した。州政府も「州に負担を強いるだけ」として反発した。識者・専門家の間では、ティートマイヤー前連銀総裁（CDU党员）が支持を表

明した一方、ドイツ銀行首席エコノミストのヴァルター氏は「（財政均衡という）緊急課題には対応しているが、将来のビジョンが見えていない」とするなど、評価が分かれた。また、金属労組IGメタルのツヴィッケル委員長は「シュレーダー政権は、財政健全化のために選ばれたわけではない。雇用を守ることこそが最大の使命」と主張するなど、労働組合は同法案を批判した。国民の間でも、社会保障費の削減を含む同法案への反発は強かった。99年に行われた一連の州議会選挙で、SPDは全敗といっても過言ではない敗北を繰り返した。特に東部のチューリンゲン州での得票率は、州選挙における同党の戦後最低記録を更新、旧東独共産党の後身である民主社会党（PDS）の後塵を拝して第3党に後退した。

### 緊縮財政がドイツにもたらすもの

緊縮財政によって、財政赤字削減そのものへの効果のほかに別の効果が期待される。それは、国民、経済界の国家への依存度を低くすることである。99年のドイツの公共部門の支出はGDPの49%に及ぶ。99年12月に連邦政府が承認した「財政安定化計画」では、同水準を45.5%以下に引き下げるとしている（5.（3）参照）。政府は具体的数字を示すことで、政府依存に慣れそれを当然のことと理解している国民各層に警鐘をあたえている。「信頼できる政治家」を問うアンケートでは常に上位に顔を出すザクセン州のビーデンコップ州首相は国民の政府依存について、「豊かな時代しか知らない世代が大半を占める今の（特に西部）ドイツでは、能力以上の出費を重ね、誰もが儉約を嫌っている」と痛烈に批判している。ベルリン自由大学のパーリング教授も「責められるべきは、補助金の削減を嫌う国民か、それとも今日の停滞を招いた政治家か。いずれにせよ、ドイツの最重要問題であるこのテーマは、統一以来、解決

の糸口さえみられない」と事態の深刻さを現している。

(2) 政府、緊縮財政法案を2分割して処理  
99年秋に行われた一連の州選挙でSPDは敗北を喫し、各州の代表者から構成される連邦参議院で、与党が過半数を割り込む事態になった。このため政府は、連立政権に対する信任を高めるという意味からも、緊縮財政法案の減税額300億マルクを2分割し、うち140億マルク分を緊縮財政法案に盛り込んで早期に成立させ、残りの160マルクを通常予算で対応する方針をとった。

緊縮財政法で対応する140億マルクには、「年金インフレ率抑制法」(100億マルク)や「住宅費補助法」(25億マルク)、「失業救済金廃止法」(10億マルク)などが含まれた。また、2000年1月からの貯蓄型生命保険への課税や、児童手当の増額なども含まれた。審議の結果、住宅費補助法と、失業救済金廃止法は連邦参議院での同意が得られず成立しなかった。この結果、緊縮財政法での削減規模は当初の140億マルクから約100億マルクとなった。

一方、通常予算で対応した分については、2000年度予算案(暦年)が99年11月、連邦議会を通過したことで歳出削減が決定した。この結果、緊縮財政法案での削減分と併わせ、当初案300億マルクのうち、260億マルクの歳出削減が承認された。

(3) 財政安定化計画～財政赤字削減への道筋示す～

連邦政府は99年12月、財政安定化計画を承認した。主な内容は、2003年に財政赤字の対GDP比を0.5%に、政府累積債務の対GDP比を58%に下げるというものである(98年はそれぞれ1.7%、60.7%)。また、同計画では公共部門の対GDP比を今後、45.5%以下に引き下げることを目指す(99年は49%)。な

お、政府は同計画の中で、実質GDP成長率を2000年は2.5%、それ以降は2%と想定している。

## 5. 企業立地を高める税制改革成立 (1999.12～2000.7)

(1) 「税制改革2000」発表

連邦政府は99年12月、「税制改革2000(Steuerreform 2000)」と称する税制改革案を発表した。アイヒェル蔵相は同案について「50年のドイツ連邦共和国史上最大の税制改革である」と評価した。また同相は「財政赤字削減と税制改革をリンクして考えている」とし、「財政健全化とともに経済成長と雇用を促進し、サプライサイドに立って内需を活性化させる税制が必要」としている。2005年までに信頼される税制のフレームを作ること肝要であるとした。

同計画では、「1999・2000・2002年減税法」(3.(1)参照)のうち2002年実施分を1年前倒し2001年から実施するとしている。2000～2005年の減税総額は420億マルクとなる。減税額を主体別にみると、家計が220億マルク、中小企業が110億マルク、大企業が90億マルクとなる。

法人減税については留保利益、配当利益ともに2001年から25%へ引き下げられる。これによる減税効果は80億マルクと試算されている。また所得税の引き下げについても、2005年1月には最高税率を45%、最低税率を15%に引き下げる旨を発表した。

同改正案では、現在所得税が適用されている合名会社(OHG)や合資会社(KG)などの人的会社や個人企業に対する、いわば救済措置も用意している。それは納付する所得税額のうち、営業収益税の一部または全部が控除できる、出資者全員の選択という条件つきながら、事実上、資本金会社と同様に法人税を納付することができる、のいずれかを選択できるというものである。人的会社は所

得税で納税するため、同計画の法人税減税により資本会社（株式会社や有限会社）との納税額に差が付くことに対応したものである。

同計画では、SPD内左派が強く要望していた相続税の強化などは見送られた。なお、同計画は歳出削減についても言及し、2000年に300億マルク、2003年には500億マルクを削減し、2006年には財政均衡を実現させるとしている。また、同案では貯蓄型生命保険への課税を強化する。

## （2）税制改革法案可決、2001年施行

政府は2000年2月、「税制改革2000」を反映（一部修正）させた税制改革法案を閣議決定した。同法案は5月、一部修正のうえ連邦議会で可決された。一方、各州の代表者から構成される連邦参議院では、野党CDU・CSUが多数派を占めるため、同法案の成立が危ぶまれた。シュレーダー政権は、州レベルでSPDが野党と連立を組む州（ベルリン、ブレーメン、ブランデンブルク、ラインラントファルツ、メクレンブルク・フォアポメルン）と協議、所得税の最高税率を43%から42%に下げるなど法案自体の修正に加え、これらの州に対する個別財政支援などを提案した。これが奏効しこれらの州すべてが賛成に回ったことで、同法案は同年7月、連邦参議院を通過した。同法は2001年1月から施行され、2006年までの減税総額は600億マルクにのぼる。

所得税は、最高・最低税率ともに3段階（2001年、2003年、2005年）で引き下げられる。最高税率は51%から42%、最低税率は22.9%から15%となる。また、課税最低限は2000年、1万3,499マルクから2005年には1万5,011マルクに引き上げられる。一方、最高税率が適用される年収は2000年の11万4,696マルクから2005年10万2,000マルクに引き下げられる（表参照）。

法人税については、地方税などを合わせた実効税率は、現在の約53%から38%程度にまで軽減され、EU諸国の中でも平均的な数値となる。内部留保（40%）と配当利益（30%）への異なる課税率は2001年から一本化され、25%となる。また、法人税の二重課税を避けるためにこれまで取られてきた「インピュテーション方式」（投資家が受け取る配当に課せられる所得税から、企業がすでに支払った法人税を控除するというもの）を廃止し、代わりに「所得半額課税方式」（投資家は、受け取る配当の半額だけが課税対象となる）が採用される。

人的会社に対しては現在、法人税ではなく所得税が課税されるが、今回の改正により2001年からは、州税である営業税を、所得税に算入して相殺できるようになる。

同時に、課税ベースの拡大も盛り込まれている。具体例としては、動産の定率償却法の場合の上限償却率の引き下げ（30%から20%へ）、営業資産とされている建物の償却率の

表 所得税減税の推移

（単位：マルク）

	2000年	2001年	2003年	2005年
最低税率（%）	22.9	19.9	17.0	15.0
課税最低限	13,500	14,094	14,526	15,012
最高税率（%）	51.0	48.5	47.0	42.0
最高税率適用所得	114,696	107,568	102,276	102,000

（出所）FAZ紙資料よりジェトロ作成

引き下げ（4%、つまり償却期間25年から、3%、同33年へ）、個人所有株式のキャピタルゲインの非課税扱いの制限、などがあげられる。

なお政府は、今回の改革による減収分については、これによってもたらされる経済成長により穴埋めできるとの見方を示している。

### （3）産業再編を促すキャピタルゲインの非課税化

成立した税制改革法では、2002年から企業が持ち株を売却した場合の利益は非課税となる。これは法人税減税以上に、ライン型資本主義を標榜してきた国内経済に大きな影響を与えるとされる。

ドイツでは伝統的に、ドイツ銀行やアリアンツ（保険）などの巨大金融機関が、主要企業の最大株主であることが多い。この結果、金融機関の影響力は、場合によっては決定的といえるほど大きい。他方、金融機関は株式を売却した場合に課せられる税率が60%弱と高いため、やむなく株を保有し続けてきた側面もある。

キャピタルゲイン課税の撤廃により、これらの大手金融機関は、持ち株を売却をすることで巨額の資金を得られる。国内産業には、放出された株式をどの企業が購入するか、金融機関の売却資金の使途、の2点において大きな影響を与えることとなる。金融機関は売却資金を効果的に運用できるようになるとの見方も、少なからず存在する。

これによってドイツ型経営そのものが近い将来に劇的な変化を遂げる可能性がある。金融機関だけでなく大企業も、他業種企業の持ち株売却で経営資源を基幹分野に集中し、効率的な経営を進めることになろう。外国人株主の増加がドイツの株式市場を活性化させることを期待する声もある。

### （4）各界の評価

税制改革法に対する各界の評価は、おしなべて高い。とりわけ、キャピタルゲインの非課税化などで最も恩恵を受けるとされる金融界で、その傾向が顕著にみられる。ただし、かねてから法人税減税を主張してきた経済界の中には、減税の実施時期が2000年ではなく2001年からとなったこと、地方税などを含めた法人税の実効税率が、当初言われていた35%ではなく、38~39%となったことから「十分でない」とする向きもある。また、ドイツ商工会議所連合会（DIHT）のシュティール会長のように、所得減税のさらなる引き下げを求める声もある。労働組合も、減税による景気回復で雇用の促進が期待されるため、同法を支持する声が多い。ただし、中小企業からは、大企業と比較して恩恵が少ないことを理由に批判的な意見が目立つ。

経済研究所の論評では、雇用増による失業者数の減少と、対独投資の活性化につながると評価する声がある一方で、人的会社の冷遇と、小幅に留まった所得税減税に不満を見せる声もあり、評価は分かれている。6大経済研究所の一つであるifo経済研究所（ミュンヘン）は、同法が留保利益と配当利益への税率を統一したことは好ましいとしながらも、人的会社との税負担の拡大が（資本会社によるこれらの会社の吸収、合併などを促し）企業集中を加速させることにもなりかねないこと、政府はドイツの現代化にばかり気を取られ、その過程で起こるはずのいわば副作用について軽視しているフシがあること、に対して疑念を向けている。また、盛んに言われている「経営形態の変化が、経済成長と雇用増をもたらす」という仮説については、両者に因果関係はなく、雇用問題は、硬直化した労働市場と業種別の賃上げ交渉にこそあると警告している。

## 6. おわりに

CDUの裏口座疑惑など一連のスキャンダルや極右の台頭で、政界での「構造改革」についての論戦は表向きにはしばし休戦といった印象を受ける。ただし、「構造改革」はドイツ社会に深く根差している問題であることから、今後も再び活発な議論が展開されることとなる。

国内最大手行のドイツ銀行と、同第3位のドレスナー銀行との合併（のちに撤廃）などにみられるようにドイツ企業は再編を急いで

いる。これは、2年目を迎えた欧州単一通貨ユーロへの対策や、激化する世界規模での競争に打ち勝つための戦略であることは言うまでもないことだが、税制改革など国内の「構造改革」も少なからず影響している。

ドイツはEU全体のGDPの3割を占めることから、ドイツ経済が欧州経済全体に及ぼす影響は大きい。このため、「構造改革」の行方は単にドイツだけの問題ではなく、その成り行きは欧州の将来を左右するものといえる。

（谷 雅之）



# 北欧のハイテク紙素材の利用が活発に (フィンランド)

ブリュッセル・センター

欧州では、環境政策の強化が進められているため、企業は今後、事業活動を展開するにあたり、資源の再利用、地球環境の保全について一層、着目する必要がある。こうしたなか、ジェトロ・ブリュッセルセンターはプラスチック素材の代替品としての紙素材の利用が進む食品包装材市場に注目し、欧州の先進地域であるフィンランドを視察した。本レポートでは、欧州における紙素材の新たな利用と環境保全に対する取り組みについて、フィンランドの製紙関連企業数社の事例などを紹介する。

## 1. 食品包装におけるハイテク紙素材

99年秋、ノルウェー国内に新型の紙パックを用いた朝食用シリアル食品（加工穀物食）が登場した。これは従来のプラスチック・フィルム製インナーバッグを使用せず、外箱のみで直接、内容物（シリアル）を保管できる紙パックである。通常、朝食用シリアル食品は、湿気などによる味や風味の変化が問題となり、紙製の外箱のみでは市場に流通させることが困難であった。しかし、同食品を販売するレガル・モッレ（Regal Molle）は、防湿および酸素遮断効果の高いコーティング紙を外箱材に採用することで、製造から消費まで比較的長期間にわたり保管されることが多いシリアル食品の包装を簡略化することに成功した。

また、スウェーデンの大手食肉加工メーカー、サルドウス（Sardus）は、真空パッ

ク・ソーセージの表蓋の材質を従来のプラスチックやアルミから、耐熱性の高いコーティング紙に代替し、新パッケージとして登場させた。同社は、ソーセージなど保存用食肉をプラスチック・フィルムで包み、これを約90度の熱で表蓋に圧着させて包装している。今回登場したコーティング紙は、既存の包装シール機で使用でき、かつ表面印刷が鮮明であることから、同社の環境政策を強くアピールするものとして採用されるに至った。

これらのコーティング紙を供給しているのは、世界第2位の総合製紙企業、ストラエンソ（Stora Enso）である（スウェーデンのストラとフィンランドのエンソの合併により誕生）。同社は、化成パルプを用いた硬質紙の上にポリエチレンやポリプロピレンなどのコーティングを片面（または両面）に施した多段層板紙（マルチレイヤー・ボード）を開発し、内容物の保護効果のほか、板紙を成形

表1 包装板紙に求められる技術特性

技術特性	求められる特性
内容物の保護効果	耐冷性、耐熱性、防湿性、耐油脂性、遮光性、酸素遮断性、密閉性など
包装の際の作業性	加工効率性、輸送効率性、包装材料保管性、表面印刷容易性など
消費者の利便性	外蓋剥離性、扱い易さなど

し内容物を包装する際の作業性、さらに消費者にとっての利便性を追求した食品包装用板紙を製造している。

ストラエンソの包装板紙事業部門（パッケージング・ボード）のペトラ・克蘭ストン・ニッカネン製品担当マネージャーによると、同社の包装板紙は、ミルクやヨーグルトなど乳製品、食用油など油脂性のものから、果実ジュース、スープ、スパイス、ワインなどアルコール、ミネラル・ウォーターなど風味が変化しやすいもの、さらにはドライフード（シリアル、乾燥果実など）、冷凍食品など湿気や水分に弱いものまで、食品の持つ特性に合わせてさまざまな特殊コーティングを行っているという。また包装形態としては、紙コップ、食品トレイ、液体パック、食品ケース（紙箱）などが主であり、最近の例では、電子レンジおよびオーブンで加熱調理できる冷凍食品トレイなどがあるという。

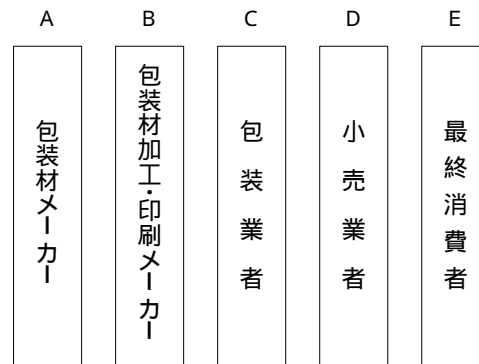
このコーティング紙の新たな利用は、北欧など一部地域の動きではあるが、その他地域での利用例としては、英国大手スーパーのセインズベリー（Sainsbury）がドーナツ用として、またマークス & スペンサー（Marks & Spencer）が冷凍キッシュパイ用として、インナーバッグを省略したストラエンソ製紙箱を採用している。

## 2. 欧州の食品包装業界事情

欧州の食品包装業界では、下図のとおり板紙やプラスチック・フィルムなどの包装材料メーカー（下図のA）と最終消費者（図E）との間に、包装材料をカップやトレイ、箱など

に成形し印刷、着色を行うメーカー（図B）、食品包装を行う業者（図C）、流通を取扱う小売業者（図D）が介在する。今回フィンランドで訪問した企業は、Aに属するストラエンソ・パッケージング・ボード、およびにBに属するオケランド&ラウジング（Åkerlund & Rausing）である。

図1 食品包装業界の構造



出所：A & R

（1）ストラエンソ・パッケージング・ボード  
 ストラエンソ・パッケージング・ボードは、ストラエンソ・グループの包装板紙事業部門として、北欧3カ国をはじめ欧州各地に10を超える工場を展開している。同部門の99年の製品販売量は319万6,000トン、年間売上高23億4,150万ユーロで、グループ全体の売上高の22%を占めている。また同部門が抱える従業員数は99年で約1万人である。このうちフィンランド南東地方のイマトラ市にあるイマトラ工場は、同部門最大の生産基地であり、研究開発（R&D）施設を併設している。

ストラエンソでは、包装用コーティング紙

に求められる技術特性のうち、表面印刷性能を重視しており、イマトラ市のR & D施設内に2000年始めからデジタル印刷機を導入し、板紙の表面印刷性能の向上を図っている。イマトラ工場リサーチセンターのリスト・ベサント所長によれば、デジタル印刷は、パッケージごとにデザインや表示内容、言語を変えることができ、これに紙製パッケージという付加価値をつけることで、新たな市場開拓が見込まれるという。

## (2) オケランド&ラウジング

オケランド&ラウジングは、フィンランドの製紙および製紙産業用機械大手のアルストロム・グループ ( Ahlstrom Group ) の包装材部門である。本社はスウェーデンのマルメ市に位置し、主な生産施設をフィンランドのカウチュア工場をはじめ、北欧、ドイツ、イタリア、ポーランドおよびロシアに展開している。同社は、タバコ箱、コーヒー、アイスクリームやチョコレートなど菓子類、およびその他食品パッケージなどを、プラスチック、アルミ、その他コーティング板紙など各種材料を用いて製造し販売している。同社の年間売上高は3億3,200万ユーロでグループ全体の売上高の15%を占めている。また同社従業員数は99年で約3,000人である。

## 3. 依然として主流を占めるプラスチック包装

米コンサルティング会社のプロマー ( PROMAR ) が行った「欧州における包装材市場の需要の2005年までの中期予測」によると、依然としてプラスチックが大きな伸びを示し、紙・板紙の伸びを上回っている。一般に最終消費者の食品包装 ( パッケージ ) に対するニーズは、製品のアピール性 ( 表面印刷の品質 )、利便性 ( 扱い易さ、時間の節約、単純性 )、新鮮 ( 清潔 ) 感、安全性、信頼性のほか、ごみとして捨てる部分が少ないこと、環境保全のイメージが感じられるものとなっている。

一方、包装材加工・印刷メーカー、包装業者、小売業者などにとっては、各工程での費用面の効率性、製品ブランド別の個別包装、流通時の利便性などが必要となってくる。

プラスチック・フィルムなどは、一般に表面印刷性能に優れ、清潔感、使い勝手の良さなどから消費者に好まれる包装材である。

近年、紙素材も表面印刷性能が向上し、紙本来のリサイクル性に加え、プラスチックと違った自然な印象を与える印刷が、消費者に環境保全のイメージを与えている。しかし、紙素材はコスト的には割高であり、廉価な内

表2 欧州における包装材マーケット

( 単位 : 100万ユーロ、% )

包装材質	90年	91年	93年	95年	95~2005年 各年の予測成長率
紙・板紙	24,382	25,452	26,914	28,684	1.3
プラスチック	20,133	25,458	24,297	29,227	2.2
金属 ( アルミなど )	11,656	11,822	12,139	12,636	1.6
ガラス	6,085	6,194	6,247	6,303	1.5
木材	1,742	1,756	1,802	1,805	0.6
その他	1,157	1,210	1,292	1,376	3.5
合計	65,115	67,457	72,692	80,031	1.7

出所 : PROMAR 1999

容物に対する包装材には適していない。

オケランド&ラウジング・カウチュア工場のタバニ・クヤマキ社長によれば、現在の市場の動向としては、プラスチック・フィルム、またはプラスチックに薄紙をコーティングし環境に優しいイメージの包装材などが依然として主流を占めているという。

## 4. 環境に対する取り組み

ストラエンソは、再生可能な紙素材をプラスチックやアルミニウムなど既存の包装材料の代替品として提案していくと同時に、グループ内においても森林資源というバイオマス（生物体）の循環的活用といった視点から環境対策を進めている。具体的には、一定量のパルプ原料から得られる紙製品の量を増加させる方策、原材料、化学物質、エネルギーのリサイクル工程を取り入れ、再生資源として活用する方策、工場からの廃ガスや騒音を抑制する方策、有害化学物質の使用回避、木材燃料および天然ガスを用いた熱エネルギーの使用などを優先課題としている。

このうち再生資源の活用にあたっては、ストラエンソは、製紙会社やプラスチック・フィルム会社、紡績会社などが製品を巻くために用いる紙管メーカーとして、コレンソ（Corenso）を92年に設立している。コレンソは、回収した古紙および紙容器類から木材

繊維を回収し、年間40万トン強の紙管およびボードを生産する。一方、各種コーティング紙の表面からプラスチックを抽出し再生エネルギーとして自社で活用するほか、金属を回収し再利用している。特にアルミニウムについては年間1,600トンを回収している。

またイマトラ工場では、上記の環境対策に基づき、現在、新規パルプ製造ラインを建設中であり、2001年春の稼働を予定している。

同工場のマッティ・サルステ環境問題・調査担当副社長は、「新規ラインの稼働とともに旧式のパルプ製造ラインを閉鎖することから、同工場は2005年までに工場から排出される廃ガスおよび廃水の量を95年数値からそれぞれ7割、1割削減することが可能となる」と語っている。

オケランド&ラウジングは、事業活動が環境に与える悪影響を排除するといった視点から、技術開発を通じた自社製品の強度向上、および軽量化によって原材料、エネルギーなどの消費の抑制を図る方策、原料屑など固体廃棄物のリサイクルおよび焼却、溶剤などの排水抑制について重点的に取り組んでいる。特にカウチュア工場では、2000年に入り、溶剤の焼却システムに対して新たに投資を行っている。

（水野大輔）

## 参考1 ストラエンソの概要

ストラエンソは98年末、スウェーデンのストラとフィンランドのエンソの合併（同年6月2日合併決定、同年11月25日欧州委員会承認）により誕生した総合製紙企業である。同社は、売り上げの9割超を輸出および海外事業に依存する多国籍企業であり、ヘルシンキ本社（フィンランド）およびスウェーデン本社（ストックホルム/99年時点）のほかドイツ、オーストリア、シンガポールなどに地域統括支社を設置している。同社生産施設は、欧州（ロシア、中・東欧を含む）地域に展開されているほか、欧州外では北米2カ所（雑誌用紙、新聞用紙）、中米1カ所（包装板紙）およびアジア2カ所（高級紙：中国、包装板紙：タイ）となっている。また同社販売支店は、欧州、ロシア、中・東欧地域に31カ所、北米4カ所、南米3カ所、中東アフリカ2カ所、アジア・オセアニア（日本大阪支社

ツ、オーストリア、シンガポールなどに地域統括支社を設置している。同社生産施設は、欧州（ロシア、中・東欧を含む）地域に展開されているほか、欧州外では北米2カ所（雑誌用紙、新聞用紙）、中米1カ所（包装板紙）およびアジア2カ所（高級紙：中国、包装板紙：タイ）となっている。また同社販売支店は、欧州、ロシア、中・東欧地域に31カ所、北米4カ所、南米3カ所、中東アフリカ2カ所、アジア・オセアニア（日本大阪支社

を含む) 10カ所である。99年のグループ全体の売上高は106億3,600万ユーロで、また同年の平均従業員数は4万人を超える。

表3 ストラエンソの欧州/世界における事業部門別ランキング

部門	ランキング	
	欧州	世界
Magazine Paper	2	1
Newsprint	1	3
Fine Paper	2	2
Packaging Boards (consumer packaging)	1	2
Sawn Timber Products	1	3

出所：ストラエンソホームページ

同社は、印刷用紙(雑誌・新聞紙)事業、特殊加工紙、包装板紙の3つのビジネスを今後の中核と定めており、これら製紙ビジネスは99年全体の売上げの8割超を占めている。また実際の業務展開は、事業部単位毎に水平な経営体制を構築しており、99年からは一部管理職を対象に新たにストック・オプション制度を導入したほか、従業員および管理職双方に対する賞与をより業績連結型に変えるなど、人材活用に注力している。99年8月20日発表の事業戦略方針に基づき、同社はコア事業への経営資源集中を進めている。一連の事業売却による資本回収額は22億ユーロ程度である。

表4 ストラエンソのコア・ビジネス

ビジネス	主要な事業展開地域	欧州には中・東欧を含む
印刷用紙(雑誌・新聞紙)	欧州、北米(カナダPort Hawkesbury工場)	
特殊加工紙	欧州、アジア(中国Suzhou Papyrus工場、タイAdvance Agro工場)	
包装板紙	欧州、ロシア	

表5 ストラエンソ合併(98年末)後の主な事業再編

98年12月	Holzindustrie Schweighofer AG(木材/オーストリア)買収、HSオーストリア、チェコ製材工場を同社木材事業部門(Stora Enso Timber)に統合
99年初	同社Tervakoski工場(高級紙/フィンランド)、Dalum工場(高級紙/デンマーク)の売却
99年9月	Pohjolan Voima Oy、Teollisuuden Sähköntuotanto Oy(製紙関連業界の発電の外販/フィンランド)株式売却、同社発電事業の再編
99年	Transfennica(海運/フィンランド)株式の売却
2000年1月	Stockholm本社ビル売却
2000年4月	同社Möndal工場(板紙)の閉鎖
2000年5月	同社工場敷地外の発電施設の大部分をFortum(エネルギー/フィンランド)に売却
2000年8月	Consolidated Papers, Inc.(製紙/米国)買収
2000年9月	Tetra Pak Forshaga工場(包装板紙/スウェーデン)買収
今後	Pohjolan Voima Oy株式放出 同社Gruvön工場(製紙/スウェーデン)売却

表6 ストラエンソの各種板紙コーティング

コーティング		バリアー特性		リサイクル方法
EVOH	Ethyl Vinyl Alcohol エチルビニルアルコール	防湿性 耐油脂性	表面剥離性	プラスチック・コーティング部分を分離し、エネルギー源または資源再利用が可能。紙部分は再生紙原料に利用。
PA	Polyamide ポリアミド	遮光性 酸素遮断性		
PE-LD	Low Density Polyethylene 低密度ポリエチレン	防湿性		
PE-HD	High Density Polyethylene 高密度ポリエチレン			
PP	Polypropylene ポリプロピレン	防湿性 耐熱性		
PET	Polyethylenterephthalate ポリエチレンテレフタレート	耐熱性		
フッ化炭化水素 の含浸		耐油脂性		普通紙（非コーティング紙）と同等のリサイクルが可能

## 参考2 アルストロムの概要

アルストロム・グループは、フィンランドの製紙および製紙産業機械メーカーであり、オケランド&ラウジングは同グループ傘下の包装材メーカーとして、プラスチックやアルミ、紙を用いた食品包装（フレキシブル・パッケージング）の加工および印刷を行っている。

アルストロム・グループは製紙、製紙産業用機械、製紙産業用ポンプおよび包装材の4つの事業部門から構成される同族企業であり、主力の製紙部門（Ahlstrom Paper

Group）はフィンランド製紙業界では中堅メーカーに位置している。また製紙部門を含むグループ全体の99年売上高は21億6,400万ユーロであり、また同年の平均従業員数は約1万1,000人となっている。

90年代に入り、同グループは、特殊紙ビジネスを今後の中核事業と位置付け、事業再編を行っている。スウェーデンの包装材メーカーであったオケランド&ラウジングは、グループ主力の製紙部門を補強するものとして、米国の紙フィルター事業やフランスの特殊紙事業などとともに買収され、今日に至っている。

表7 アルストロム・グループの主要事業部門

企業グループ名	事業内容
Ahlstrom Paper Group	特殊紙（ラベル用紙、包装用紙、シール、自動車用フィルターなど）およびグラス・ファイバー、不織布の製造
Okerlund & Rausing Group	食品用パッケージングの加工・印刷
Ahlstrom Machinery Group	紙バルブ産業用機械およびシステムの設計、製造
Ahlstrom Pumps	紙バルブ産業用ポンプおよび攪拌機械などの設計、製造

### 参考3 その他資料

表8 欧州および世界の大手紙パルプ・メーカーランキング(99年)

(単位:100万ドル)

	欧 州		世 界	
	企 業 名	売上高	企 業 名	売上高
1	Stora Enso (スウェーデン・フィンランド) +Consolidated Papers (米国)	13 200	International Paper (米国) +Champion International (米国)	30 395
2	UPM - Kymmene (フィンランド)	8 790	Georgia - Pacific (米国) +Fort James (米国)	24 802
3	SCA (スウェーデン) +Metsä Tissue (フィンランド)	7 533	Stora Enso (スウェーデン・フィンランド) +Consolidated Papers (米国)	13 200
4	Metsaliitto (フィンランド) +Modo Paper (スウェーデン)	6 790	Kimberly - Clark (米国)	13 005
5	Arjo Wiggins Appleton (英国)	5 445	Weyerhaeuser (米国)	12 260
6	Norske Skog (ノルウェー) +Fletcher Challenge Paper (ニュージーランド)	4 165	UPM - Kymmene (フィンランド)	8 790
7	Jefferson Smurfit Group (アイルランド)	3 925	Smurfit - Stone Container (米国) +St Laurent (カナダ)	8 065
8	AssiDomän (スウェーデン)	2 965	Nippon Paper (日本)	7 960
9	Ahlstrom (フィンランド)	2 300	SCA (スウェーデン) +Metsä (フィンランド)	7 533
10	Haindl (ドイツ)	1 760	Oji Paper (日本)	7 415

[出所] フィンランド森林産業連盟 (Finnish Forest Industries Federation)

表9 特殊紙（食品容器など）を扱うフィンランド・メーカーの一覧

企業名	企業概要	主要製品	コンタクト・パーソン
		Web Address	所在地
Stora Enso Packaging Boards	世界第2位生産量を誇る、フィンランド製紙業界トップ・メーカーの包装板紙部門	特殊パルプ材（CTMP）や各種コーティング技術を用いた紙および板紙。特に食品包装板紙は内容物の保護特性や包装作業性のほか消費者利便性に強みを有する。	Mr .Matti Salste Vice President ,Environmental Affairs and Research
		www.storaenso.com	FIN - 55800 ,IMATRA , Finland Tel +358 - 2046 121 / Fax +358 - 2046 220 00
UPM - Kymmene , Walki Wisa	フィンランド製紙第2位メーカー UPM - Kymmene（世界3位生産量）の子会社、食品包装紙メーカー	抗菌・耐圧（針圧）特性の有る食品包装パック（乳製品、冷凍食品など）、耐重特性の有る輸送用包装紙、絶縁紙、耐水紙など。	Mr .Tolonen
		www.walkiwisa.com	PO Box 33 ,FIN - 37601 , Valkeakoski ,Finland Tel +358 (0)204 16 111 / Fax +358 (0)204 16 3090
Å & R Carton	製紙部門売上高で欧州トップ10に入るフィンランド製紙および製紙産業機械メーカー Ahlstromの子会社	食品パック部門では、包装時利便性や抗菌・耐冷・耐水など各種特性を研究し、各食品グループ別（乾食・冷食・生鮮食・油脂・菓子など）に製品を提供。	Mr .Tapani Kujamaki Managing Director
		www.ahlstrom.com/akerlund-rausing	FIN - 27501 Kauttua , Finland Tel +358 2 8 39 21 / Fax +358 2 8 392 2020
Metsä - Serla	フィンランド製紙第3位メーカー Metsaliittoの子会社、包装紙メーカー	一般消費者向け包装紙、輸送用包装紙、衛生紙など。	Revontulentie 6 , FIN - 02100 Espoo , P O .Box 20 ,FIN - 02020 , Finland Tel +358 - 1046 - 11 / Fax +358 - 1046 - 94353
		www.metsaliitto.fi	
Stromsdal	独立系の特殊紙メーカー	特殊コーティング技術を用いた各種紙製品（食品パック、書類ホルダー、CDケースなど）。	Mr .Lauri Valtiala Development engineer FIN - 73501 Juankoski , Finland Tel +358 - 17 - 688 - 641 / Fax +358 - 17 - 688 - 6460
		www.stromsdal.com	



表10 特殊紙（その他）を扱うスウェーデン・メーカー

企業名	企業概要	住所
		Web Address
Figerholms Bruk AB	紙素材を用いた変圧器用容器のほか、各種紙製品を製造。ABBの子会社。	Fabriksvagen 23 , 572 75 Figeholm ,Sweden Tel: 0491 - 31800 / Fax: 0491 - 31645
		www figeholmsbruk se
MINITUBE	通常プラスチック製であるCD包装を紙製の硬い箱で製造し、さらにCDを1時間当たり3,000枚自動包装する能力がある機械を開発。従来のプラスチック容器における郵便発送時15%の損傷率を回避可能。	Box 100 , 830 47 Trangsviken ,Sweden Tel: 0640 - 21900 / Fax:0640 - 40187
		www minitube se

表11 その他団体の情報

企業名	企業概要	住所
		Web Address
Finnish Forest Industries Federation (FFIF) フィンランド森林産業連盟	フィンランド森林産業(製紙など)に関する統計資料などが入手可能。	Snellmaninkatu 13 ,PO Box 336 , FIN - 00171 HELSINKI ,Finland Tel +358(0)9 132 61 / Fax +358(0)9 132 4445
		www forestindustries fi

# 通信機器メーカーが躍進する電機産業 (欧州)

デュッセルドルフ・センター

欧州の電機メーカーが改革を進めている。各社は世界的な競争激化に対応するため、通信を主とするコア事業に投資を集中、積極的に企業買収を進めている。この動きをいち早く進めたノキアやエリクソンは99年、欧州で売り上げベスト5の電機メーカーに躍進した。仏アルカテルも通信機器メーカーへの脱皮をはかる。一方、独シーメンスは総合電機メーカーのかたちを守りながらも、不採算事業の統合や分社化などの経営再編を進めている。同社から分社化した半導体メーカー、インフィニオンは売り上げが急増している。蘭フィリップスも90年代を通して経営の建て直しを進めた。同社は家電などの成熟商品を多く抱えており、家電と携帯電話の連携という新しい道を模索する。

欧州各国で、次世代携帯電話規格であるUMTS向けの周波数帯割り当てが行われている。競売形式をとった国では落札価格が高騰するケースもでており、通信メーカーにとって大きな負担となる。このため、次世代と現行の中間の技術であるGPRS方式がにわかに注目を浴びている。本レポートでは、欧州電機メーカー各社の最新動向と欧州における次世代携帯電話の動向について報告する。

## 1. 総合電機メーカーに変革の波

欧州の電機産業は大きく変化している。大手メーカーは経営資源をコア事業に集中し、企業買収によってコア事業をさらに強化しグローバル化をはかる一方、それ以外の部門は分離独立化や子会社化、売却などを進めている。その結果、90年代半ばまで総合電機メーカーや重電メーカーが占めていた売り上げランキングの上位には、現在では、シーメンス (Siemens) を除き通信機器などを中心としたメーカーが名を連ねている。ABBやアルストム (Alstom)、GECなどの重電機

器メーカーはランキングからほぼ姿を消し、代わって上位5社に入っているのが携帯電話で成長中のスウェーデンのエリクソン (Ericsson) とフィンランドのノキア (Nokia) である (表1参照)。

表1 欧州電機メーカーの売り上げランキング

	95年	99年
1	シーメンス	シーメンス
2	フィリップス	フィリップス
3	ABB	エリクソン
4	アルカテル・アルストム	アルカテル
5	GEC	ノキア

(出所)データクエスト、ヴィルトシャフツボッヒェ

表2 欧州電機メーカーの売上高

(単位: 100万ユーロ)

		98年	99年
1	シーメンス	60,172	68,600
2	フィリップス	30,455	31,459
3	エリクソン	19,523	24,400
4	アルカテル	21,259	23,023
5	ノキア	13,326	19,772

(出所) 表1に同じ。

フィリップス (Philips) やアルカテル (Alcatel) の売上げの伸びが1ケタ台であるのに対して、エリクソンの99年の売上げは自国通貨建てで前年比17%増、ユーロ建てでは25%増であった。ノキアは売上げを48%、営業利益を57%も伸ばしている。エリクソンはアルカテルを抜いて、欧州3位の電機メーカーとなった(表2参照)。

## 2. ノキア、エリクソン、アルカテル

### (1) ネットワーク事業に注力するノキア

ノキアは今、最も注目を集めている企業である。ゴム長靴のメーカーが事業転換でエレ

クトロニクスメーカーとなり、さらに90年代後半からは携帯電話に特化、ほかの部門を次々と売却した。その後もモトローラ (Motorola)、エリクソンを追い落とし、98年には世界一の携帯電話メーカーとなった。96年には50%以上の世界シェアを有していたモトローラは99年には約17%に、欧州でのシェアは約14%に落ちた(表3、表4参照)。

ノキアは99年には198億ユーロの売上げ、39億ユーロの利益をあげた。2000年第1四半期にも売上げを前年同期比69%増の65億ユーロに拡大させ、利益は76%増の13億ユーロとなった。

現在ノキアが力を入れているのは、ネットワーク事業である。これは次世代携帯電話をインターネット端末にして、世界のどこからでも自由に高速アクセスができるようにする事業で、各社が主導権を争っている。ノキアの次世代携帯電話はフィンランド、中国、日本などで試験中で、インターネット技術は米企業の買収によって入手している。xDSL<sup>(注1)</sup>基本技術はダイヤモンド・レーン社 (Diamond Lane)、ルーター技術はイプシロン社 (Ipsilon)、ネットワーク安全技術は

表3 携帯電話の世界シェア

(単位: 100万台、%)

	98年		99年	
	販売台数	シェア	販売台数	シェア
ノキア	38.6	22.5	76.3	26.9
モトローラ	33.4	19.5	47.8	16.9
エリクソン	25.9	15.1	29.8	10.5
サムスン	4.7	2.7	17.7	6.2
パナソニック	14.5	8.4	15.6	5.5
シーメンス	5.0	2.9	13.0	4.6
アルカテル	7.2	4.2	11.6	4.1
三菱電機	4.8	2.8	9.7	3.4

(出所) 表1に同じ。

表4 携帯電話の欧州シェア  
(単位: %)

欧州市場		
1	メーカー名	シェア
2	ノキア	28.9
3	モトローラ	14.0
4	シーメンス	10.3
5	アルカテル	9.7
6	エリクソン	9.2
7	フィリップス	6.8
8	サジェム	6.0
9	パナソニック	3.6
10	サムスン	3.0
11	三菱	2.4
	ボッシュ	2.0
	その他	4.1

(出所) 表1に同じ

アーケミー社 (Alchemy) など、いずれも会社ごと技術を買収している。フュージョン・ワン (fusionOne) など米国のベンチャー企業への投資にも積極的である。

移動型情報通信システムの端末となるのは携帯電話だけではない。パソコンやノート型パソコン、携帯情報通信端末 (PDA) など、ネットワークに接続できる機器は、すべてノキアのビジネスの対象となる。自宅ではどの部屋からも無線でインターネットに接続できるWLAN (wireless local area network) で、外では次世代携帯電話端末として、職場では社内の無線ネットワーク端末として利用できる機器の開発を目指している。このため、PDAの大手メーカー、米パーム社 (Palm) と提携、同社のソフトウェアをノキアの次世代携帯電話に搭載することになった。サン・マイクロシステムズ (Sun Microsystems)、シスコシステムズ (Cisco Systems) などインターネット関連技術の

トップ企業とも協力して、携帯電話とインターネットの融合を図っている。また、金融機関やクレジットカード会社とも協力して、携帯電話による代金支払いも試験中である。携帯電話用高速情報通信技術 (General packet radio service: GPRS) も開発済みで、既に20社以上とライセンス契約を交わしている。この技術は、UMTS (Universal Mobile Telecommunications System) ライセンスを取得できない通信業者には特に重要である。

## (2) 地上中継設備で強いエリクソン

エリクソンは、携帯電話地上中継設備でノーテルネットワークス (Nortel Networks) やルーセント・テクノロジー (Lucent Technologies) を押えてトップに立っている。売り上げの3分の2を占めるのも、こうしたネットワーク機器部門であった。しかし、携帯電話端末ではノキアやモトローラに差を付けられ、世界シェアでは10.5%で3位、欧州シェアでは9.2%で、シーメンス (10.3%) やアルカテル (9.7%) に続く5位となっている。新型モデルを次々と市場に送り込む競争で、エリクソンは他社に遅れをとった。また、部品の調達が間に合わずに、部品不足で携帯電話の製造に大きな支障が出ている。このため、99年の税引き前利益は10%縮小し、2000年第2四半期には約2億ユーロの営業損失を出した。

こうした状況を背景に、エリクソンは利益率が高いネットワーク部門に経営資源を集中させるため、携帯電話部門をアルカテルに売却するのではないかと噂が流れている。だがエリクソンはこれを全面的に否定、携帯電話部門の利益率を改善するための戦略を発表している。機種数を減らし、安価な機種では相手先ブランドによる生産 (OEM) 購入を増やすが、すべての需要層をカバーするために商品の広い幅を残すとしている。

(3) アルカテル、通信機器メーカーに脱皮  
総合電機メーカーであったフランスのアルカテルは、90年代後半に多くの部門を切り離して通信機器メーカーに脱皮した。98年以降は、米国の技術系企業を次々と買収して傘下に収めた。このための投資額は50億ドルを超えている。99年の売り上げに占める通信機器関連の比率は85%で、特にADSL<sup>(注2)</sup>や光ファイバーなどのネットワーク技術で、同社は世界のトップ企業となっている。

携帯電話の分野でも、西欧GSM携帯電話市場で4位を占め、調査会社データクエストが5月に発表した2000年第1四半期の数字では、13.4%のシェアでシーメンスを抜いて欧州3位になった。アルカテルは2000年の携帯電話販売目標を、前年の倍に相当する2,000万台としている。第1四半期には既に500万台を販売しており、このペースが続けば目標達成は可能とみられる。同社は6,000万ユーロを投資して、フランスのラヴァルとイルキルヒ(ストラスブル近郊)および上海にある携帯電話工場を拡張中である。

アルカテルは2000年5月、次世代携帯電話の分野で富士通と提携し、同社が66%、富士通が34%を出資する合弁会社を設立すると発表した。この合弁会社は、次世代携帯電話のUMTS技術を他社に先駆けて商業化するためのもので、CDMAとGSMの折衷といわれるUMTSの導入を、両社がそれぞれ培った技術を合わせて実現させる。また合弁会社は、GPRSやEDGE(Enhanced Data rate for GSM Evolution)の開発にも携わることになっている。

(注1) 一般回線を用いて高速通信を実現する技術の総称。

(注2) 非対称デジタル加入者線。xDSL技術の一つ。電話の音声よりも高い周波数帯域を利用し、通信速度を高める。

### 3. シーメンス、フィリップス、インフィニオン

#### (1) 「総合」を守りながらも再編進める シーメンス

シーメンスは携帯電話端末では世界6位であるが、欧州ではノキア、モトローラに次ぐ3位で、GSM地上設備では世界市場でもノキア、エリクソンに続く3位である(表3、表4参照)。特に、最近増えているプリペイド式携帯電話の地上設備に強い。2000年初めにボッシュ(Bosch)の携帯電話部門を買取り、欧州市場でモトローラとの差を縮めている。4月には組織を再編し、通信機器端末と携帯電話部門をICM(Information and Communication Mobile)部門として一つにまとめた。

同社は携帯電話の工場をドイツ国内3カ所と中国の上海に持ち、いずれも生産能力を従来の合計500万台から倍の1,000万台に拡張中である。しかし同時に、外注によって携帯電話の自社製造率を70%以下に抑え、市場の変化に柔軟に対応できる戦略をとっている。このために2000年7月末にシンガポールのフレクストロニクス社(Flextronics)と提携して、今後3年間に3,300万台の携帯電話端末を同社から購入する取り決めを交わした。これは1年当たりに換算すると、99年の販売台数の85%に相当する。

携帯電話の開発はドイツ国内のほか、デンマークと米国のサンディエゴ、および北京で行っている。次世代携帯電話ではアルカテルが富士通と提携したのに対し、富士電機や富士通と伝統的な関係を持つシーメンスは逆にNECと提携した。両社合わせて2004年まで毎年8億ユーロを、UMTSの開発に投入する予定である。

シーメンスが携帯電話でノキアやモトローラなどにつけられた差は大きい。携帯電話以外の通信機器部門を持つことはシーメンスの

強みだが、この部門でシーメンスが世界のトップに立つのは、従来型電話交換機だけである。NECとの提携をもってしても、IP通信や広帯域技術でシスコシステムズ、ルーセント・テクノロジー、3Com、ノーテルネットワークスなどの先端企業に追いつくのは不可能ではないかとみられている。

シーメンスは依然として欧州最大の電機メーカーで、全世界でもGE、IBMに次いで第3位に位置する。売り上げ規模では、欧州2位のフィリップスの倍以上である。2000年度（99年10月～2000年9月）の売り上げは760億ユーロ、売上利益率は3.9%と、いずれも創業以来最高の記録を達成する見込みである。この好業績を背景に、2001年3月にはニューヨーク証券取引所に上場する。

シーメンスは、欧州のほかの多くのエレクトロニクス企業のように特定のコア事業に特化することなく、現在でも白熱電球からガスタービン発電プラントまで手がける総合電機メーカーである。

しかし事業の再編は行っており、98年夏に「10項目プログラム」を掲げて事業の見直しを始めた。同年秋の英国半導体工場の閉鎖を皮切りに、電機部品や電線ケーブルの製造部門の売却、コンピュータ部門の富士通との統合、半導体部門インフィニオン（Infineon）や電子部品部門エプコス（Epcos）の独立子会社化、上場などにより、売り上げで85億ユーロ相当、6万人の社員の部門を本社から切り離れた。

また、中間管理職以上の3万人に関して従来の年功型の給与規定が廃止され、結果重視型の報酬制度が導入された。うち約4,000人の管理職には固定報酬の1.5倍の成果報酬が与えられ、さらにトップ1,500人にはストック・オプション制度も用意された。成果が出なかった場合の懲罰も厳しい。これまでに2人の取締役が解任された。医療機器部門の場合は、トップ管理職の4分の1が入れ替わっ

ている。

しかし、シーメンスの13の事業部門のうち、国際的にトップクラスの地位を占めるのは6部門にすぎない。自動化機器部門ではABBやロックウェル（Rockwell）と、医療機器部門ではGEと世界のトップを争い、照明機器部門のオスラム社（Osram）はフィリップスに次いで世界2位のシェアを占める。発電機部門はGEとアルストムに次いで、送配電装置部門ではABBとアルストムに次いでいずれも世界3位である。鉄道部門では信号機技術でトップに立つが、車両技術ではアドランツ（Adtranz）を買収したボンバルディア（Bombardier）やアルストムに押され気味である。

自動車電装品の規模はまだ小さく、プラント部門も世界シェアは4位である。電気設備部門や情報技術（IT）サービス部門は欧州だけで、全くグローバル展開していない。グループ内で最も小さな組み立て・マテハン機器（小包選別機、倉庫機械など）部門は、スペア部品や保守整備で稼いでいる状況である。これらの事業を今後シーメンスがどのように位置付けるかによって、同社が模範とするGEとの差が縮まるか広がるかが決まる。

## （2）家電と携帯電話の連携目指すフィリップス

フィリップスの携帯電話端末は欧州市場でエリクソンに続く6位にすぎず、シェアは5%にも達していない。世界市場ではサムスン（Samsung）やパナソニックにも差を付けられ、3.3%のシェアでようやく9位である。しかし、フィリップスはこの世界シェアを10%にまで3倍増する目標を掲げている。

同社の戦略のカギは、家電と携帯電話の連携にある。特に音響機器や画像機器のための統合メディア戦略の中に移動体通信を位置付け、このために携帯電話事業は同社の売り上げの4割を占める家電部門の中に統合された。

統合メディアと携帯電話の融合を目指す同社の命運を左右するのは、音響・画像データを高速伝送できる次世代携帯電話の開発である。このため、オランダとフランスにある研究開発センターの強化拡張を進めている。

しかし同社は、アルカテルやシーメンスのように次世代携帯電話での開発パートナーをまだ得ていない。米ルーセント・テクノロジーと合併で97年に米国に設立したフィリップス・コンシューマ・コミュニケーション社（Philips Consumer Communications）は、製造の遅れや品質問題などのため、設立後2年で解消されている。

欧州第2の電機メーカーであるフィリップスでは、90年代を通して継続的に経営の立て直しが行われてきた。特に96年からは、新社長の下で事業売却や企業買収による事業転換がさらに活発になっている。98年に世界270カ所あった事業所は99年末には200カ所に

減少、2001年までに160～170カ所に減らすことを目標としている。97年から利益が出ているものの、まだ利益は安定していない。同社の事業転換の目的は、約80の製品分野のすべてで世界3位以内に入ることである。しかし、同社のランキング上位の製品はほとんどが成熟商品で、携帯電話のような成長商品では出遅れている（表5参照）。

### （3）半導体市場で成長するインフィニオン

世界の半導体市場は99年には前年比19%増加し、それまでの最高（1,440億ドル、95年）を上回る1,490億ドルの売り上げを記録した。シェア上位は米国、日本、韓国の企業で占められているが、欧州メーカー3社も大手10社の最後部に入り込んでいる。中でもドイツのインフィニオンは、99年には売り上げを前年比33.6%増加させ、それまでの10位から8位に上昇した。

それまで8位だったオランダのフィリップス・セミコンダクター（Philips Semiconductors）は同年5月にVLSIテクノロジー（VLSI Technology）を買収したにもかかわらず、売り上げの伸びは14.1%で10位に転落した（表6参照）。しかし2000年6月に、IBMの米ニューヨーク州のウェハー工場を買収すると発表した。これにより、同社の生産能力は12.5%増強される。

インフィニオン、フィリップス・セミコンダクターと市場を分け合うSTマイクロエレクトロニクス（ST Microelectronics）は、仏トムソン・セミコンダクター（Thomson Semiconductor）と伊SGSが87年に合併してできたICカード用チップのトップ企業である。フィリップス・セミコンダクターとSTマイクロエレクトロニクスは、92年以来協力関係にある。両社は共同でフランスのクロールに300ミリ・ウェハー・パイロットプラントを7億ユーロをかけて建設しており、2002年から生産を開始する計画である。

表5 フィリップス社製品のランキング

製品	世界ランク	欧州ランク
照明器具	1	1
オーディオ・ビデオ	3	2
シェーバー	1	1
スチームアイロン	2	2
半導体	9	3
カラーブラウン管	1	1
レーザーオプティクス	3	1
モニター	2	1
医療診断用画像機器	3	2
デジタル機器	2	1
ワンチップテレビ回路	1	1
パソコン用ビデオカメラ	1	1
電話機	4	1
LCD	1	1

（出所）フィリップス社ホームページ

表6 世界の半導体メーカー大手10社

(単位: 100万ドル、%)

メーカー名	売り上げ(99年)	前年比	ランク(99年)	ランク(98年)
インテル	26,806	17.7	1	1
NEC	9,210	15.9	2	2
東芝	7,618	28.8	3	4
サムスン	7,152	50.2	4	6
テキサス・インスツルメンツ	7,120	22.3	5	5
モトローラ	6,394	9.8	6	3
日立	5,554	19.0	7	7
インフィニオン	5,223	33.6	8	10
STマイクロエレクトロニクス	5,077	20.9	9	9
フィリップス・セミコンダクター	5,074	14.1	10	8

(出所) データクエスト、エレクトロニック

シーメンスの子会社であるインフィニオンは、98年9月の決算では31億8,000万ユーロ、99年9月決算では42億4,000万ユーロの売り上げを記録した。メモリー半導体が前年比86%増と大きな伸びを示したためである。これにより、メモリー半導体は売り上げの29%を占め、同社の最大部門となった。売り上げの15%を占めるICカード用チップも33%増加した。携帯電話用半導体は24%増で売り上げの21%を占め、第2の部門になっている。その他の通信・マルチメディア用半導体は売り上げの19%を、自動車用・産業用半導体は16%を占めている。同社の売り上げの6割が欧州域内で、そのうち約半分が本国のドイツで販売されている。

同社は2000年3月、ニューヨークと法兰克福の株式市場に上場した。同時に、米国のインテルが2億5,000万ドルで資本参加した(シェアは1%)。インテルと同社は共同でDRAMの生産を行うことになっている。DRAMの生産ではモトローラとの合併会社ホワイト・オーク・セミコンダクター(White Oak Semiconductor)を米バージ

ニア州に持つが、この合併会社のモトローラの持ち株を買い取って完全子会社化した。インフィニオンは製造技術の開発では、米国のIBMおよび台湾のUMC(聯華電子)と協力関係にある。親会社のシーメンスは、インフィニオンへの出資比率を現在の71%から4%に減らし、インフィニオンを事実上独立させることを目指している。

#### 4. 次世代携帯電話をめぐる動き

欧州各国で、次世代携帯電話規格であるUMTS(Universal Mobile Telecommunications System)向けの周波数帯の割り当てが行われ、英国とドイツの入札価格は高騰した。これはメーカーにとって大きな負担となり、採算がとれない可能性もある。このため、次世代と現行の中間の技術であるGPRS方式が再び注目され始めた。

##### (1) 高騰する落札価格

2000年に入ってから、欧州各国でUMTSと呼ばれる第3世代携帯電話の周波数帯域免許の割り当てが行われている。スペイン、



フィンランド、英国、ドイツなどで割り当てが行われた。この割り当てでは、入札ではなく、時間とともに価格が競り上がる競売方式で行われた国もある。

最初に競売方式でライセンス取得者とその料金を決定したのは英国である。4月に行われた競売で、ライセンスを競り落とした5社の競売価格の合計は、当初予想の3倍の225億ポンドだった。事前に決められた5つのブロックに分けた周波数帯域に対して、13社が競売に参加した。このうち4社は、既にGSM方式の携帯電話サービス事業を英国内で提供している企業である。そのうちの1社、ボーダフォン・エアタッチ社（Vodafone AirTouch）は、100億ユーロを超える最高額で競り落とした。既にGSMの地上施設網を持つ4社にとっては、この価格はそれほど大きな負担とはならないが、残る1つの周波数帯ブロックを74億ユーロで競り落としたカナダのTIW社は、地上施設設置のための建物所有者との交渉を新たに行わなければならない。

このような高いライセンス価格では採算がとれないとの理由で、7月末から行われているドイツでの競売では、MCIワールドコム（MCI worldcom）などいくつかの通信業者は事前に競売への参加を取りやめ、参加企業は当初予定の13社から7社に減少した。8月17日に6社が決定したが、英国やドイツで高額な入札額を支払わされる企業は、国によって異なる割当制度が競争を阻害しているとして、欧州委員会への提訴を検討している。自国でのライセンス取得にあまり経費をかけずに済むスペインのテレフォニカ社（Telefonica）などは、その分を他国での免許取得に投資できる一方、英国やドイツの

事業者は自国での免許取得だけで資金が底をつく恐れがあるためである。

## （2）注目される「2.5世代」規格

このため、再び注目を集めているのが携帯電話用高速情報通信技術（General packet radio service：GPRS）である。ドイツテレコムの子会社、ドイツテレコム・モバイルネット（Deutsche Telekom Mobilnet）が2000年9月に世界初の実用サービスを開始する同方式は、現在の欧州の携帯電話方式GSMに約8,000万ユーロの追加投資で、携帯電話によるインターネット接続が可能になる。当初は40キロビット/秒、中期的には100キロビット/秒でのデータ伝送が可能となる。

この技術は「第2.5世代携帯電話」とも呼ばれ、速度や容量は限られているものの、インターネット携帯電話でどのようなことができるかを最先端志向の消費者に知ってもらうための「入門編」として、UMTSが登場するまでのつなぎの技術と理解しているメーカーが多い。

しかし、調査会社のフォレスター・リサーチ社の分析によると、次世代携帯電話で最もよく使われるのは、マルチメディア情報端末よりも音声通信に電子メールや株式情報、チケット予約などの簡単なデータ機能を付加したスマートフォンに集中すると予測されている。これは既に日本で普及しているNTTドコモの「iモード」とあまり変わらない。そうであれば、価格の安いGPRSに需要が集中し、UMTSは画像を重視するゲームやスポーツ、あるいは特殊なビジネス用途に需要が限られる可能性もある。

## EU

### EUROPEAN UNION

10 月

- 2日▶欧州委、英蘭系大手食品のユニリーバによる米食品大手ベスト・フーズの買収を承認。欧州で重複するブランドの一部売却を承認の条件に。
- 5日▶EU、一般問題理事会開催。ユーゴへの制裁を解除するとともに、復興に向け全面支援する方針を決定。ユーゴスラビアのミロシェビッチ政権が事実上崩壊し、新政権が誕生する見通しが強まったため。
- 9日▶EU、一般問題理事会にて、ユーゴスラビアのコシュトニツァ大統領就任に伴い、同国との外交関係再樹立などユーゴ支援に向けた11分野の行動計画を採択。
- 11日▶欧州委、米AOLと米メディア大手のタイム・ワーナーの合併を条件付きで認可することを決定。AOLが音楽ソフトなどの供給を受けている出版・メディア大手の独ベルテルスマンとの提携解消を条件とし、インターネット上での音楽ソフト配信の寡占化に歯止め。
- 13日▶EU、特別首脳会議開催。ユーゴスラビアへの2億ユーロ（約190億円）の緊急支援を決定。99年の北大西洋条約機構（NATO）軍空爆で被害を受けた発電、医療施設、食糧の輸送ルート復旧などが主な対象。
- 14日▶EU、ユーゴスラビアのコシュトニツァ新大統領を特別首脳会議に招待。
- ▶EU、特別首脳会議閉幕。多数決制の拡大や一部加盟国による先行統合に大筋合意。欧州委の人選方法や加盟国に割り当てる投票権の見直しなどはなお対立。12月のニースでの次期首脳会議では、EU基本法であるアムステルダム条約の改正を目指す。
- 19日▶欧州委、独仏英スペインが出資する航空機メーカー、エアバス・インダストリーの株式会社化を承認。新会社はエアバス・インテグレートッド・カンパニー（AIC）として、2001年1月に発足予定。
- 20日～21日▶第3回アジア欧州会議（ASEM）首脳会合開催。情報技術（IT）やバイオテクノロジーなど先端分野で協力体制を構築することで合意。第一弾として、欧州とアジアの各情報網を連結させる「欧州アジア高速情報通信網」づくりに乗り出す。社会、文化分野の討議では、今後10年のASEMのビジョンを示す「アジア欧州協力枠組み2000」を採択。
- 23日▶北京でEU・中国首脳会談を開催。中国の貿易自由化や人権問題などを協議。
- 26日▶日・EU規制改革対話開催。EU、競争政策、電気通信など9分野60項目にわたる対日規制緩和と要望書を示し、競争政策では独占禁止法の運用強化など、電気通信では監督部門の独立性強化などを要望。一方、日本も金融サービスなど20分野120項目にわたる規制緩和と要望書をEUに提示。
- 29日▶欧州委、年金運用の自由化に向けて域

内共通の投資ルールを作成する方針を決定。運用資金に占める株式の割合を7割、外貨建て資産の割合を3割まで認める内容で、加盟各国の投資規制よりも緩やか。各国の了承を得たうえで2005年までに実施予定。

- 30日▶EU・ロシア首脳会議開催。ロシア政府、欧州へのエネルギー供給拡大などを盛り込んだ共同宣言「新世紀に向けたEU・ロシアの長期戦略」を発表。原油価格高騰などエネルギー不安が強まっていることを受けた措置。

11 月

- 8日▶欧州委、ポーランド、ハンガリーなど中・東欧12カ国のEU加盟に向けた進捗状況に関する報告書を発表。報告書では、加盟15カ国の了承など手続きの時間などを勘案し、最も早い国の加盟時期が最終的に2005年1月にずれ込む可能性を示唆。
- 13日▶国連の地球温暖化防止ハーグ会議（COP6）開催。97年の同京都会議で定めた先進国の温暖化ガス削減策について具体的なルールの合意を目指す。
- ▶英仏独など欧州10カ国で構成する欧州の安保・防衛協力機関である西欧同盟（WEU）、理事会（外相会議）開催。WEUのほとんどの機能を欧州連合（EU）に引き継ぐことを盛り込んだ「マルセイユ宣言」を採択。今後の欧州安保はNATOとEU独自の安保機構で担われ、WEUの役割は終了。
- 15～16日▶第4回欧州・地中海諸国外相会議開催。2010年までの自由貿易圏創設を再確認。閣僚会議にはリビアもゲストとして参加。
- 17日▶欧州委、米国の輸出に関する優遇税制が改善されていないとして、米国に対し年間40億ドルの制裁を認めるよう

WTOに申請。米企業がタックスヘイブンの販売子会社を通して輸出する際、免税を許可していることが問題となっているもの。

- 20日▶EU、国防相と外相の合同理事会を開催。域内の紛争に対応すべく2003年に創設する緊急対応部隊の戦力体制を決定。6万～7万人の陸軍部隊から成る予定。
- 22日▶欧州委、秋季経済予測を発表。通貨統合に参加するユーロ圏の2000年、2001年の経済成長率を春季の見通しに比べて0.1ポイント上方修正し、それぞれ3.5%、3.2%と予測。
- 24日▶ユーゴスラビアを含むバルカン半島6カ国とEU15カ国の首脳が一堂に会するザグレブ首脳会議開催。バルカン諸国が自由貿易圏の創設や組織犯罪・不法移民対策などで協力協定を結ぶことで合意。EU、6年間で4千億円規模の資金援助を拠出することを約束。

英 国

UNITED KINGDOM

10 月

- 1日▶IT関連産業や医療などの専門職に従事する欧州経済領域（EEA）域外の外国人労働者に対する労働許可証の発給規制を緩和。
- 2～5日▶保守党、党大会開催。
- 4日▶ボーダフォン・グループ、中国携帯電話最大手の中国移动に出資する旨発表。
- 4～5日▶中銀、金融政策委員会で、主要政策金利を6%に据え置くことを決定。
- 5日▶英音楽ソフト大手EMIと米メディア大手タイム・ワーナー、両社の音楽事業統合の認可申請を取り下げる旨発表。
- 14日▶中銀、「ユーロに伴う実際的な問題（Practical Issues Arising from the Euro）」と題する報告書を発表。

- 18日▶中銀、10月の金融政策委員会議事録を公表。全会一致で、政策金利据え置きを決定したことが明らかに。
- 19日▶ブレア首相、クック外相、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交を樹立する方針を発表。
- 20日▶森首相、ブレア首相とソウル市内で会談。
- 26日▶スコットランド地方議会、同地方政府の新首相にヘンリー・マクレシュ氏（労働党）を選出。
- ▶タイムズ紙、世論調査結果を掲載。労働党支持率、前月比8ポイント上昇し45%。保守党支持率、前月比3ポイント低下し32%。
- 30日▶通信大手ケーブル・アンド・ワイヤレス、日本で今後5年間に1,500億円を投じ、光ファイバー網を構築する旨発表。
- ▶フタバ産業、米テネコ・オートモティブと英国での合併事業契約を締結したと発表。英国トヨタ向けなどに自動車マフラーなどを生産。

## 11 月

- 8日▶政府、2001年度予算編成方針を発表。2001年の実質GDP成長率は2.25～2.75%の見通し。
- ▶ボーダフォン・グループによるスイスコム携帯電話部門への出資につき、スイス政府が承認。
- 8～9日▶中銀、金融政策委員会で、主要政策金利を6%に据え置くことを決定。3月以降、9ヵ月連続の据え置き。
- 9日▶ブリティッシュ・テレコム、7～9月期業績が前年同期比大幅な減益となったこと、および大規模な事業再編計画を発表。
- 10日▶ストックホルム証券所を運営するOMグループ、ロンドン証券所の買収を断

念する旨を明らかに。

- 14日▶住友精密、英国の子会社サーフェイス・テクノロジー・システムズがロンドン証券所のAIM市場に上場する手続きを開始した旨を発表。
- 16日▶ドイツ取引所、ロンドン証券所との合併交渉を再開する旨を明らかに。
- ▶本田技研工業、英国工場で、独仏など大陸欧州からの部品調達率を現在の20%強から35～40%に拡大する計画を明らかに。
- 20～21日▶ブレア首相、モスクワを訪問。21日にプーチン大統領と会談。

## フランス

FRANCE

10 月

- 2日▶パリ、アムステルダム、ブリュッセルの3証券市場が統合されたユーロネクスト（EN）で、新株式指標EN100、EN150が稼働開始。
- 3日▶金融機関・投資会社評議会（CECEI）、99年の年次報告を発表するとともに、国内銀行業界内での大型合併についての判断基準を発表。
- ▶ヴォワネ環境相、2001年1月から環境総合税（TGAP）の課税対象を企業のエネルギー消費へも拡大することを確認。
- 5日▶国立統計経済研究所（INSEE）、2000年の経済成長予測を7月に発表した3.5%から3.2%へ下方修正。
- 10日▶政府、企業設立融資（PCE）制度を正式に導入。同制度は、起業家向けの支援策の一環として、特に小規模の起業計画支援を目的とするもの。
- 11日▶ルノー、モロッコの販売会社ルノー・モロッコの持株比率を50%から80%へ引き上げる旨発表。
- ▶ファビウス経済・財政・産業相、金融

- 市場の監督機関である証券取引委員会（COB）と金融市場評議会（CMF）の合併案詳細を発表。
- 13日▶ユーロネクスト、2001年第1四半期にボルドー有名赤ワインを対象とした先物取引を開始する旨発表。
- ▶INSEE、9月の消費者物価上昇率を前年同月比2.2%増と発表。
- 17日▶政府、次世代携帯電話事業権（UMTS）の免許数を増やす考えはないことを明らかに。
- 18日▶政府、閣議でオブリ雇用・連帯相の辞任を承認するとともに、後任としてギグー法相を任命。ギグー法相の後任にはルブランシュ中小企業・消費担当閣外相を任命。
- 21日▶農業省、カルフルなど一部スーパーで狂牛病に感染していた可能性のある牛の肉1トンが10月上旬以降に販売されていたことを明らかに。
- 25日▶仏企業運動（MEDEF）「拡大成功のためのEU改革」と題する小冊子を公表し、EU拡大に向けた改革を提言。
- 26日▶フランス・テレコム、次世代携帯電話（UMTS）の設備納入業者をエリクソン（スウェーデン）、ノキア（フィンランド）、アルカテルとする旨公表。
- ▶ジョスパン首相、今後20年間の国土整備優先政策を協議するための閣僚会議の席上で、現行の空港混雑を解消するために新空港を建設する方針を確認。
- 31日▶雇用省統計によると、9月の失業者数（就労実績78時間以下の職安登録者数）は227万200人、前月比2.5%減、5万8,600人の減少。
- 11月
- 1日▶ガス公社（GDF）個人ユーザー向けガス料金を13%程度引き上げ。
- 3日▶電気通信規制局（ART）フランス・テレコムの市内通話料金の引き下げ申請を承認。
- 8日▶INSEE、99年に実施した国勢調査の集計結果を公表。フランスの総人口は5,862万人、前回（90年）調査時と比べ190万人増加。
- 9日▶政府、フランス・テレコムの市内通話料金引き下げを承認。平均引き下げ率は5.8%で、12月5日から実施。
- 10日▶放射能監視局（OPRI）カルフルがハイパー220店舗で販売している「Trophy」ブランドの紳士用統計メタルバンド部分に放射能が検出されたため、10月26日から販売を禁止。
- ▶ヴィッテルで第76回独仏定例首脳会議を開催。
- 14日▶ジョスパン首相、狂牛病問題の事態沈静化に向けて7つの対策を発表。養鶏・養豚などで、狂牛病の原因になるとされる食物性飼料の一時的な使用停止、骨付き肉の販売禁止などを含む。
- 15日▶IEA、フランスのエネルギー政策に関する報告書を公表。仏電力市場自由化の遅れや、政府による電気料金の地理的な調整政策を非難。
- 16日▶トタルフィナエルフ（石油）、メキシコ湾における新ガス・パイプライン計画を発表。
- 20日▶フランス・テレコム、国際企業向け通信サービスの蘭イクアントを買収する旨発表。
- ▶OECD、フランスの経済成長率について、2000年には3.3%に達するが、2001年に2.9%、2002年に2.5%まで減速すると予測。
- 21日▶雇用省、35時間制の導入にもかかわらず、全従業員の累計労働時間は増加し続けている旨の調査結果を公表。
- 22日▶ファビウス経済・財政・産業相、ユーロ紙幣・硬貨導入に関する最終計画案

を閣議に提示。

- 24日▶INSEE、10月の消費者物価上昇率を前年同月比1.9%と発表。
- 27日▶法務省競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）国内の電子商取引監視センターをモレル市（フィニステール県）に設置、開所。
- 29日▶ヴァイヤン内相、コルシカ島の地位改正に関する法案の素案を公表。

## ドイツ

GERMANY

10月

- 1日▶コール前首相、キリスト教民主同盟（CDU）主催の統一10周年記念式典で演説。
- 3日▶東西ドイツ統一10周年。ザクセン州ドレスデンでの記念式典に、仏シラク大統領、米オルブライト國務長官などが参加。
  - ▶世界最大のビール祭「オクトーバーフェスト」開幕。同祭で飲み干されたビールの量、約620万リットル。
- 11日▶連邦大蔵省、「財政安定協定」に基づき財政安定化計画を発表。財政収支は2004年に均衡、政府累積債務は2004年に対GDP比54.5%に。前提となる実質GDP成長率は2000～2001年2.75%、2002～2004年2.5%。
  - ▶政府、ユーゴスラビアに3,000マルクの緊急人道援助をすることを閣議決定。
- 14日▶野党・民主社会党（PDS）のツィマー副党首、党大会で新党首に選出。
- 18日▶政府、2005年までに温室効果ガスの排出量目標を90年水準の75%とすることを閣議決定。一般家庭、産業、交通の分野別にそれぞれ削減目標値と具体策を提示。
  - ▶政府、ヒトのクローン技術への特許付与禁止などを定めた法案を閣議決定。
- 20日▶首相、ソウルで森首相と会談。独の北朝鮮との国交樹立方針を明言。
- 23日▶野党CDUのポレンツ幹事長、辞任を表明。後任にマイヤー氏。
- 24日▶6大経済研究所、秋季合同経済見通しを発表。2000年、2001年の実質GDP成長率を3.0%、2.7%と予測。
- 26日▶フィッシャー外相、2005年までに新たに10カ国がEUに加盟することを示唆。同時に「ドイツにとってポーランドが第一陣に加わることが大切」と強調。
  - ▶政府、2000年の実質GDP成長率見通しを上方修正。0.25ポイント高の3.0%。
  - ▶政府、連邦州内務相と国民民主党（NPD）について協議。同党の活動禁止を連邦憲法裁判所に申請することを決定。
- 27日▶クリムト運輸・建設相、リニアモーターカー「トランスラピッド」の事業化調査で2路線を決定。ドルトムント・デュッセルドルフ間とミュンヘン空港・市内間。
  - ▶連邦議会、女性の武器取り扱いを認めるための基本法（憲法）改正案を可決。連邦参議院通過後、発効の見通し。
- 28日▶連邦議会、国際刑事裁判所への刑事犯引き渡しを可能にするための基本法改正案を可決。連邦参議院通過後、発効の見通し。
  - ▶首相、中東歴訪開始。エジプトのムバラク大統領と会談。独首相のエジプト訪問は5年ぶり。
- 30日▶フィッシャー外相、東京で河野外相と会談。日独の交流促進に向け新たな「行動計画」を採択。
- 31日▶外相、森首相と会談。北朝鮮情勢につき意見交換。
  - ▶首相、エルサレムでバラク・イスラエル首相と会談。

- ▶ハノーバー万博終了。入場者数は約1,800万人。収支は約24億マルクの赤字。

11 月

- 1日▶政府、ユーゴスラビアとの国交を回復する方針を閣議決定。時期は未定。
- ▶米証券取引委員会（SEC）、アリアンツ（保険）の米株式市場への上場を許可。同社、米国株式上場で株式交換方式の合併・買収を目指す。
- ▶首相、パレスチナ自治区ガザでアラファト自治政府議長と会談。首相、同会談後、イスラエルとパレスチナ双方に自制を促す。
- ▶ベック・ラインラントプファルツ州首相、連邦参議院議長に就任。任期は1年。
- 2日▶国際通貨基金（IMF）、ドイツ経済の年次審査報告を公表。2000年、2001年の実質GDP成長率を2.9%、3.1%と予測。
- 3日▶金融市場監督協議会発足。アイヒェル蔵相、銀行・保険・証券の各監督局長、ヴェルテケ連銀総裁らが参加。国内の金融再編を機に業態の枠を超えた問題を協議。
- 7日▶連邦雇用庁、10月の失業率を8.9%と発表。94年11月ぶりの8%台を記録。
- 8日▶政府、NPDの非合法化を連邦憲法裁判所に申請することを閣議決定。基本法は「民主的な秩序を侵害する政党は違憲」と定める。
- ▶公務・運輸・交通労組（ÖTV）のマイ委員長、辞意を表明。ÖTVが他4労組と合併し成立予定のサービス労組「ヴェル・ディ」への支持が揺らいでいることを懸念。
- 9日▶ベルリンで行われた反極右デモに、約20万人が参加。62年前のナチスによる

ユダヤ人商店襲撃「水晶の夜」に合わせた集会。首相、大統領も参加。

- ▶政府、産業界と二酸化炭素排出量の削減で合意。2005年までに90年の水準から28%削減。政府、地球温暖化防止ハーグ会議（COP6）に向け決意示す。
- ▶アイヒェル蔵相、講演で「2009年までに対GDP比で1%程度の財政黒字を目指す」と表明。
- 10日▶連邦参議院、自動車運転中の携帯電話使用を禁じる法案を可決。違反者には60マルクの罰金とし、2001年より施行。ただし渋滞中や信号待ちの間は利用可。
- ▶連邦議会、同性愛者のカップルに法的な配偶者関係を認める改正案を可決。連邦参議院での可決を経て成立。
- ▶首相、仏シラク大統領、ジョスパン首相と会談。EU機構改革、核廃棄物の輸送問題を中心に意見交換。
- 14日▶ドイツ銀行、保有する事業法人株式すべてを2005年までに売却する計画を、独有力紙が報道。7月に成立した税制改革で、法人の株式売却益が2002年から非課税となるのを受けたもの。同銀が大株主である主要企業：ダイムラークライスラー（11.9%）、ミュンヘン再保険（9.6%）、リンデ（10%）、アリアンツ（4.1%）など。
- 15日▶政府経済諮問委員会（五賢人委員会）、国内経済見通しを発表。2000年、2001年の実質GDP成長率を3.0%、2.8%と予測。2001年は内需主導型の景気回復に。年金改革、労働市場改革は不可避と主張。
- ▶主要国首脳会議に向け、首相の準備を担当するシェルパにアルフレート・タッケ経済次官、2001年1月付で就任予定。
- 16日▶クリムト運輸・建設相辞任。97年、社会福祉法人から受け取った資金をサッ

カーチームの運営資金に流用したことが発覚。後任にクルト・ボーデヴィツヒ氏（SPD）。

▶首相、EADS傘下のエアバス・インダストリーに約20億マルクを融資することを発表。超大型旅客機「A3XX」の開発を支援。

▶ユーゴスラビアとの国交回復。

20日▶OECD、ドイツの実質GDP成長率が2000年3.0%、2001年2.7%、2002年2.5%と予測。税制改革を評価。

21日▶首相、ベルリンでオーストリアのシュツセル首相と会談。EU機構改革やEU拡大をめぐる意見交換。EU各国によるオーストリア制裁解除後、初めての会談。

23日▶ナウマン文化担当相（SPD）辞任。後任にニダリュメリン氏（同）。

24日▶政府、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州産の牛が狂牛病に汚染されていたことを確認。ドイツ産の牛で狂牛病が確認されたのは初めて。

25日▶首相、ブダペストでオルバーン・ハンガリー首相と会談。EU拡大などにつき意見交換。

26日▶フィッシャー外相、ベルリンでイワノフ露外相と会談。欧州の安全保障問題などにつき協議。

## イタリア

ITALY

10 月

3日▶ディーニ外相、ベトナムを公式訪問。グエン・ディ・ニエン外相、グエン・マイン・カム副首相と会談。

18日▶豪雨で各地に被害。トリノでは、交通網が寸断され、工場の閉鎖も相次ぐ。

19日▶次世代携帯電話免許の入札開始。5件の免許付与に対し6社が入札。

21日▶与党・中道左派連合、党大会で次期首

相候補にルテリ・ローマ市長を指名。

2001年4月頃とされる総選挙に備える。

24日▶次世代携帯電話免許を獲得する5社決定。入札額は政府見込みを大幅に下回る121億6,000万ユーロ。落札企業は以下の通り：オムニテル（ボーダフォン出資）、IPSE（テレフォニカ出資）、ウィンド（ENELとフランステレコム出資）、アンダーラ（ハチソン・ワンポア出資）、TIM（テレコム・イタリア出資）。

▶検察当局、次世代携帯電話入札を巡り調査開始。入札で価格操作または不正行為があった疑い。

▶上院、2005年を目途に徴兵制度廃止する法案を可決。

11 月

6日▶政府、次世代携帯電話入札で携帯電話会社ブルーの保証金21億ユーロの没収を通告。同社が入札から早々に脱落し、落札額が大幅に低下したため。

8日▶ブルー、次世代携帯電話入札の保証金没収で政府を提訴。

9日▶イタリア裁判所、政府によるブルーの保証金没収を凍結。同社が廃業に追い込まれることを懸念。

14日▶レッタ工業・貿易相、北朝鮮を訪問。

17日▶政府、狂牛病感染を防ぐため、フランスからの成牛と骨付き牛肉の輸入禁止を決定。

## オランダ

NETHERLANDS

10 月

2日▶世界第2位のステッパー（縮小投影露光装置）メーカー、ASMリソグラフィ、同4位の米シリコン・バレー・グループを買収すると発表。買収により、世界でのシェアは首位ニコンを



抜き世界1位に。

25日▶アナン国連事務総長、緒方貞子国連難民高等弁務官の退任に伴い、後任にルドルフス・ルベルス前首相を指名したと発表。

11 月

2日▶香港政府との間で、船舶輸送での二重課税防止協定に調印。

11日▶政府、北朝鮮と国交樹立交渉に入る用意があると発表。

13~24日▶ハーグで地球温暖化防止会議、気候変動枠組み条約第6回締約国会議(COP6)が開催。森林による二酸化炭素吸収など、包括合意を断念、具体的な成果がないまま閉幕。

17日▶電機大手フィリップス、米電子機器メーカーのアジレント・テクノロジーの医療機器部門を17億ドルで買収することを発表。

28日▶下院、安楽死を合法とする法案を可決。上院審議を経て2001年前半にも施行される見通し。

## ベルギー

BELGIUM

10 月

8日▶統一地方選挙実施。仏語系とオランダ語系住民が言語紛争を繰り返してきた東部の小村フーロンで37年ぶりにオランダ語系が勝利。今回の選挙ではオランダ人村民に初の参政権が認められた。アントワープでは、3人に1人が極右政党「フラームス・ブロック(VB)」に投票。

19日▶サベナ航空、再建計画の枠内で路線廃止ならびに400~500人の人員削減を実施する旨発表。

11 月

6日▶レインデル蔵相、ユーロ圏の蔵相で構成する非公式協議機関ユーログループ会合後、記者団に対し、同グループは引き続きユーロ相場水準を懸念している認識を明らかに。

9日▶議会、投機的短期資本への課税を検討するため、EU議長国となる2001年後半にイニシアティブの発揮を政府に求める決議を採択。

## デンマーク

DENMARK

10 月

13日▶中銀、主要政策金利(貸出金利)を0.1ポイント引き下げ5.5%に。

23日▶河野外相、来日中のピーターセン外相と会談。

27日▶中銀、主要政策金利(貸出金利)を0.1ポイント引き下げ5.4%に。

## アイルランド

IRELAND

10 月

26日▶元国営通信会社エアコム、傘下の携帯電話会社最大手エアセルの売却を巡り、英ボーダフォン・グループと独占的な交渉を開始したと発表。

11 月

10日▶中央統計局、10月の消費者物価上昇率を6.8%と発表。16年ぶりの高水準に。

## スペイン

SPAIN

10 月

2日▶政府、次世代携帯電話の事業免許の追加交付を決定。

10日▶通信大手テレフォニカ、米モトローラよりブラジル、ホンジュラスなどの携

帯電話子会社を買収したと発表。

- 17日▶国内最大の電力会社エンデサと2位のイベルドローラが合併合意。
- 20日▶アスナール首相、韓国の金大中大統領との首脳会談で、北朝鮮との国交樹立に取り組む旨表明。
- 22日▶アスナール首相、イランを訪問。経済、科学分野などで両国の関係拡大に合意。

## 11 月

- 8日▶政府、欧州委に対し、フランスの繁殖用成牛の輸入全面禁止を要請。
- 22日▶ファン・カルロス大統領、即位25周年。  
▶農相、国内で初めての狂牛病の感染牛が確認されたと発表。

## ポルトガル

PORTUGAL

## 10 月

- 16日▶政府、2001年度国家予算案を国会に提出。2001年のGDP成長率は3.2%～3.4%の見込み。
- 25日▶国家統計院(INE)によると、2000年第2四半期のGDP成長率は、前年同期比2.7%増(第1四半期は2.9%増)。

## 11 月

- 8日▶2001年度予算案、国会を通過。

## ギリシャ

GREECE

## 10 月

- 7日▶ギリシャ空軍機、約30年ぶりにトルコの空軍基地に着陸。両国の関係改善を反映。

## 11 月

- 4日▶日本人観光バス乗っ取り事件、約8時間後に犯人が投降。人質35人(日本人33人)全員開放。

- 14日▶中銀、主要政策金利を0.5ポイント下げ7.0%に。15日から実施すると発表。2001年の通貨統合参加に向け、国内政策金利をユーロ圏金利に収れんさせることが必要との認識から。利下げ後の金利差は2.25ポイント。
- 19日▶首相、アテネ五輪の準備の遅れを理由にパンガロス文化相を更迭。
- 20日▶アテネの食肉卸売団体、外国産食肉の取り扱いを拒否すると発表。フランスで深刻化する狂牛病を懸念して。
- 21日▶政府、22日から仏産牛肉と飼料の一部を輸入禁止とすることを発表。狂牛病の広がりを懸念。
- 28日▶中銀、主要政策金利を0.5ポイント引き下げ6.5%に。ユーロ圏金利への収れんを図る。

## オーストリア

AUSTRIA

## 10 月

- 5日▶政府、米国と第二次世界大戦中の強制労働補償で合意。
- 15日▶シュタイーマルク州で州議会選挙。与党・国民党が47.3%を獲得。国民党と連立政権を組む自由党、議席を大幅に減らす。
- 25日▶ウィーン中心部に建設中だったユダヤ人虐殺の記念碑完成。大統領ほか記念式典に参加。
- 26日▶上院のパイヤー議長を含む6人、広島を訪問。原爆資料館などを見学。
- 30日▶英クック外相、EU加盟国外相では外交制裁解除後初めて、オーストリアを訪問。

## 11 月

- 2日▶次世代携帯電話免許の入札開始。周波数ブロックは12で6社が入札。
- 11日▶キッツシュタインホルン山の山岳鉄道、

トンネル内で車両火災。死者、日本人10人を含む155人。

21日▶元F1チャンピオンでラウダ航空社長のニキ・ラウダ氏、業績不振の責任をとり社長を辞任する旨発表。

## スウェーデン

SWEDEN

10 月

19日▶リンド外相、河野洋平外相とソウル市内で会談。

20日▶通信機器大手エリクソン、赤字を計上している携帯電話部門の製造を国内から、アジア、中南米、東欧に移管する旨発表。

## フィンランド

FINLAND

11 月

15日▶電力会社TVO、国内5基目となる原発新設の申請を政府に提出。

17日▶2001年の労使協定が妥結。2001年の労働コストは3.1%の引き上げとなる見込み。

## スイス

SWITZERLAND

10 月

10日▶EUの歩調に合わせ、対ユーゴスラビア経済制裁を解除。

18日▶オギ大統領、99年末の大統領の任期満了に伴い、政界引退を発表。

23日▶英国の電子証券取引所とスイス取引所の統合で正式合意。新市場の名称はバートX。

30日▶UBS、米シティ・バンクなど欧米の主要大手銀行の11行、マネーロンダリング（資金洗浄）の防止に向けた独自の自主基準を発表。

11 月

1日▶政府、EU加盟協議の是非を問う国民投票を2001年3月4日に行うと発表。市民団体の署名により発議されたもの。

13日▶政府、次世代携帯電話事業入札で、入札参加企業の減少を理由に、延期を決定。

26日▶国民投票開催。5項目すべてで、国民は政府の意向を支持。

27日▶スイス、ノルウェーなど4カ国から成る欧州自由貿易連合（EFTA）、メキシコと自由貿易協定を締結。

## ノルウェー

NORWAY

10 月

4日▶2001年度予算案発表。財政収支は1,922億クローネの黒字（石油関連の歳出入を除くと120億クローネの赤字）見込み。2001年の成長率見通しは2.6%。

16日▶ノルディック・バルティック・ホールディング（北欧最大手銀行のメリタ・ノルドバンケンを中核とする金融グループ）、クリスティニアバンク・オグ・クレジットカッセ（ノルウェー第2位の銀行グループ）の買収で合意。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	4.4	2.3	9.3	2.7	1.8	12.4	2.3	2.7	9.6	2.2	3.9	11.1
95年	2.8	2.9	8.0	2.1	1.8	11.8	1.7	1.7	9.4	2.9	5.4	11.6
96年	2.6	3.0	7.2	1.5	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6
97年	3.5	2.8	5.5	2.0	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7
98年	2.6	2.6	4.7	3.2	0.7	11.9	2.1	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8
99年	2.2	2.3	4.3	2.9	0.5	11.2	1.6	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4
1999年 4～6月	1.8	2.3	4.4	*0.8	-	-	1.4	-	-	1.1	1.6	11.7
7～9月	2.3	2.2	4.2	*1.0	-	-	1.6	-	-	1.3	1.7	11.1
10～12月	2.9	2.2	4.1	*1.0	-	-	2.4	-	-	2.2	2.1	11.1
2000年 1～3月	3.0	2.1	4.0	*0.6	-	-	3.4	-	-	3.0	2.4	11.4
4～6月	3.2	2.1	3.8	*0.8	-	-	3.1	-	-	2.7	2.6	10.8
7～9月	2.9	2.1	3.6	*0.7	-	-	-	-	-	2.4	2.6	10.1
1999年 9月	-	2.1	4.2	-	0.7	11.1	-	0.7	10.1	-	1.8	-
10月	-	2.2	4.1	-	0.8	11.0	-	0.8	9.9	-	2.0	-
11月	-	2.2	4.1	-	0.9	10.8	-	1.0	10.0	-	2.0	-
12月	-	2.2	4.0	-	1.3	10.6	-	1.2	10.3	-	2.1	-
2000年 1月	-	2.1	4.0	-	1.6	10.5	-	1.6	11.0	-	2.2	-
2月	-	2.2	4.0	-	1.4	10.2	-	1.8	10.9	-	2.4	-
3月	-	2.0	3.9	-	1.5	10.0	-	1.9	10.6	-	2.5	-
4月	-	1.9	3.8	-	1.3	9.9	-	1.5	9.8	-	2.3	-
5月	-	2.0	3.8	-	1.5	9.8	-	1.4	9.3	-	2.5	-
6月	-	2.2	3.8	-	1.7	9.6	-	1.9	9.1	-	2.7	-
7月	-	2.2	3.7	-	1.7	9.7	-	1.9	9.3	-	2.6	-
8月	-	1.9	3.6	-	1.8	9.6	-	1.8	9.3	-	2.6	-
9月	-	2.2	3.6	-	2.2	9.5	-	2.5	9.0	-	2.6	-
10月	-	-	-	-	1.9	9.4	-	-	-	-	2.5	-

	スペイン			ポルトガル			ギリシャ			オランダ		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	2.3	4.7	24.2	0.8	5.2	6.9	1.5	10.9	9.6	3.2	2.7	7.5
95年	2.7	4.7	22.9	1.9	4.2	7.3	2.0	8.9	10.0	2.3	2.0	7.0
96年	2.4	3.6	22.2	3.0	3.1	7.3	2.6	8.2	9.8	3.1	1.4	6.6
97年	3.9	2.0	20.8	3.6	2.2	6.7	3.2	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5
98年	4.3	1.8	18.8	3.9	2.8	5.0	3.5	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1
99年	4.0	2.3	15.9	3.0	2.5	4.4	3.5	2.6	11.7	3.9	2.2	3.2
1999年 4～6月	4.0	2.3	15.6	2.8	2.5	4.5	-	-	-	3.1	2.2	3.1
7～9月	4.0	2.4	15.4	3.2	2.0	4.2	-	-	-	3.9	2.3	3.1
10～12月	4.1	2.7	15.4	3.2	2.0	4.1	-	-	-	4.9	2.1	2.9
2000年 1～3月	4.2	2.9	15.0	-	1.8	4.4	-	-	-	4.9	2.0	3.0
4～6月	4.2	3.2	14.0	-	2.5	3.8	-	-	-	4.1	2.4	2.4
7～9月	-	3.6	-	-	3.4	-	-	-	-	-	2.7	2.5
1999年 9月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.0	-	-	2.2	3.0
10月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.2	-	-	2.1	3.0
11月	-	2.7	-	-	2.0	-	-	2.6	-	-	2.2	2.7
12月	-	2.9	-	-	2.0	-	-	2.7	-	-	2.2	2.9
2000年 1月	-	2.9	-	-	2.1	-	-	2.6	-	-	2.0	2.9
2月	-	3.0	-	-	1.8	-	-	2.9	-	-	2.0	3.1
3月	-	2.9	-	-	1.5	-	-	3.1	-	-	1.9	2.9
4月	-	3.0	-	-	2.1	-	-	2.6	-	-	2.1	2.8
5月	-	3.1	-	-	2.6	-	-	2.9	-	-	2.4	2.4
6月	-	3.4	-	-	2.9	-	-	2.7	-	-	2.7	2.4
7月	-	3.6	-	-	3.2	-	-	2.6	-	-	2.8	2.4
8月	-	3.6	-	-	3.5	-	-	2.9	-	-	2.5	2.5
9月	-	3.7	-	-	3.4	-	-	3.0	-	-	2.9	2.6
10月	-	-	-	-	-	-	-	3.8	-	-	3.1	-

1) GDP成長率は前年比および前年同期比 \*は前期比 は推定値  
 2) 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比  
 3) ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、99年より半期(1月～6月、7月～12月)平均値  
 資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

ベルギー			ルクセンブルク			デンマーク			アイルランド			オーストリア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.4	2.4	13.9	9.1	2.2	2.6	5.5	n.a.	7.2	5.5	2.4	14.1	2.4	3.0	6.5
2.3	1.5	14.1	4.1	1.9	2.9	2.8	n.a.	7.2	8.3	2.5	12.1	1.7	2.2	6.6
1.0	2.1	13.8	5.3	1.4	3.3	2.5	2.0	6.8	7.7	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0
3.5	1.6	13.3	7.5	1.4	3.7	3.1	1.9	5.6	10.7	1.5	9.8	1.2	1.3	7.1
2.7	1.0	12.6	7.5	1.0	3.3	2.5	1.3	5.2	8.9	2.4	7.4	2.9	0.9	7.2
2.5	1.1	11.7	-	1.0	3.1	1.7	2.1	5.2	9.8	1.6	5.6	2.1	0.6	6.7
-	-	-	-	-	-	2.3	1.7	5.4	8.1	-	5.7	1.4	0.4	6.2
-	-	-	-	-	-	1.4	2.3	5.2	11.0	-	5.5	2.5	0.5	5.3
-	-	-	-	-	-	2.5	2.8	4.9	-	-	5.1	3.3	1.0	6.6
-	-	-	-	-	-	2.6	2.9	4.9	-	-	4.5	3.5	1.6	7.7
-	-	-	-	-	-	3.6	2.9	4.8	-	-	4.2	4.1	2.1	5.3
-	-	-	-	-	-	-	2.6	-	-	-	3.9	-	2.9	4.6
-	1.2	12.2	-	1.7	3.1	-	2.4	5.1	-	1.5	5.1	-	0.5	5.4
-	1.3	11.8	-	1.9	3.1	-	2.6	5.0	-	1.5	5.0	-	0.8	5.8
-	1.5	11.3	-	1.9	3.1	-	2.7	4.9	-	2.1	4.9	-	0.8	6.6
-	1.9	11.3	-	2.4	3.1	-	3.1	4.9	-	3.4	4.7	-	1.4	7.3
-	1.8	11.3	-	3.2	3.3	-	2.8	5.0	-	4.0	4.6	-	1.2	8.4
-	2.0	11.0	-	2.7	3.2	-	2.8	4.9	-	4.3	4.5	-	1.7	8.0
-	2.3	10.6	-	2.8	3.1	-	3.0	4.8	-	4.6	4.3	-	1.9	6.6
-	2.0	10.6	-	2.7	2.9	-	2.9	4.7	-	4.9	4.3	-	1.9	5.9
-	2.2	10.1	-	2.6	2.8	-	2.8	4.8	-	5.2	4.2	-	1.8	5.3
-	2.8	10.1	-	3.3	2.7	-	2.9	4.9	-	5.5	4.1	-	2.7	4.7
-	2.8	11.2	-	3.4	2.7	-	2.8	4.9	-	6.2	4.0	-	2.8	4.5
-	2.9	11.9	-	3.1	2.7	-	2.2	4.8	-	6.2	3.9	-	2.7	4.6
-	3.4	11.5	-	3.4	2.9	-	2.7	-	-	6.2	3.8	-	3.0	4.6
-	-	-	-	3.5	-	-	2.8	-	-	6.8	-	-	2.8	5.2

スウェーデン			フィンランド			スイス			ノルウェー			アイスランド		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.3	2.2	8.0	4.5	1.1	16.6	1.0	0.9	4.7	5.7	1.4	5.4	2.0	1.7	4.7
3.9	2.5	7.7	4.0	1.0	15.4	0.8	1.8	4.2	3.7	2.4	4.9	3.2	1.7	5.0
1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.0	0.8	4.7	4.8	1.3	4.9	4.9	2.3	4.4
1.8	0.5	8.0	5.6	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2	3.5	2.6	4.1	4.5	1.8	3.9
2.9	0.1	6.5	4.9	1.4	11.4	2.1	0.0	3.9	2.0	2.2	3.2	5.0	1.9	2.8
3.8	0.4	5.6	3.5	1.2	10.2	1.7	0.8	2.7	0.8	2.3	3.2	4.4	3.4	1.9
4.1	0.2	5.4	3.4	1.2	11.7	1.1	0.3	2.7	0.9	2.5	3.3	-	1.9	2.3
4.1	0.7	6.0	2.8	1.1	8.9	1.6	0.6	2.4	0.7	2.3	3.2	-	4.1	1.9
3.8	1.1	5.2	3.5	1.7	9.3	3.1	1.1	2.4	0.9	2.0	3.4	-	5.3	1.6
3.9	0.8	5.4	5.2	2.7	11.0	3.9	1.6	2.4	1.0	2.9	3.9	-	5.8	1.8
3.9	0.8	4.4	4.5	3.0	11.1	3.8	1.4	1.9	2.6	2.9	3.3	-	5.8	1.4
-	-	-	-	3.9	8.4	-	2.0	-	-	3.4	3.5	-	4.8	1.0
-	1.0	5.5	-	1.1	9.1	-	1.2	2.3	-	2.1	3.1	-	4.9	1.4
-	0.9	5.2	-	1.3	9.5	-	1.2	2.3	-	2.5	3.2	-	5.3	1.4
-	0.9	5.2	-	1.6	9.4	-	1.3	2.4	-	2.8	3.3	-	5.0	1.5
-	1.3	5.3	-	2.0	9.1	-	1.7	2.5	-	2.8	3.7	-	5.6	1.8
-	0.5	5.7	-	2.2	10.6	-	1.6	2.6	-	2.9	3.6	-	5.8	1.8
-	0.9	5.4	-	2.7	11.3	-	1.6	2.4	-	3.2	3.8	-	5.6	1.7
-	1.0	5.1	-	3.1	11.2	-	1.5	2.3	-	2.5	4.0	-	5.9	1.9
-	0.9	4.7	-	2.7	11.0	-	1.4	2.1	-	2.6	3.6	-	6.0	1.5
-	1.0	4.1	-	2.9	11.9	-	1.6	1.9	-	2.8	3.4	-	5.9	1.5
-	0.8	5.1	-	3.5	10.3	-	1.9	1.8	-	3.3	3.2	-	5.5	1.3
-	0.8	5.2	-	3.7	7.8	-	2.0	1.8	-	3.3	3.3	-	5.6	1.1
-	0.9	5.1	-	3.8	8.3	-	1.3	1.8	-	3.5	3.6	-	4.7	1.1
-	0.8	4.1	-	4.2	9.1	-	2.3	1.7	-	3.5	3.4	-	4.0	0.9
-	-	-	-	-	-	-	1.9	1.7	-	3.1	-	-	4.2	-

注1：97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。

注2：アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀からCentral Statistics Office統計値に変更。

注3：デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。

2000年12月1日現在

国名	通貨	略号	交換レート	備考
ユーロ圏11カ国	ユーロ	EUR	97.97	
フランス	仏フラン	F.F.R.	14.94	6.55957
ドイツ	独マルク	D.M.	50.09	1.95583
イタリア	伊リラ	LIT.	5.06注2	1.93627
オランダ	オランダ・ギルダー	D.G.L.	44.45	2.20371
ベルギー	ベルギー・フラン	B.F.R.	242.84注2	40.3399
スペイン	スペイン・ペセタ	S.PESETA	58.88注2	166.386
ポルトガル	ポルトガル・エスクード	P.ESC	0.49	200.482
アイルランド	アイルランド・ポンド	IRELAND £	124.39	0.787564
オーストリア	オーストリア・シリング	A.SCH.	7.12	13.7603
フィンランド	フィンランド・マルカ	MARKKA	16.47	5.94573
ギリシャ	ドラクマ	DR.	0.28注3	340.750
英国	英ポンド	STG.£	161.49	
デンマーク	デンマーク・クローネ	D.K.R.	13.24	
スウェーデン	スウェーデン・クローネ	S.K.R.	11.44	
スイス	スイス・フラン	S.F.R.	64.85	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	N.K.R.	12.24	
アイスランド	アイスランド・クローネ	I.K.R.	1.28	

注：1) 交換レートは、現地通貨当たりの円貨額（売り相場）を表示。

ユーロ圏11カ国の備考欄は、1 EURに対する各国通貨の交換レート。

2) イタリア、ベルギー、スペインはそれぞれ100 LIT、100 B.F.R.、100 S.PESETA当たりの円貨額。

3) ギリシャは2001年1月よりユーロ導入。

出所：東京三菱銀行EXCHANGE QUOTATIONS (Opening)、ただしギリシャ、アイスランドはFINANCIAL TIMES ホームページ“FT.com”による12月1日現在のレート。

## JETRO ユーロトレンド

2000年12月号 (NO.44) 2000年12月15日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。